

市町村社協経営改革検討委員会報告書

はじめに	1
1. 市町村社協を取り巻く状況（経営改革を考えるうえでの前提）	3
2. 大阪府内の市町村社協の現状と課題（経営改革の視点から）	5
(1) 大阪府内の市町村社協の活動・事業の特色	5
(2) 平成15年度市町村社協概況一覧から	5
(3) 市町村社協アンケートから	7
(4) 経営改革の観点から見た市町村社協の現状と課題	9
3. 市町村社協が担うべきミッション（社協は何をする組織なのか）	15
(1) 市町村社協に期待される役割と担うべきミッション	15
(2) ミッションを実現するための条件	17
4. 市町村社協経営改革指針	21
(1) 市町村社協における経営改革の考え方	21
(2) 経営改革に取り組むうえで必要なこと	21
(3) 経営改革に向けた重点的な取り組み（社協改革プログラム）	24
《プログラム 1》 社協のミッション（使命）と役割分担の明確化	25
《プログラム 2》 プラットホームのイメージの明確化と取り組みの推進	26
《プログラム 3》 社協活動・事業評価システムの構築	28
《プログラム 4》 市民と連携・協働した事業スタイルの確立	30
《プログラム 5》 人材育成システムの構築	31
《プログラム 6》 財源確保のしくみづくり	32
資料編	37

平成16年3月

市町村社協経営改革検討委員会
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

はじめに

①市町村社協経営改革検討委員会設置の背景

平成12年に改正された社会福祉法により、今後の社会福祉の方向性として地域福祉の推進が明確に掲げられ、市町村社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた。こうした役割を的確に果たしていくために、各々の市町村社協はこれまでの活動・事業、また、それを支えている組織・財政のあり方を見直し、すべての役職員や構成団体の理解と参加のもと、より自立性の高い組織となるよう経営改革に取り組むことが求められている。

また、同法に位置づけられた市町村地域福祉計画の策定が本格化してくるなかで、地域福祉推進における公民の役割分担が重要な論点となっており、特に「民」のサイドにおける活動・事業のとりまとめ役である社協のあり方を明確に示していくことが求められている。これは経営改革の原点である「組織としての使命（ミッション）」を明確にすることでもあり、十分な議論が不可欠である。

本委員会は、こうした状況をふまえ、公民の役割分担、「民」のなかでの役割分担を前提として、地域福祉の推進役としての市町村社協の使命を明確にしたうえで、それを実現するための事業運営、組織運営、財政運営に関する経営改革のあり方について、大阪府内の市町村社協における議論の指針を検討するために設置したものである。

②本委員会における検討の内容と方法

本委員会は、市町村社協における経営改革のあり方を明らかにするにあたり、次の事項を主な検討項目として設定した。

- ・市町村社協の活動・事業、組織、財源の現状と課題について
- ・市町村社協のミッション、さまざまな「民」、行政の役割分担について
- ・市町村社協における経営改革の指針について

上記の項目についての検討を行うために、地域福祉および経営に関する学識経験者、関係団体・行政・社会福祉協議会の代表者によって構成し、5回にわたる委員会で議論を重ねた。また、経営改革に関する大阪府内市町村社協の取り組み状況や意向を把握するために、府内（大阪市を除く）全43市町村社協を対象としたアンケート調査を実施した。

③今後の取り組みについて

本報告書においては、各市町村社協が経営改革をすすめていくうえで、基本となる考え方や、当面取り組むべき事項（社協改革プログラム）を「市町村社協経営改革指針」として示した。

各市町村社協においては、この指針を参考にしつつ、地域の状況やこれまでの活動・事

業の総括をふまえて、早期に着手されることを期待する。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画等の策定状況を勘案し、それらとも整合性を図りながら、目標年次を定めた取り組みが展開されることを期待する。

また、本報告書をふまえた経営改革の取り組みを推進していくために、市町村社協への情報提供等の支援を行うとともに、個々の課題に関する具体的な取り組み方策等に関する検討組織を大阪府社協が事務局となって設置し、継続的な検討を行うものとする。

さらに、本報告書で示した指針についても、社会情勢の変化等をふまえ、適宜再検討を行っていくものとする。

1. 市町村社協を取り巻く状況（経営改革を考えるうえでの前提）

一連の社会福祉基礎構造改革とともに、社会経済全般にわたる変化の影響を受けて、社会福祉のしくみや、社会福祉に関わる人々をとりまく環境は大きく変わっている。そのなかから、特に市町村社協の経営改革を考えていくうえで、つぎの点について認識しておく必要がある。

①社会福祉法で「地域福祉」が明文化されるとともに、社協の役割が明確化された

平成12年に改正された社会福祉法では、「地域福祉の推進」が法の目的として明記された。また、地域福祉の担い手として地域住民・社会福祉事業者・地域福祉活動者があげられた。すなわち、多様な主体の参加によって地域福祉を推進していくことが、これから社会福祉の基本的な方向になったということである。この社会福祉法のなかで、市町村社協は地域福祉の組織的な担い手である社会福祉事業者や地域福祉活動者が参加し、地域福祉の推進を図る団体と位置づけられた。

大阪府内の市町村社協は、社会福祉法が改正される以前から地域福祉推進の中核的な機関として活動・事業を展開してきた。社会福祉法は、そうした実績を評価したものであるといえるが、あらためて社会福祉事業者や地域福祉活動者の参加が位置づけられたことは、従来の「地域福祉＝社協」的なイメージを超えて、多様な主体が参加した真の意味での「協議会」（＝プラットホーム）となることが、市町村社協に求められているということである。また、そのプラットホームに、社会から排除された人々の人権を回復し、再び社会の構成員として迎えいれる「ソーシャルインクルージョン」の視点も含めて、より多くの人々が参加し、主体的に活動できるよう支援する専門的な技術としてのコミュニティワークの重要性が、さらに大きくなった。

②介護保険制度・支援費制度等の導入により、福祉サービスの担い手が多様化した

平成12年には介護保険制度も発足し、わが国の社会福祉はこれまでの措置制度から契約制度に大きく転換された。また、平成15年度からは障害者のサービスも支援費制度に移行した。これらの制度はサービス供給主体の多様化をもたらし、利用者に選択される事業者となることが、事業を継続する条件となった。

市町村社協は、地域福祉の基盤となる在宅福祉サービスの拡充を図るために、措置制度のもとでさまざまなサービス提供に取り組んできたが、受託事業として実施してきた事業の多くは、介護保険制度や支援費制度に移行した。現在はこれらの新たな制度への移行期間といえ、サービスの十分な量や質の確保を図るうえで市町村社協が果たすべき役割も小さくないが、多様な主体の参加によって地域福祉をすすめていくという新たな視点のもとで、福祉サービスの提供において市町村社協が担うべき役割をあらためて考えるべき時期にきているといえる。

③契約制度化に対応する福祉サービスの利用支援や権利擁護の重要性が高まってきた

福祉サービスが契約制度に移行したことは、利用者自身が主体的にサービスを選択できる権利をもったという点で大きな意味をもっているが、これまで受身的な立場におかれることが多かった利用者の側にはとまどいが残っている場合もある。また、自ら主体的な意思決定を行うことが難しい状況に置かれている人も少なくないため、こうした人々が適切なサービスを利用できるよう支援するしくみの確立が求められている。利用者が事業者と対等な立場で、自由に意見や要望が言える環境づくりも、さらに取り組んでいくべき課題として残されており、利用者が自ら権利を主張できるよう支援するとともに、権利を擁護するための取り組みがいっそう重要になっている。

そのなかで、市町村社協は、公共的な性格をもつ民間組織であるとともに、幅広い住民、関係団体・事業者、行政・関係機関等が幅広く参加しているという特性を活かして、問題発見から解決につなぐルートをもつ組織として、「民」の立場での中核的な役割を担っていくことが求められている。

④厳しい経済情勢のなかで、財政運営と経営改革の必要性が高まってきた

長引く不況による厳しい経済情勢は、市民の生活や企業の経済活動などのさまざまな面に大きな影響を与えており、市町村社協も厳しい経営環境に置かれている。市町村社協では財源の多くを行政からの補助金等に依存しており、税収の減少と政策ニーズの増大によって自治体財政が深刻さを増すなかで、これまでの関係を見直そうという動きが出てきている。また、民間組織としての独自の活動・事業を展開するための自主財源も容易ではない状況にある。

このようななかで、社会福祉法に位置づけられた重要な役割を果たしていくための財源を確保するには、「社協が必要だ」ということを、多くの人に理解していただくことが不可欠である。「社協とは何をする組織なのか」というミッション（使命）をあらためて明確にして、それを最も効果的・効率的に実現するための方策を示すとともに、その成果が評価されるしくみのなかで、真に地域のニーズにあった活動・事業を展開していくという経営改革に取り組むことで、理解と参加、支援の輪を広げていくことが喫緊の課題である。

2. 大阪府内の市町村社協の現状と課題（経営改革の視点から）

(1) 大阪府内の市町村社協の活動・事業の特色

大阪府内の市町村社協は、人口規模をはじめとする地域の状況やニーズ、さまざまな団体や行政等との関係などに応じて、各々特色のある活動・事業を展開しているが、全体を通じた特色として、地区福祉委員会の組織化、当事者の組織化、地域ボランティアの組織化の「三つの組織化」による住民主体の地域福祉活動を中心として展開してきたことがあげられる。それをベースに、各種相談活動や生活福祉資金貸付など、地域生活に対する支援事業にも共通して取り組んでおり、平成11年度からは介護保険などの契約制度による福祉サービスの導入に対応するためのしくみである地域福祉権利擁護事業も、ほとんどの市町村社協で実施している。また、在宅福祉サービスとして、住民参加型のさまざまなサービスや従来の受託事業から発展した介護保険事業・支援費事業を、多くの市町村社協で実施している。

(2) 平成15年度市町村社協概況一覧から

大阪府内の市町村社協の組織、活動・事業、財政の状況を、基礎的なデータ集である「平成15年度市町村社会福祉協議会概況一覧（平成14年度実績）」から概括し、経営改革の視点からの課題を抽出した。

①組織の現状と課題

【現状】

- *理事・評議員の構成は「住民代表的」性格をもつ団体から選出された人の割合が最も大きく、理事では23%、評議員では30%の社協で5割以上を占めている。次いで、「福祉専門機関・団体的性格」で、どちらかといえばニーズを有する立場にあるといえる「当事者団体的性格」からの選出の割合はあまり大きいとはいえない。（表2-①②参照）
- *賛助会費の状況から会員数をみると、33の社協では世帯数ベースで5割以上が社協の会員となっているが、社協によって組織率には大きな差がある。（表1・3参照）
- *地区福祉委員会は、全ての市町村社協で組織化しており、概ね小学校区を基礎に716地区福祉委員会（参考：府内の小学校数は734校）が設置されている。（表4参照）
- *事務局の職員数は、サービス事業の実施状況によって大きく異なり、100人を超す社協が10市ある（ただし、非常勤や登録も1人として算出）。一方、事業関係以外の職員の方が多い社協は35%にとどまっている。（表5参照）

*地域の関係機関・団体等による組織構成会員制度は、既に導入している社協が平成16年3月現在で26社協であり、残り17社協は導入に向けた調整や検討が行われている。

【課題】

*社会的援護を要する人々への支援など、新たな社会問題の解決も含めた地域福祉の推進を図っていくために、行政、専門機関、社会福祉法人、民生委員、NPO、ボランティアなどの地域福祉を推進する機関・団体等、さらに福祉分野だけでなく人権やまちづくりを推進する団体等とも積極的に協働・連携していくよう、プラットホームとしての機能を発揮していくことが求められている。

*地区福祉委員会等を通じた地域住民の主体的な参加をすすめるなかで、住民の自治力や福祉力をいかに高めていくかが課題となっている。また、NPOやコミュニティビジネス等、地域福祉活動の担い手を広げていく必要がある。

*コミュニティワーク機能などの専門性を発揮していくべき事業、地域福祉権利擁護事業などのきわめて公共性が高い事業を実施していくうえで、それに応えうる社協らしい民間性、専門性を発揮した事業経営ができる組織をどのようにつくるかが問われている。また、事業体として的確に経営責任がとれる体制を構築していく必要がある。

②活動・事業の現状と課題

【現状】

*高齢者、障害者、児童などの分野別にみると、単純な事業数ベースでは高齢者分野が45%を占め、障害者分野が26%、児童・青少年分野が9%、ひとり親分野が5%となっている。また、事業種別にみると、全分野の合計で「地域組織化」に関する事業が39%と最も大きな割合を占め、「在宅援助」が25%、「委託事業」が22%となっている。高齢者分野は「在宅援助」が34%と比較的大きな割合を占めているのに対し、障害者分野では「委託事業」が30%と割合が大きめである。(表6-①②③参照)

*福祉関係団体等の事務局業務として、ほとんどの社協で1つ以上の団体の事務局を担当しており、10以上の団体の事務局をもつ社協も7社協ある。(表7参照)

*介護保険事業は、全体の53%にあたる23の社協で実施している。このうち、2つの社協は居宅介護支援のみの実施、他の21の社協は訪問介護、通所介護等のサービス事業者となっており、老人保健施設を運営している社協もある。(表8参照)

【課題】

*社協への幅広い参加をすすめていくうえで、高齢者分野以外の事業への取り組みをどのようにすすめていくかが課題である。また、地域組織化の事業を在宅支援（地域自立生活支援）のための具体的なサービス提供にどのように結びつけていくか（その反対に在宅支援を地域組織化に結びつける場合もある）を検討し、実践していく必要がある。

*地域組織化のなかでも、特に社協に求められるコミュニティワーク機能（地域福祉活動に対する支援）、プラットホーム機能（地域でのつながりの場づくり）や、地域での連絡調整機能をどのように充実していくかが重要な課題である。また、連絡調整を行っていくうえで、サービス事業をどのように位置づけていくか（地域福祉の推進役としての

経営ビジョンをどのように明確に示せるか) も問われている。

*限られた財源のなかで新たなニーズに対応していくために、ニーズの変化等をふまえた事業のスクラップ・アンド・ビルトをすすめていくことが不可欠となっている。また、そのための事業評価をどのように行っていくかも課題である。

③財政の現状と課題

【現状】

*一般会計の収入では、府内の市町村社協全体では「経常経費補助金・助成金」が最も多く、16%の社協では収入の5割以上を「補助金・助成金」が占めている。次いで「受託金収入」、「会費・寄付金収入」、「事業収入」の順である。自己財源である「会費・寄付金収入」と「共同募金配分金収入」の合計は府内市町村全体平均で11%に過ぎず、この割合を下回る社協が全体の60%を占めている。(表9-①参照)

*一般会計の支出については、「人件費」が最も大きな割合を占め、府内市町村全体平均で54%である。一方、「事業費」は府内市町村平均で21%である。(表9-②参照)

【課題】

*自治体財政状況の悪化とともに、地域福祉活動を行う団体・NPO等が多様化してくるなかで社協への補助金や委託費等の見直しがすすんでおり、いかに効果的・効率的な事業運営を行っていくかが重要な課題となっている。

*会費や共同募金などを含む民間財源の確保と有効活用をどのようにすすめていくかを考えていく必要がある。また、行政や他の民間団体等との役割分担を明確にするなかで、社協が担うべき公共性が高い事業(コミュニティワークや権利擁護など)についての公的な助成を確保していくための方策を確立していく必要がある。

(3) 市町村社協アンケートから

経営改革のあり方を検討するうえで、市町村社協における取り組みの現状や意識を把握するために、府内の全市町村社協を対象にアンケート調査を実施した。調査の実施時期は平成15年9月で、全市町村社協から回答を得た。

①経営改革への取り組み状況と問題点

*経営改革に向けて比較的多くの社協で取り組まれているのは、「事業費や人件費等のコストダウンに関する具体的な取り組み」、「自主財源の確保に向けた取り組みの強化」、「ニーズの変化や費用対効果等をふまえた事業等の見直し」で、6~7割程度で実施または検討されている。また、現在は実施・検討していないところでも今後検討するという意向が示されている。一方、「社協内部で実施することが効率的でない業務等につい

ての外部委託（アウトソーシング）等」が約4分の1で実施されているほか、「理事会に経営に関する部会等の設置」などの組織体制面での取り組みも行われつつある。また、経営ビジョンの策定や経営診断、リスクマネジメントなども、今後の検討の必要性としては認識しているところが多くなっているが、実施・検討の予定はないと答えたところも少なくなく、経営改革への取り組みにはかなりの格差があることが示されている。

（図1参照）

*経営改革をすすめるうえでの問題点として、最も多くあげられているのは財源確保の困難さに関することであり、行政からの補助金については金額の削減を求められているとともに、補助のルールの明確化の必要性も指摘されている。また、自主財源を確保するうえで、事業実施をする場合のノウハウの不足や、社協の組織・事業の公共的な性格からくる自主財源確保の困難さもあげられている。その他、経営責任体制を明確にするとの困難さ、役職員の意識改革の必要性、住民や関係団体等の理解の困難さなどが問題点としてあげられている。

②社協のミッションについての検討状況

*経営改革を検討するうえで基本となる社協のミッションについて、最も明確なかたちである「公民協働で策定する市町村地域福祉計画のなかで定めている」と答えたところは1割強にとどまっているが、これは地域福祉計画自体が策定中である市町村が多いという状況にも影響されていると考えられる。これ以外では「社協が策定した計画（地域福祉活動計画や強化計画等）のなかで定めている」、「計画等には明記していないが、市町村行政との間で議論し、一定の方向を示している」、「事務局レベルで議論し、一定の方向性を示している」、「理事会・評議員会で議論し、一定の方向を示している」がそれぞれ2割前後で、一定の議論は行われているといえるが、「今後検討すべきだと考えている」が5割であり、経営改革のあり方を検討し、具体的な取り組みをすすめていくうえでの大きな課題として、その基本となる社協のミッション自体が明確には定められていないという現状が示されている。（図2参照）

③プラットホーム機能に関する取り組みや意識

*社協が幅広い市民、関係団体・事業者等が参加できる地域福祉のプラットホーム機能を高めていくうえで、「組織構成会員制度」については、8割近くの社協が実施または検討中であり、それ以外も今後検討予定としている。その他の幅広い組織・団体等との協議・連携の場については、「社会福祉事業者との協議や連携の場」は実施が3分の1あまりで、検討中を含めると5割弱と比較的多く取り組まれているが、NPO・市民活動組織等や福祉分野以外の組織等との協議・連携の場は、検討中のものも含めて3分の1程度、企業との協議・連携の場については1割あまりという状況にとどまっている。

（図3参照）

*また、こうした取り組みをすすめていくうえで不可欠なコミュニティワーク機能につい

て、「地区（校区）福祉委員会への支援の充実」、「ボランティアセンター事業の充実」、「当事者組織への支援の充実」、「関係機関・団体等との連絡調整や支援の充実」というこれまでも社協が積極的に取り組んできた事業については、さらなる充実に向けた取り組みが多くのところでなされている。また、「地区（校区）福祉委員会活動などに参加する住民等の主体性を高めるための支援（エンパワメント）の充実」や「地区（校区）福祉委員会活動などに当事者が主体的に参加できるよう充実を図っている」など、地域福祉活動の広がりを意識した取り組みも比較的多く取り組まれている。一方で、このような取り組みを推進する「コミュニティワーク担当職員の増員」は、実施と検討をあわせても約4分の1にとどまっている。（図4参照）

④サービス提供事業に関する意識

*一方、在宅福祉サービス事業の今後の方向性について、最も重視されているのは、「地区（校区）福祉委員会活動やボランティア活動など、地域福祉活動等との連携を図ること」であり、「質の高いサービスを提供することで、サービスの水準を高める」、「情報提供・苦情解決など利用者支援に積極的に取り組む」、「他の事業者での対応が難しいケースなどを担当する」、「制度化されていない新たなサービスを開発・実施する」など、公共性をもつ組織としての役割を担いたいという意識が強く示されている。一方、「在宅福祉サービスの量的な確保を図る」は、「特に重視する」というところは多くはないが、「一定重視する」ところとあわせると4分の3近くあり、その面での役割も無視できない状況があることが示されている。また、各事業ともに現状維持という意識をもつところが多くなっているが、新たな制度である「支援費制度」や「移送サービス事業」については拡大志向がやや強く、反対に「介護保険事業」や「食事サービス事業」については縮小・廃止という方向も視野においているところの割合がやや大きくなっている。（図5・6参照）

（4）経営改革の観点から見た市町村社協の現状と課題

こうした状況をふまえ、経営改革の観点に立った市町村社協の現状と課題として、次のようなことが指摘できると考えられる。

①公共的な性格 ⇄ 行政依存の体質

従来から社協が取り組んできた地域組織化のための活動・事業は、いわば「福祉のまちづくりの基盤整備」というべき公共性の高い事業であり、社協は「公共性を有する民間組織」として位置づけられている。

そのため、自主財源を確保するために、収益事業や「地域が自らの問題として考えてい

く」という意識を高めるしくみとして賛助会員制度等にも取り組んできたが、財源の多くは行政からの補助金によるものである。また、在宅福祉サービス事業も、介護保険制度以前は行政からの独占的な受託事業が大部分を占めていた。こうした財源構造によって生じた行政依存、行政の外郭団体的な体質が多くの社協には今なお根強く残っており、役職員等のコスト感覚の弱さにつながっている。

②行政とのつながりの強さ ⇄ コントロールと役割分担のあいまいさ

行政側にも、社協を内部組織的にみるという意識が強く、さまざまな事業の実施を社協に委託・補助等のかたちで委ねてきた。

これらの事業は社協の体制や活動・事業の強化につながるとともに、社協の公共性を担保する条件ともなっているが、一方で、充分な組織体制が確保されないなかでの無原則な事業の委任が、社協が本来すべき事業を圧迫したり、社協のミッション（使命）や主体性をあいまいにしているという状況も生んでいる。さらに、このことは、福祉サービスが契約制度に移行するなど社会福祉のかたちが大きく変わるなかでの公民の役割分担のあり方や公的責任をあいまいにしているという側面につながっているともいえる。

③組織化をすすめるための協議体としての役割 ⇄ 経営責任のあいまいさ

社協は地域福祉の組織化をすすめるために、その担い手である地域住民、関係団体・事業者、行政・関係機関等によって構成されている協議体組織であり、組織運営に関する協議機関である評議員会だけでなく、執行機関である理事会についても構成組織から選出される人が中心になることで、各組織の参加意識を高めている。

しかし、理事会が各組織による混成部隊であることから、迅速な意思統一が難しく、また、多くが無報酬で業務担当制などもとられていないことが多いなど、経営責任意識のもちにくさを構造的に有しているといえる。また、こうした選出方法から、経営感覚をもつ役員が選ばれにくいという状況もある。こうした問題は、独立した事業者として実施する介護保険事業や支援費事業等においては、特に大きな問題となっている。

④行政による人材支援 ⇄ 民間性・主体性が発揮しにくい事務局体制

財源の多くを行政に依存することから、事務局職員の人事においても行政との関係が大きく、事務局長が行政からの出向や派遣（行政OBなども含め）である社協は、大阪府内でも大きな割合を占めている。

このことは、事務局運営や活動・事業の推進において民間性・主体性が発揮しにくい原因になり得るとともに、事務局長が短い周期で交代することにもつながっており、長期的な展望に立った取り組みがしにくい要因のひとつともなっている。

⑤事業の拡大による職員の拡充 ⇔ コミュニティワーク機関としての専門性のあいまいさ

在宅福祉サービス事業をはじめ、さまざまな事業の拡大により、社協の職員数は大きく増大し、組織としての体制は拡充・強化が図られてきた。

そうしたなかで、地域組織化の支援を行うコミュニティワーク部門が相対的に小さくなるという状況も生じている。協議体組織である社協の業務を担う職員として広く求められるコミュニティワークの技術は、専門的な知識とともに実践的な経験によって磨かれることが不可欠であるが、事務的な業務に追われて充分な研修や実践の機会が得られないケースも少なくない。また、サービス提供に従事する職員は、社協としての専門性を理解しにくい状況もみられる。行政から的人件費補助にも起因して基本的には年功序列の賃金・人事制度であるところが多く、職員のやる気を引き出すしくみも充分であるとはいえないなど、民間性が發揮しにくい組織風土も職員の意識や資質を高めるうえでの障壁となっている。

⑥多様な組織の参加 ⇔ 構成組織の主体的参加意識の弱さ

地域福祉活動は、地域住民や関係団体・事業者等の主体的な意思に基づく取り組みであり、こうした力を結集することが協議体としての社協の最も大きな目的である。

しかし、協議体組織は意思決定のプロセスなどが複雑で、特に住民や民間組織の主体性に依拠する地域福祉活動が成果をあげるには時間を要するという状況のなかで、事務局が主導して事業をすすめる組織という性格が大きくなるという傾向を生んでおり、そのことが、社協を構成する組織の主体的な参加意識を弱めるという悪循環につながっている。

⑦地域組織化における実績 ⇔ 新たな主体や分野とのつながりや取り組みの弱さ

戦後の間もない時期から組織化してきた社協は、長い歴史と実績を有している。

一方で、例えばNPOやコミュニティビジネス的な活動を行う市民団体など、新しい力を受け入れるという面での取り組みが遅れている場合がみられる。また、社協で活動しているボランティアには「無償性」の意識が強く、有償活動への抵抗感が少くない場合もみられる。反対に、新しい活動組織の側にも、社協に対して地域福祉のとりまとめ役としての期待をもちつつも、参加しにくい・したくないという意識がみられるが、地域福祉をすすめるうえで不可欠となっている関連分野の団体等との連携もいっそう必要となってきている。また、さまざまな地域課題への取り組みをすすめるうえで、人権擁護やプライバシー保護を明確に意識するとともに、社会から排除された人々の人権を回復し、再び社会の構成員として迎えいれる「ソーシャルインクルージョン」の視点も含めた取り組みが求められている。

⑧住民会員の組織化 ⇄ 「自分たちの組織」としての意識の弱さ

住民会員制度は、住民一人ひとりが地域福祉を担っていくという意識をもち、社協に参加できるしくみとして、大阪府内ではほとんどの社協で導入されている。

しかし、加入率はさまざまであるとともに、自治会で一括して会費を納入するなどの方法のために、住民には社協に参加している意味が理解されていない場合などもあり、「自分たちの組織として、地域で社協を支えていく」という意識が高まっているとはいえない。また、社協に対する住民の認知度自体が高くないことは、縁の下の力持ちであるコーディネート機関の特性を反映しているという面はあるものの、社協に対する評価を獲得するうえでは支障となる問題だといえる。

⑨地区福祉委員会の設置 ⇄ 活動の格差や分野の偏り

地域福祉は住民の生活に密着した地域での実践であり、そのしくみとして地区福祉委員会が設置され、小地域ネットワーク活動の実施など、具体的な取り組みもすすんでいる。

一方、事務局機能の弱さなどから活動状況は地域による格差が大きいのが現状である。高齢者の見守りや社会参加に対する支援などが大きな割合を占めるなど、活動内容にも偏りがみられるが、これは、施設等を含む専門機関やNPO等のテーマ型の活動を行っている団体、当事者団体などとの連携が弱いため、地域住民の関心がもっとも高く、参加が得やすい活動が中心になっているということだと考えられる。また、特に小地域ネットワーク活動は一定のメニューに基づく補助事業であり、住民自体が地域の課題に気づき、解決のためのしくみを考えて実践していくという地域組織化活動本来のあり方が、あらためて問われている。

⑩措置時代からの在宅サービスの実施 ⇄ サービス提供における役割のあいまいさ

在宅福祉サービスは介護保険制度や支援費制度が導入された現在でも多くの社協が実施している。これらは社協がコミュニティ・ソーシャルワークの観点から住民の具体的なニーズの解決を支援していくうえで大きな意味をもつとともに、地域組織化活動との連携を図ることで各々のレベルを高めている。また、現時点においてはサービスの量的な確保の面でも重要な役割を担っている。

一方、措置制度の時代からのさまざまな経緯を有する社協は、公的な助成を継続して受けている場合や、一方で特別なニーズへの対応を行っているなど、必ずしも他の事業者と対等な条件にあるとはいえない面がある。こうした役割分担のあいまいさが、事業者との連携を図りながら多様な供給主体の育成を図っていくという面で混乱や支障を生じている場合もみられる。また、公共性を有する組織として、社協には福祉サービスの利用支援や権利擁護の役割が求められており、こうした役割と、自らも事業を実施する事業者であるという立場との整合性を明確にしていくことが求められている。

⑪住民等の主体性を尊重した展開 ⇔ 活動・事業についての評価の困難さと取り組みの遅れ

地域組織化のための活動・事業は、地域住民や関係団体等の主体性を最大限に尊重するとともに、その主体性の形成自体も支援することを最も基本的な姿勢として取り組むものである。

そのため、活動・事業の成果が現れるまでに時間を要したり、社協自体の取り組みが直接的な成果としては見えてこない場合も少なくない。このような活動・事業は評価が難しいことは事実であるが、自己評価・利用者評価・第三者評価などの意識的な取り組みが遅れていることも、社協の仕事や成果が住民や関係団体・機関などから見えにくく、支援が得にくいという課題につながっている。また、社協が実施している事業もニーズや社会情勢の変化等をふまえたスクラップ・アンド・ビルトが求められているが、事業の利用者が社協の構成組織であることによる合意形成の難しさという課題も抱えている。

⑫地域福祉の多様化 ⇔ 財源確保の困難さ

地域福祉の推進が社会福祉の中心的な課題となり、多様な主体による取り組みが広がっているなかで、社協の財源構造にも大きな変化が現れようとしている。

社協の財源は行政からの補助金・委託金が大きな割合を占めているが、自治体財政が極めて厳しい状況におかれているなか、新たなまちづくりの柱である地域福祉を推進するうえでの役割は認識されつつも、社協に対する支援の困難さが大きくなっている。また、民間財源についても、経済の低迷による事業者等からの支援の困難さ、低金利による基金運用の難しさなどの課題を抱えており、最も重要な財源である共同募金のいっそう効果的な活用が求められている。一方で、住民会費については使途が限定されており、社協の活動・事業をすすめていくうえでの根幹となる人件費の確保が大きな課題となっている。

3. 市町村社協が担うべきミッション（社協は何をする組織なのか）

（1）市町村社協のミッション（使命として担うべき役割）

経営改革をすすめていくためには、市町村社協を取り巻く状況と現状・課題から、社協に期待される役割を的確に認識し、それをミッション（使命）として、役職員・構成団体が共有して取り組んでいくことが不可欠である。

市町村社協は、社会福祉法（第109条）において、地域福祉の推進を目的として、社会福祉事業経営者の過半数が参加して、1市町村に1つだけ設置される団体として位置づけられ、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」、「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」などの事業を行うものと定められている。すなわち、市民、関係団体・事業者等、幅広い「民」が地域福祉に参加し、公民協働で地域福祉に取り組んでいくよう推進していくことが、社協のあらゆる活動・事業の理念であり、目標である。特に、家庭や地域の環境が変わり、「共同性」が失われつつあるなかで、福祉ニーズをもつ人々やさまざまな理由で社会から排除された人々などを含めた地域での新たなつながりづくり、福祉コミュニティづくりをすすめていくうえでの専門性が、社協には強く求められている。

その実現のために各市町村社協が担うべき役割は、社協が発展してきた経緯や、さまざまな団体・機関・行政等との関係によって異なる部分もあるが、今日の社会状況をふまえた基本的な役割として、次の点を押さえておく必要がある。

①福祉コミュニティづくりへの参加の場（地域福祉プラットホーム）の形成

だれもが排除されることなく、地域で安心してこころ豊かに暮らせる地域福祉をすすめるためには、住民、関係団体・事業者、行政・専門機関など、公民のさまざまな人々や組織が各自のよさを活かして役割を分担し、さらに連携・協働することでより大きな力となって取り組んでいかなければならない。そのために、市町村社協は、社会福祉法において、地域生活に根ざした住民主体の福祉コミュニティづくりに多様な主体が参加し、話し合いながらともに取り組んでいくための場と位置づけられている。

社協はもともと社会福祉に関わる団体等の連絡調整を行う協議体として設置されたが、地域の状況が大きく変化し、新たな問題も生じているなかで、社会福祉法において地域福祉の推進組織として位置づけられる「地域性」、「公共性」を發揮し、だれもが参加できる「プラットホーム」となることで、さまざまな人々や組織が連携して地域福祉をすすめていくしくみをつくることを、いま求められる最も重要なミッション（使命）として、その期待に応えられる社協づくりに向けた経営改革に取り組むことが求められている。

(「地域福祉プラットホーム」のイメージ)

- ・「プラットホーム」という言葉は、ここでは、地域福祉に関わる住民、関係団体・事業者、行政等が、だれでも自由に、対等な立場で集うことのできる「舞台」という意味で用いている。
- ・地域福祉に関して、さまざまな住民、関係団体・事業者、行政等が多様な活動・事業を展開しており、各々が情報を共有し、連携・協働していくことで、各々の取り組みがいっそう高まり、限られた資源を有効に活かしていくことができる。
- ・そのための情報交換や話し合いの場が「地域福祉プラットホーム」であり、地域のニーズに応える新たな取り組みを、この場でともに考え、創っていく。
- ・また、そのような幅広い参加による取り組みを推進・支援してくれたために、社協はコミュニティワークの専門性を発揮し、地域ニーズの的確な把握や話し合い・活動のコーディネートなどの機能を発揮していく。

②幅広い参加を促進する風土づくりと専門的な支援（コミュニティワーク）

プラットホームは、これまで社協に参加しにくかった人々を含め、だれもが参加できる場としていかなければならない。そのためには、地域福祉への関心が少なかったり、つながりをもつ機会が少なかった人々や団体・事業者等、さらに、地域から排除されたり、潜在化している人々なども含めて、だれもが参加しやすい風土づくりをすすめるとともに、参加のはたらきかけや、参加した人々が主体的に活動・事業に取り組めるようにするなどの専門的な援助技術（コミュニティワーク）が不可欠である。これらは地域福祉推進組織としての社協に求められる最も基本的かつ重要な機能であり、社協の組織全体としてコミュニティワーク機能を発揮できるよう、すべての役職員が常に意識し、あらゆる活動・事業を通じて提供できるようにしていかなければならない。

③地域の福祉ニーズの発見と先駆的な対応の推進

地域福祉をすすめていくには、地域の福祉ニーズを的確に把握し、共有していくことが不可欠である。プラットホームは、さまざまな人々が参加することで、お互いの情報を交換する場となるが、さらに、地域に密着した地区福祉委員会の活動などを通じて、常に地域のニーズを発見するための取り組みをすすめていく必要がある。また、発見したニーズに対応する制度がない場合は、先駆性を行動の基本とするボランティアの力を借りたり、プラットホームに参加するさまざまな人々や組織の協力を得ながら、問題解決に向けた具体的な取り組みができるよう、活動や事業を開発する能力が求められる。さらにそれらを制度化したり、安定した対応ができる組織づくりなども、プラットホームに参加する人々の協力を得てすすめていくべき課題である。

④公共性・中立性を要する課題への対応

プラットホームにはさまざまな意識や価値観をもつ人々や組織が集まるため、お互いの意見や利害が対立する場合も生じてくる。そうしたことを話し合うこと自体がプラットホームの意義であるが、例えば、福祉サービス利用者の権利擁護など、生活に直接結びつく問題は、早急に解決しなければならない。そのなかで、社協はプラットホームの事務局として、また、公共性を有する民間組織として、第三者的な立場にたちつつ、住民の福祉ニーズに応えるという視点で問題解決に取り組むことが求められる。また、地域全体のサービスの質を引き上げるために、プラットホームを通じて参加する事業者等と緊張感をもつつ連携して取り組むとともに、基準となるサービスを実施することなども、公共的な機能として重要である。

(2) このようなミッションを実現するための条件

このようなミッションを実現していくための条件として、組織、活動・事業、財源等の面で次のような条件を満たしていくよう、市町村社協の状況に応じた取り組みをすすめていくことが期待される。

①福祉コミュニティづくりへの参加の場となるプラットホームの提供と参加の促進

a. だれもが参加できる場づくりへの取り組み

地域福祉に関わるすべての人が、だれでも参加できる場をつくる必要がある。そのひとつは、各市町村社協で取り組んでいる組織構成会員制度であり、幅広い団体等に呼びかけて、社協の活動・事業に参画していただくよう推進していく必要がある。

b. 組織構成会員制度の推進

組織構成会員制度は、幅広い参加のもとで社協全体の取り組みについて合意形成を図っていくものであるが、具体的な取り組みをすすめてくためには、分野別や地域別などの部会で検討をすすめていく必要がある。また、福祉施設・事業者・N P Oなど、共通する機能をもつ団体の組織化なども、連携した取り組みをすすめていくうえで重要である。

c. 地域福祉活動計画の策定・推進

また、社協の運営に参画する意思はなくとも地域福祉の推進には関わりたいという団体なども参加できる場が必要であり、それが大きな意味での「プラットホーム」となる。これは、地域福祉活動に関わる人々の総意で策定する地域福祉活動計画づくりとも重なるため、計画の策定や推進のしくみと関連づけて設置していくことが望ましいと考えらる。

d. 市民フォーラム・住民懇談会等の実施

さらに、団体などに参加していない住民が幅広く参加できる場も必要であり、市民フ

オーラムや身近な地域での住民懇談会などを継続的に行っていく必要がある。

②地域福祉活動・事業に対する支援システムの構築

a. 地域福祉活動への支援の充実

大阪府内の市町村社協は、地区福祉委員会、当事者組織、地域ボランティアを中心とした地域福祉活動への支援に取り組んできた。こうした支援機能のさらなる充実を図るとともに、活動主体が多様化している状況をふまえ、NPOやコミュニティビジネスを行う団体なども含めた支援システムを構築していく必要がある。

b. コミュニティワーク機能の強化

地域福祉活動を支援する専門機関として、活動する人々の主体性を高めながら組織化や支援を行うコミュニティワーク機能を高めていく必要がある。そのために、専門職としてのコミュニティワーカーの体制整備を図るとともに、組織全体としてコミュニティワークを意識した活動・事業の展開ができるよう、理解や技術を高めていく必要がある。

c. NPO・コミュニティビジネス等への支援システムの構築

また、NPOやコミュニティビジネスなどを含め、事業経営上の視点からの支援も求められており、専門機関等との連携も図りながら、コンサルティングできる機能を備えていく必要がある。また、このような専門性を必要とする機能は、複数の市町村社協が共同で拠点を運営するなど、広域的な連携による取り組みも検討していくことが有効であると考えられる。

d. 地域福祉活動支援の拠点の確立

地域福祉活動に対する支援として、情報提供、活動に必要な場の提供、活動財源を確保するうえでの支援などの機能をいっそう高めていくよう、拠点となる場や体制を確立していく必要がある。

③多様なニーズを発見・つなぐシステムの構築

a. 小地域ネットワーク活動の充実

大阪府内の市町村社協で取り組んでいる小地域ネットワーク活動は、地域で支援を必要とする人を発見し、地域とのつながりをつくる取り組みとして成果をあげている。当初のひとり暮らし高齢者などを対象とした活動から徐々に広がりをみせているが、地域によって活動に大きな格差がみられることも事実であり、地域でさまざまなニーズをもつ人々を支援できる活動として、さらに発展させていくことが求められている。

b. 地域での相談機能やコミュニティ・ソーシャルワーク機能の充実

また、地域でニーズを潜在化させないひとつの方法として、どのようなことでも気軽に相談でき、適切なサービスや機関につなぐことができる「ワンストップ相談」の機能が求められている。そのために、さまざまな相談に地域とのつながりを生かしながら支援するコミュニティ・ソーシャルワークのしくみづくりが重要な課題となっており、地域での専門機関である福祉施設等との連携を図りながら、社協としての取り組みをすす

めていく必要がある。また、もっと身近に、地区福祉委員会や民生委員・児童委員などが住民どうしとして話をするなかでの問題の発見や解決につないでいく活動をさらに充実していく必要がある。

c. 当事者の組織化・参画・支援の充実

コミュニケーションワークは、専門性と同時に非専門性としての当事者性も求められるものであり、社協における相談・援助は、当事者とともに、当事者自身の主体性を高めつつ支援することに大きな特色があるといえる。一方的に支援する・されるという関係を克服することは、ともに生きる地域をつくるという地域福祉の基本となるものであり、当事者どうしのつながりをつくることで、ニーズが顕在化できるしくみつくることに意識的に取り組んでいく必要がある。

④課題解決（開発）システムの構築

a. 先駆的活動・事業の展開

地域でのさまざまなニーズに対応していくためには、適切なサービスに的確につないでいくとともに、既存の制度では対応できない課題については、新たな方法を検討・開発するという先駆的な取り組みをすすめていく必要がある。このような取り組みこそが本来の「民」の特性を活かすものであり、社協の持ち味として発揮できるようにしておかなければならない。

b. 先駆的事業を実施できる体制づくり

そのために、社協が実施する活動・事業において、新たなニーズにも対応できる柔軟なしくみづくりをすすめるとともに、ボランティアなどの協力が得られる体制づくりをすすめていく必要がある。

c. 制度化・事業化に向けた取り組み

また、そのような先駆的な活動・事業を、必要に応じて制度化につなげるための取り組みや、ボランティアやNPOの活動・コミュニティビジネスなどとして確立していく体制づくりなどにも取り組んでいく必要がある。

⑤地域福祉の風土づくりへの取り組み

a. 地域の福祉課題への理解と共感による人権尊重のまちづくりの推進

少子高齢社会の進行などにより、福祉問題への市民の関心は高くなっているが、実際に地域福祉活動に取り組む人は、まだ多いとはいえない。また、福祉的なニーズをもつ人々への共感を広げて、地域での差別や排除を克服することで、すべての人の人権がまもられるまちづくりをすすめていくことも重要な課題である。

b. 地域福祉の理解をすすめるための啓発・学習活動の充実

地域のあらゆる力を結集しなければ、だれもが安心してこころ豊かに暮らせる社会づくりはできないということへの理解を深めるよう、さまざまな場面での啓発活動をすすめ、多くの人が参加できる学習や参加の体験の場づくりを、いっそうすすめていかなければ

ればならない。そのためには、これまで、そうした場に参加することが少なかった層の人々や生活に関連するさまざまな事業者など、ターゲットを絞った取り組みなども求められる。

c. 公民協働の地域福祉をすすめるためのルールづくり

また、地域福祉を公民協働ですすめていくためには、「公」と「民」が対等な立場で連携できるパートナーシップを確立する必要がある。「民」の側には「公」への強い依存心があり、一方で「公」の側にも多様な「民」を信頼して連携するという意識に欠ける面があるという現状を変えていくよう、地域福祉のプラットホームのなかで、新たにしくみや、連携をすすめるうえでのルールつくりに取り組んでいく必要がある。

4. 市町村社協経営改革指針

(1) 市町村社協における経営改革の考え方

① 経営とは、社会に対する組織の「有効性」と「効率性」を考えること

経営学では、企業の存続と成長にとって重要な条件は第一に「有効性」、第二に「効率性」であると言われている。「有効性」とは「社会的なニーズの高い財やサービスを提供できるかどうか」であり、「効率性」は「財やサービスの提供に際し、それに要する費用を上回るより大きな収入を獲得できるかどうか」ということである。

NPO（非営利組織）の一形態である社協は、自らの組織のミッション（使命）を実現するための組織として存在しているが、社会的な位置づけをもって存続・発展していくためには、「有効性」・「効率性」を高め、また、それが評価される組織としていかなければならない。そのためには「資源を有効に活用する」という経営感覚が不可欠であり、経営改革が求められる所以である。

② 「地域のニーズに応える活動・事業を、地域の合意に基づく適切なコストで提供する」

このように考えると、社協にとって経営とは、「地域福祉の推進」という目標を実現するために、ともに取り組む住民、関係団体・事業者、行政・関係機関等が期待する活動や事業の実施（＝有効性）において、住民や関係団体等の合意に基づいて投入された財源（公的・民間）に見合う成果をあげることができるか（＝効率性）、ということであるといえる。地域福祉に関わる主体が多様化するなか、社協の経営改革においては、単に財政上の問題をはじめとする「効率性」を考えるだけでなく、「公共性」、「地域性」という独自性を活かして地域のニーズに応えられる組織になるという「有効性」の視点が重要である。

(2) 経営改革に取り組むうえで必要なこと

① 社協のミッション（使命）の明確化

市町村社協は、地域福祉の創生期から住民主体の理念に沿った地域福祉を推進するために、さまざまな主体と連携しながら、地域のニーズに応じた先駆的・開拓的な事業を展開してきた。また、高い公共性をもつ組織として、公的な事業の受託実施にも幅広く取り組んできた。こうした「総合性」は市町村社協の大きなセールスポイントとして重要である

が、反面、社協という組織のわかりにくさ、理解の得にくさになり、ひいては的確な評価が得にくいことにもつながっている。市町村社協を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、いま求められている社協のミッションを明示し、社協に参加する人々、支援していただく人々が共有することが、経営改革の第一歩として不可欠である。

(※市町村社協が担うべきミッションについては、本報告書の第3章で基本的な考え方を示しているが、地域のニーズや社協におけるこれまでの活動・事業の展開等をふまえ、各市町村社協において検討していく必要がある。)

②ミッションを実現するうえでの現状と課題の認識

目的を達成するための取り組みを効果的・効率的にすすめていくには、現状と課題を的確に認識することが重要である。地域のニーズに応じて（行政からの受託事業も含めて）多様な活動・事業を実施してきた結果、社協の事業や組織体制にはさまざまな矛盾や課題も生じている。これらをきちんと総括し、取り組むべき課題として整理する必要がある。一方で、活動や事業を発展させていくうえでの蓄積も多いが、それらは役職員や構成団体など、社協に関わる人々で共有しなければ、組織全体としての力にはならない。すなわち、ミッションに照らした活動・事業の現状分析の成否が、経営改革の取り組みを有効なものにできるかどうかの重要なポイントである。

③課題解決の方策の具体化

効果的・効率的に課題解決をすすめていくには、さまざまな活動・事業を総合的・体系的にすすめていくよう、計画づくりのなかで取り組みの具体化を図っていく必要がある。大阪府内の市町村社協は、以前から社協の発展（強化）計画や地域福祉推進計画の策定に取り組んできたが、社会福祉法に市町村地域福祉計画が位置づけられたなかで、公民協働で策定する地域福祉計画のなかに社協が取り組むべき活動・事業を位置づけていくことで、さまざまな主体といっそう連携した展開を図っていくことが可能になった。そのもとで、必要な体制などを確保しつつ、着実に取り組んでいかなければならない。

④取り組みを評価する（される）しくみづくり

福祉分野の事業は対象者による個別性の高さ、効果の数値化の難しさなどの問題もあって、活動や事業の評価への取り組みが遅れている。特に、市町村社協の重要な事業である地域福祉活動への支援は、担い手の主体性に依拠するものであり、また、地域そのものを対象とした取り組みであるため、短期的な視点での評価は困難だという側面も有している。しかし、社協の活動や事業の成果に対する理解を得て支援の輪を広げていくためには、実績を的確に評価し、公表・発信していくことが不可欠である。その際には、社協の立場からの評価ではなく、ともに取り組むパートナーであると同時に活動・事業の対象でもある住民、関係団体・事業者、行政などの視点による的確な評価を行うよう、そのための手法

開発を含めた取り組みをすすめていく必要がある。

⑤責任が明確で評価が経営改革に反映されるルールづくり

市町村社協の多くは、厳しい財政状況をふまえ、すでに経営改革に取り組んでいる。しかし、効率的な事業実施で支出を削減したり、自主事業で収入を得ると、その差額が他の事業の補助金等から削減されるケースなどもあり、本来の経営改革に結びつかないという状況もみられる。また、そうしたことが経営改革に対する役職員の意識を高めるうえでの支障ともなっている。努力が評価され、それが的確に反映できるルールづくり、一方で経営や活動・事業に関わる役職員の責任が明らかになるしくみづくりが、経営改革をすすめるうえでのひとつの条件として必要である。

(3) 経営改革に向けた重点的な取り組み（社協改革プログラム）

社協のミッションを実現していくために、経営改革の観点からの市町村社協での具体的な取り組みとして、特に次の6つのプログラムについて、重点的に取り組んでいくことが望まれる。なお、これらは、多くの市町村社協に共通する課題に対応するものであるが、具体的な取り組みは、これまでの活動・事業の経過や地域の状況をふまえて、社協に参加する幅広い人々と協議しながら、検討・実施する必要がある。

また、市町村社協での取り組みを支援するために、大阪府社協も継続して取り組んでいく。

- 《プログラム 1》 社協のミッション（使命）と役割分担の明確化
- 《プログラム 2》 プラットホームのイメージの明確化と取り組みの推進
- 《プログラム 3》 社協活動・事業の評価・変革システムの構築
- 《プログラム 4》 市民と連携・協働した事業スタイルの確立
- 《プログラム 5》 人材育成システムの構築
- 《プログラム 6》 財源確保のしくみづくり

《プログラム 1》 社協のミッション（使命）と役割分担の明確化

【基本的な考え方】

社協が地域福祉に関わる市民、関係団体・事業者、行政等から幅広く理解され、参加と協働で活動・事業を推進できる組織としてさらに発展していくために、これまでの活動・事業を総括するととともに、社協を取り巻く状況を的確に把握し、各々の主体の役割分担を考慮したうえで、社協が担うべきミッションを明確化していく。また、それらを的確に担っていくことで、信頼を高めていく。

【市町村社協での具体的な取り組み（例）】

①活動・事業に関する総括と、ミッションの明確化

- ・まず、社協内部（事務局、理事・評議員会等）で、これまでの活動・事業について、きめ細かな総括を行い、成果や課題を抽出しながら、社協の「強み」と「弱み」を確認する。それらを分析するとともに、社協を取り巻く厳しい状況に対する危機意識もふまえて、社協として担うべきミッションを明確化し、役職員・構成団体等で共有化を図っていく。

②ミッションについての市民・関係団体・事業者・行政等との合意形成と役割分担

- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定等を通じて、社協のミッションについて、市民、関係団体・事業者、行政等の理解を得る。また、そうした合意をもとに、各々の役割分担と連携のあり方を、地域福祉計画・地域福祉活動計画に明確に盛り込んでいく。

③役割を的確に担っていくための計画づくりと推進

- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画において明確化された社協の役割を的確に担っていくために、これらの計画の目標年次に対応した「社協としての実施計画」を策定する。また、それらに盛り込んだ事業を年次事業計画に的確に反映させて推進を図るとともに、進捗状況を評価しながら、さらなる推進を図っていく。

【府社協での取り組み】

- ・本指針で示した「市町村社協が担うべきミッション」について、市町村社協会長会・事務局長会・担当職員会議等を通じて周知を図るとともに、より普遍性の高いものとしていくよう、議論を行っていく。（平成16年度から実施）

《プログラム 2》 プラットホームのイメージの明確化と取り組みの推進

【基本的な考え方】

社協の最も重要なミッションである「地域福祉プラットホーム」の事務局としての機能を担っていくために、地域福祉に関わる市民、関係団体・事業者などの幅広い理解を得ながら、だれもが参加でき、情報の共有化や、協働した取り組みをしていくための話し合いなど、地域福祉をみんなで考えながら、同時に各々の活動・事業の発展につながる魅力のある場を、市町村レベル・地域レベルでつくっていく。

(※「地域福祉プラットホーム」のイメージは、本報告書第3章(1)－①「福祉コミュニティづくりへの参加の場（地域福祉プラットホーム）の形成」を参照。)

【市町村社協での具体的な取り組み(例)】

①組織構成会員制度の確立と、具体的な協議のしくみづくり

・組織構成会員制度をすべての市町村社協で導入し、各類型の幅広い団体に参加を呼びかける。組織構成会員制度においては、議決機関である評議員の選出や、社協運営に関する幅広い意見の集約を行うとともに、参加する団体等による情報の共有化や協働での活動・事業をすすめていく。そのために、具体的な協議や連携をすすめる場として、「分野別部会」や「エリア別部会」などの設置を推進する。

②組織構成会員や地域福祉活動計画の取り組みをベースにした「プラットホーム」づくり

・組織構成会員としては参加しないが、地域福祉に関わる団体や市民などが幅広く参加し、情報の共有化や協働での活動・事業をすすめる場となる「地域福祉のプラットホーム」づくりをすすめる。これは、地域福祉に関わる《「民」の共同宣言》である地域福祉活動計画の策定・推進組織とも重なるものとして、並行して推進を図っていく。

③地区福祉委員会の基盤強化とプラットホーム化の推進

・地区福祉委員会が、小学校区レベルでの「地域福祉プラットホーム」となるよう、組織や活動のさらなる活性化を図るとともに、組織構成会員として参加する全市的な組織等の理解と協力を得ながら、幅広い団体等の参加をすすめていく。また、プラットホームとしての機能を果たしていくうえで不可欠な事務局機能を整備するよう、体制や拠点の確保を支援していく。

④個人としての市民の参加の促進

・組織構成会員制度は団体をベースにしたものであり、市民はその団体を通じて参加するかたちとなるが、こうした参加方法とは別に、個人として地域福祉に関わる人々が参加し、さまざまな連携を広げていくしくみも必要である。ボランティアセンターはそのひとつの中でもあるといえ、他の団体等との連携をいっそうすすめるなどにより、参加する人々の声が組織構成会員制度やプラットホームに的確に反映されるしくみをつくっていく。

⑤プラットホームとしての機能を果たしていくうえでの、組織や活動・事業の見直し

- ・社協が地域福祉のプラットホームの事務局として、呼びかけや取りまとめを行う役割を果たしていくためには、その公共性や専門性について市民、関係団体・事業者等の理解を得なければならない。そうした観点に立って、社協が地域のあらゆる組織・団体や住民等に常に参加を呼びかけているか、活動・事業が真に公共性の高いものとなっているか、地域福祉推進機関としての専門性が確保されているかなどを見直し、積極的に改善を図っていく。

【府社協での取り組み】

- ・「(仮称)プラットホーム研究開発委員会」を設置し、組織構成会員制度の導入・充実に関する研究開発とあわせて、幅広いプラットホームを運営していくための実践理論を確立する。また、地区福祉委員会が小学校区レベルで「地域福祉プラットホーム」としての機能を発揮していくうえでの課題等についても検討していく。(平成16年度に実施)
- ・「福祉と人権推進3カ年計画」と連動し、ソーシャルインクルージョン（社会から排除された人々の人権を回復し、再び社会の構成員として迎えいれること）の視点を含めたさまざまな市民や団体等の参加と協働を推進していく。(平成16年度から実施)

《プログラム 3》 社協活動・事業の評価・変革システムの構築

【基本的な考え方】

経営改革を具体的にすすめていくためのしくみとして、社協の活動・事業や組織、財政などの状況が的確に評価でき、それを変革につないでいけるシステムを構築する。社協の立場だけではなく、住民、関係団体・事業者、行政などの視点からの的確な評価を行っていく。また、評価結果の公表や評価への参加をすすめることなどを通じて、社協に対する理解をすすめていく。

【市町村社協での具体的な取り組み(例)】

①活動・事業に関する内部評価の実施

- ・社協のミッションを明確化していくプロセスの中で実施する活動・事業についての社協内部（事務局、理事・評議員会等）での総括（プログラム1-①を参照）に基づき、成果や課題などをふまえるとともに、コスト面も考慮した評価を行う。
- ・また、地域福祉計画・地域福祉活動計画や、それらに基づく「社協としての実施計画」（プログラム1-③を参照）のなかに、課題の改善に向けた取り組みを盛り込み、実施していく。

②的確な評価ができるシステムの導入

- ・個人や部門ごとなどに「顧客の視点」、「コストの視点」、「プロセスの視点」、「組織・人材の視点」で目標やその実現のための手段、評価指標を設定し、モニタリングをしていくことで、活動・事業を的確に評価するとともに、組織全体の変革を図る経営改革のツールとして、「バランスト・スコアカード」（※p.34～35を参照）の導入が企業や行政機関などで広がっている。こうした手法の導入により、社協の顧客である市民・関係団体等の理解を得るとともに、政策効果の検証、役職員のスキルアップにつながる的確な評価や改善をすすめていく。
- ・また、こうした取り組みのなかでは、事業部門ごとの損益などを含めた評価を行うことで、的確な業務分析を行うとともに、改善に向けた動機付けや部門ごとのスクラップ・アンド・ビルトの検討などにも結びつけていく。

③評価に基づく人事評価や経営責任のあり方の検討

- ・活動・事業の評価は、それらを実施してきた職員や、経営者としての役員の評価にもつながるものである。こうした人事評価、経営者評価を行うことで、役職員の意識を高めていくよう、報酬のあり方なども含めて検討していく。
- ・また、名誉職的に位置づけられてきた理事等の経営責任のあり方も問われており、特に、事業者として実施する介護保険事業等では、経営感覚をもち、経営責任が明らかになる体制が確立できるよう、理事会組織のあり方なども含めて検討していく。

④評価の公表や情報発信による理解の推進

- ・社協で実施した評価については、幅広く結果の公表などを行っていくとともに、プラットホーム等を通じて市民、関係団体・事業者等、行政などの視点からの評価も得ながら、社協に対する理解を深めていく。また、こうした理解を会費等による財源の確保につなげていくために、市民などへの情報発信をすすめるとともに、実績や期待が公的な助成とリンクするルールづくりについて、行政等と連携して検討していく。

⑤地域福祉に関わるさまざまな活動・事業の評価の推進

- ・社協に対する評価を確立していくうえで、社協以外で市民、関係団体・事業者等が実施している地域福祉に関わるさまざまな活動・事業の評価を、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・推進などとも連動しながら推進していく。

【府社協での取り組み】

- ・「(仮称)経営改革開発推進委員会」を設置し、指定した市町村社協での試行評価（経営改革モデル事業）などを行いながら、評価のしくみや指標づくりについて検討する（府社協外部評価制度の導入にかかる研究開発とも連動して検討をすすめる）。
- ・なお、「(仮称)経営改革開発推進委員会」では、自主財源の確保方策等についても検討していく（プログラム⑥－【府社協での取り組み】を参照）。（平成16年度に実施）

《プログラム 4》 市民と連携・協働した事業スタイルの確立

【基本的な考え方】

地域福祉のプラットホームを担う事務局として、地域組織・ボランティア団体等に加え、NPOやコミュニティビジネス等をはじめとして、これまで社協とのつながりが少なかった団体等、多様な市民や関係団体等の活動・事業を支援するセンターとしての機能を確立するとともに、社協自身の活動・事業においても、できる限り連携・協働した実施をすすめるよう、意識や事業スタイルの転換を図っていく。

【市町村社協での具体的な取り組み(例)】

①さまざまな団体等への支援と連携のセンター機能づくり

- ・NPOやコミュニティビジネス等、これまで社協とのつながりが少なかった団体等も含めて、活動に関する情報提供・相談、活動している人々への支援などを行うとともに、さまざまな団体等が連携できるセンター機能を確立する。
- ・その際、多様な活動に対応できる専門性を確保するために、他の専門機関や関係団体等との連携を図るとともに、複数の市町村などによる広域的な対応なども検討する。

②社協の活動・事業における連携・協働の推進

- ・社協が実施するあらゆる活動・事業においては、可能な限り市民、関係団体・事業者等が企画・運営等に参画し、連携・協働して実施していくことにより、広がりのある地域福祉の展開を推進していくよう、コーディネーターとしての役割を意識した展開を図っていく。また、こうしたワーキングのなかで、可能なものについてはコストダウンも図っていく。
- ・こうした取り組みを通じて、市民の多様なニーズに対応する先駆的・開拓的な活動・事業の開発をすすめるとともに、市民、関係団体・事業者等との役割分担のなかで、それらを担う組織づくりをすすめていく。

【府社協での取り組み】

- ・「(仮称)市民活動ネットワーク会議」のなかで、NPOやコミュニティビジネスなども含めた、多様な団体等との連携のあり方を検討する。(平成16年度に実施)
- ・地区福祉委員会や市町村社協が主体となった自治型福祉NPOの設立・運営への支援や協働をすすめるよう、モデル的な取り組みや検討会議等を行う。(平成16年度に実施)

《プログラム 5》 人材育成システムの構築

【基本的な考え方】

市民や関係団体等との関わりのなかですすめられる社協の仕事の質は、職員の質によって左右される。なかでも、福祉ニーズをもつ人々を含めた地域での新たなつながりづくりである地域組織化・福祉組織化、さらには地域福祉のプラットホームづくりをすすめるためのコミュニティワークの専門性は、社協の生命線である。

こうした認識のもとで、専門性を高めていくしくみを確立する。また、そうした職員を活かしていくうえでも、役員の意識や専門性も高めていく。

【市町村社協での具体的な取り組み(例)】

①専門性を高めるための職員研修の実施

- ・社協の専門性として特に求められるコミュニティワーク技術の向上を図るよう、できるだけ地域に出向いて、地域住民や当事者、関係団体等とふれあうなかで仕事をしていくことなどのOJT的な研修手法も含めて、職員研修の充実を図る。

②専門性を活かす人事制度の推進

- ・社協の最も重要なミッションが、プラットホームの事務局を担うことを含めたコミュニティワークであることをふまえ、人事評価などとも絡めながら、コミュニティワークの専門性をもつ職員が最大限に能力を発揮できるような人事配置を推進していく。
- ・また、組織としての専門性を確保するという観点に立って、行政からの出向・派遣人事のあり方を見直していく。

③人事交流などの推進

- ・一般に社協は規模が小さな職場であるため人事異動などが少なく、そのことが多様な経験による能力の向上にとって支障となっている場合もある。こうした問題に対応していくために、自治体内での行政や関係団体等との人事交流や、他の市町村社協、大阪府社協などとの広域的な交流などについて、検討・推進していく。

④役員研修の充実

- ・社協の執行体制である理事が、社協を取り巻く状況をふまえた新たなミッションや経営的な感覚を常に高めていけるよう、研修の充実を図る。

【府社協での取り組み】

- ・「コミュニティワーカー方法論開発研究事業」において、コミュニティワーカーの養成、研修システム等について検討・構築していく。(平成15年度から継続して実施)
- ・市町村社協会長会において、「人事交流プログラム」についての検討を行う。
(平成16年度に実施)

《プログラム 6》 財源確保のしくみづくり

【基本的な考え方】

社協の活動・事業は、「民」としての「運動性」に基づくもの、他の事業者などと対等な立場で行う「事業性」に基づくもの、地域福祉推進機関としての「公共性」に基づくものに区分される。このため、各々の活動・事業の特性に基づいて、自主財源、事業収入、公的補助金など、適切な財源確保を図っていく。

また、事業のスクラップ・アンド・ビルトや事務事業の効率化などをいっそうすすめ、経費の削減による財源確保も図っていく。

【市町村社協での具体的な取り組み(例)】

①会費の確保と活用の推進

- ・住民賛助会員・組織構成会員の会費については、社協の活動・事業の充実を図ると同時に、認知度の向上や参加・利用の促進、評価結果の公表などの情報開示をすすめるなかで住民、関係団体・事業者等の理解をすすめ、会員の拡大を図っていく。住民賛助会費の会費額は市町村によってかなりの格差があるが、住民等の理解を得るなかで適切な金額としていくよう取り組んでいく。
- ・また、社協の運営そのものを支援するという意識をもっていただくとともに、地区福祉委員会の事務局機能（プログラム2-③を参照）の整備をはじめ、地域に密着した活動を支援する人材確保をすすめるために、事務局人件費にも充当できるよう、理解を求めていく。

②共同募金の推進

- ・共同募金については、民間団体等が主体的な地域福祉活動・事業をすすめるうえでの中核的な自主財源であり、地域福祉への参加の一形態としての「寄付文化」を醸成していく観点からも、住民、関係団体・事業者等の理解と協力による共同募金運動の発展と募金額の拡大に向けて取り組んでいく。そのために、共同募金会等と連携し、推進体制の充実を図っていく。
- ・また、地区福祉委員会での活動・事業など、より市民にわかりやすく効果的な配分をすすめていく。

③民間財源（助成制度・寄付金等）の活用

- ・さまざまな機関・団体が基金等に基づいて実施している助成制度の積極的な活用や、企業等からの寄付金の獲得など、民間財源の活用を推進する。また、地区福祉委員会や関係団体等が助成制度等を有効に活用できるよう、情報提供等の支援を行う。

④公的補助金の確保の推進

- ・社協のミッションのなかでも、プラットホーム機能やコミュニティワーク機能などの公共性に基づく活動・事業は、市民、関係団体・事業者等の参加をすすめ、公民協働で地

域福祉を推進していくうえでの基盤となるものである。このことに対する市民、関係団体や行政等の理解を深めるとともに、コミュニティワークの専門性を高めることにより、多くの市民などが地域福祉に参加し、的確な効果をあげていくよう最大限の努力を図っていくことを前提に、住民参加による地域福祉をすすめるうえで不可欠な条件整備として、社協事務局職員の入会費等に対する公的補助金を安定的に確保できるよう、地域福祉計画での議論や合意をふまえたルールづくりに取り組んでいく。

- ・また、地域福祉権利擁護事業をはじめ、社協の公共性を活かして実施している事業についても、地域福祉の担い手の多様化をすすめるなかで、利用者等の権利を擁護するうえで不可欠のしくみとして、公的補助の確保を求めていく。
- ・国・府の補助金についても、細かな事業内容を規定しない総合補助金制度への移行が検討されている。こうした現状をふまえ、地域のニーズを把握し、課題を解決するための活動・事業を提案することで必要な事業費等を確保するよう、専門性を活かした提案を積極的に行っていく。

⑤収益事業や受益者負担等の検討・実施

- ・福祉は救貧対策からスタートしたという経緯などから、社協が実施する活動・事業は無料のものが多かったが、市民の生活や意識の変化から、受益者負担に対する理解が深まっている。また、有償福祉活動やコミュニティビジネスについても同様に理解が深まっている。市民が必要なサービスを適切なコストで提供していくという観点に立って、収益事業の実施や受益者負担の導入をすすめていく。

⑥事業のスクラップ・アンド・ビルトや事務事業の効率化

- ・福祉に対する市民の意識やニーズが大きく変化する一方で、支援を要する新たなニーズが生じている。限られた財源を最大限有効に活かし、市民生活を支援する活動・事業を展開していくために、事業のスクラップ・アンド・ビルトを含む見直しを行っていく。
- ・また、事務事業の効率化をさらに推進していく。

⑦指定管理者制度への対応

- ・新たに実施される「指定管理者制度」により、多くの社協で実施している公共施設の管理運営事業等に大きな影響が及ぶ可能性があることをふまえ、社協らしさを活かした事業実施や管理業務の効率化などをいっそう推進する。

【府社協での取り組み】

- ・経営・財源問題に関する研修・相談事業を実施する。(平成16年度から検討)
- ・共同募金事務局を担う市町村社協が増えている状況をふまえ、「(仮称)経営改革開発推進委員会」において、市町村社協としての共同募金の推進方策を検討する。また、社協の特性を活かした収益事業等の自主財源の確保方策や、地域福祉権利擁護事業を含めた受益者負担のあり方などについても検討していく。(平成16年度から実施)
- ・市町村社協事務局長会において、指定管理者制度の検討を行う。(平成16年度に実施)

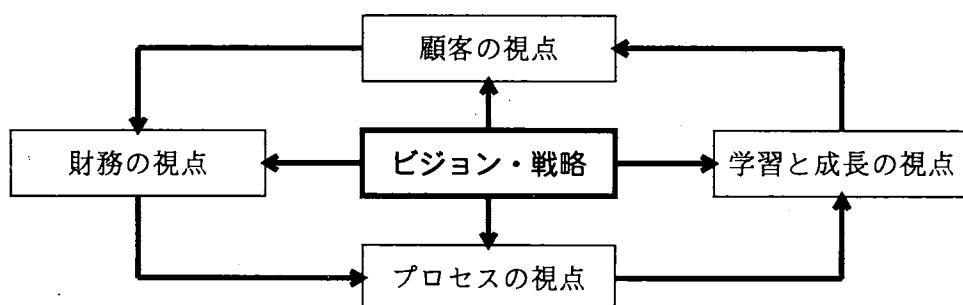
【参考】バランスト・スコアカード (Balanced Scorecard)

経営のマネジメント手法として注目されており、企業や自治体での導入が広がっている。

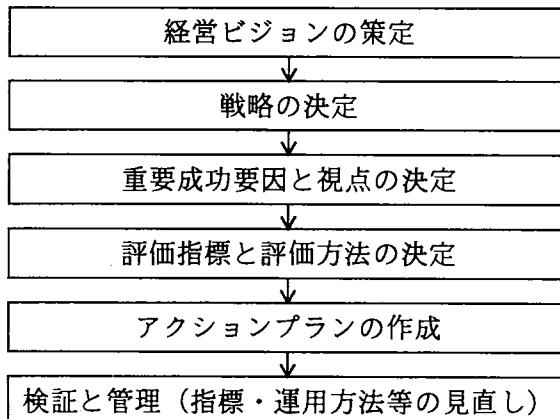
(事例として三重県病院事業庁のマネジメントシートを次ページに掲載)

この手法は、経営ビジョンやそれを実現するための戦略を、具体的に実践・評価できるかたちにするものであり、「顧客の視点」、「財務の視点」、「プロセスの視点」、「学習と成長（人材と変革）の視点」の4つの視点のバランスや関係性を考えながら、「組織全体」、「部門」、「個人」などの各々レベルで、「具体的な目標（重要成功要因）」とその達成度を測るために「目標値（評価指標）」、それを達成するための具体的な「アクション」を定め、定期的に検証しながら推進していく。

バランスト・スコアカードのイメージ



バランスト・スコアカードのプロセス



また、4つの視点を特に社協組織をふまえて考えると、つぎのようなものが考えられる。

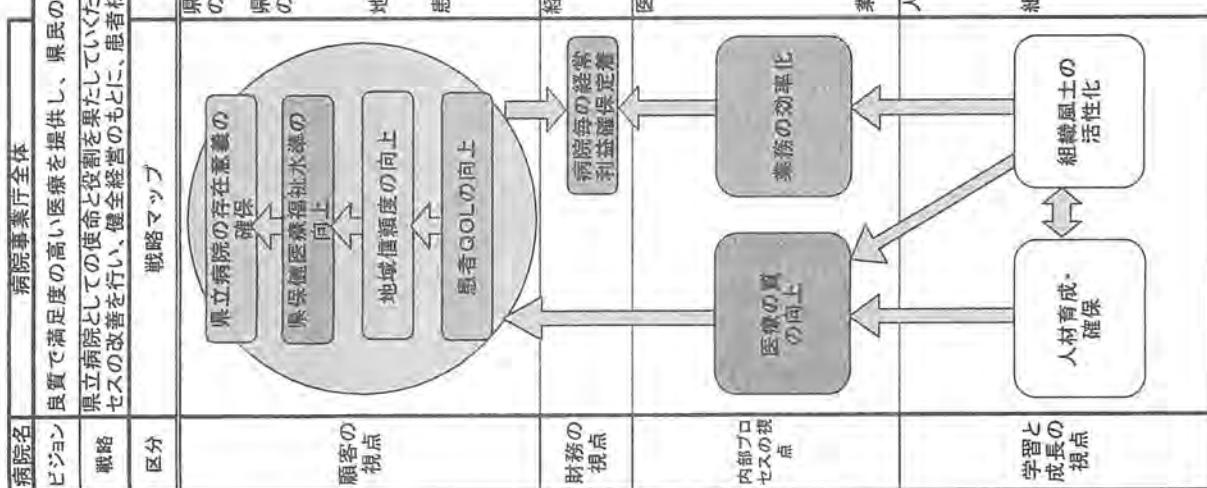
顧客の視点………「すべての住民が幸せに暮らせる地域づくりをすすめるという」
ということを判断基準として、活動・事業を展開する

財務の視点………少ない（限られた）予算のなかで、いかに効果的な活動・事業とするかを追求する

プロセスの視点……活動・事業を効率的に実施していくと同時に、住民・関係団体等の参加と協働による「社協らしい」展開を図る

学習と成長の視点……地域福祉推進機関としての専門性を有する人材育成と組織づくりをすすめる

平成15年度マネジメントシート



主な成果 (重要成功要因)		業績評価指標	H14実績値	H15目標値	アクションプラン
中期経営計画の策定	計画策定期(議会承認月)	-	-	3月	中期経営計画(平成16年度～18年度)の策定(BSCフレームを活用、ビジョン・戦略・目標を部門展開、全職員参画型、労使協働、外部委員会設置)
県の医療サービス水準及び行政施策への貢献度増大向上(医療の透明性の確保等)	新聞(県内発行部数5万部以上)掲載回数(回)	-	10(各2回以上)	10情報公開の推進(経営内容、実績の公開)	リスクマネジメント(医療事故防止へのヒヤリハット報告と活動医療の充実(緊急医療の質向上)、救急体制の整備(輸送日時の充実)、魅力あるホームページの更新)
診療圏内のシェア向上	新入院患者数(人)	14,617	14,630	14,630地図掲示の推進(紹介先への定期訪問、紹介医とのネット連携、連携先との情報の共有化、連携先への働きかけの強化等)	患者満足度の向上(患者相談室設置、接遇意識の向上、プライバシー保護対策、待ち時間の利用)
患者満足度の向上	専用アンケート「難しい友人家族へ当院を紹介するが」(%)	81.4	75	75患者様へのわかりやすく充分な説明(クリニックの進歩、恩賞へのコミュニケーションの向上、インフォームドコンセンスの充実、セミナードオビニオンの充実)	新規患者数増
病院毎の経常利益の向上	経常収支比率(%)	101.1	100.6	100.6新規患者数増	新規利用率の維持・向上
医療サービスの質の向上(病院機能評価の受審等)	病院機能評価の認定(%)	-	-	100急性期入院加算の取得	地域医療支援病院17年取得
生産性の向上	1人当たりの付加価値額(千円)	9,854	10,100	100医療機器別病棟の機能UPとチーム化:三大成人病への特化(臓器別病棟の機能UPとチーム化:消化器疾患、脳・心臓疾患の治療の強化とブランド化・看板の推進、ガン治療)	急性期入院加算の取得
戦略的な人材育成・確保	職員アンケート「プロとして成長しているか」(%)	68.5	75	75ITの有効運用による生産性の向上	ITの有効運用による生産性の向上
新しいマネジメントシステム(マネジメントシート)の定着・活用	最終評価を16年度以降に反映させたシート割合(%)	-	-	100コミュニケーション、部門間の仕組みづくりの着手促進、キャリアラダーの作成等新人事システムの構築)	人材育成の推進(人材育成計画の構築、専門職員の育成促進、キャリアラダーの作成等新人事システムの構築)
				100組織開拓(新規事業開拓、会議の活性化)	新設床研究制度への対応(受入制度の策定)
				100コミュニケーション、部門毎の目標管理(BSC・マネジメントシート運用)	職員満足度の向上(自己見込み評価、マトリックスシステムの構築)
				100コミュニケーション、部門毎の目標管理(BSC・マネジメントシート運用)	長期的な人材確保の仕組みづくりの着手促進、会議の活性化、新オーダリングシステム活用に伴う情報伝達の円滑化)
				100コミュニケーション、部門毎の目標管理(BSC・マネジメントシート運用)	仕事のスピード・実行力・セグショナリズムの打破(目標管理の徹底化)、診療科、部門毎の目標管理(BSC・マネジメントシート運用)
				100コミュニケーション、部門毎の目標管理(BSC・マネジメントシート運用)	チームワークの向上(組織風土の活性化)
				100コミュニケーション、部門毎の目標管理(BSC・マネジメントシート運用)	全員参加による経営と質的向上(医師・看護・コメディカル等のセグショナリズム排除、職員改善提案数向上)
				100コミュニケーション、部門毎の目標管理(BSC・マネジメントシート運用)	TQMによる改善

(出展:三重県病院事業庁ホームページより)

資 料 編

市町村経営改革検討委員会

設置要綱	37
委員名簿	38
検討経過	39

平成15年度市町村社会福祉協議会概況一覧（平成14年度実績）抜粋

表1 地域の概況	40
表2-①理事会の構成	41
②評議員会の構成	42
表3 会費の状況	43
表4-①地区福祉委員会の状況	46
②小地域ネットワーク活動の状況	46
表5 事務局職員の構成	47
表6-①高齢者福祉事業の概要	49
②障害者福祉事業・その他の事業の概要	56
③児童・青少年福祉事業・ひとり親分野事業の概要	62
表7 各種団体事務局の状況	65
表8 介護保険事業・支援費事業の状況	67
表9-① 社協財政（一般会計）の状況【収入】	68
② 社協財政（一般会計）の状況【支出】	69

市町村社協の経営改革に関するアンケート調査の結果

1. 調査結果の概要	70
2. 集計表・述回答の概要	78
3. 調査票	101



市町村社協経営改革検討委員会 設置要項

1 目的

社会福祉協議会の役割が社会福祉法においても明確に位置づけられ、さらなる地域福祉の推進に向けて、社協の経営ビジョンの明確化や組織運営の強化が必要となっている。そこで、市町村社協が抱えている組織運営及び財政面等での課題の整理を行い、社協のミッションを明らかにし、具体的な経営改革の方策を検討・提言することを目的とする。

2 名称

この委員会は、市町村社協経営改革検討委員会（以下、「委員会」という）と称する。

3 委員の構成

①この委員会は下記の委員で構成し、大阪府社会福祉協議会会长が委嘱する。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 学識経験者 | 4名 |
| (2) 関係団体 | 2名 |
| (3) 行政職員 | 1名 |
| (4) 社会福祉協議会役職員 | 7名 |

②上記委員とは別に顧問を設置し、大阪府社会福祉協議会会长が委嘱する。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 学識経験者 | 1名 |
|-----------|----|

③その他、必要に応じてゲスト委員（ゲストスピーカー）を設置するものとする。

4 役員

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

なお、委員長は委員会を統括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 主な検討項目

- | |
|--------------------------------|
| (1) 社協のミッションについて |
| (2) 社協事業の現状と課題について |
| (3) 社協の事業・活動、組織、財源について |
| (4) 社協と行政、民間との役割分担について |
| (5) 経営改革を導くための社協経営ビジョン（仮称）について |

6 事務局

この委員会の事務局は、大阪府社会福祉協議会内に置く。

7 設置期間

この委員会の設置期間は平成15年7月1日から平成16年3月31日までの概ね9ヶ月間とする。

（付則）

この要項は、平成15年7月1日から施行する。

市町村社協経営改革検討委員会 委員名簿

【顧問】

分野	氏名	所属
学識経験者	上野谷 加代子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授

【市町村社協経営改革検討委員会委員】

分野	氏名	所属
学識経験者	山本 浩二	大阪府立大学 経済学部 教授
	松端 克文	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 助教授
	大川 幸一	中央青山監査法人・公認会計士
	山崎 茂	大阪府立産業開発研究所 主任研究員
関係団体	古谷 泰啓	大阪府共同募金会常務理事兼事務局長
	山田 裕子	大阪NPOセンター事務局長
行政	遠藤 裕司	大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域福祉課長
市町村社協	山本 香憲	会長会副会長・高槻市社協会長
	葛城 隆雄	事務局長会会長・泉大津市社協
	平井 修次	事務局長会副会長・池田市社協事務局長
	松浦 忠	富田林市社協事務局長
	上田 和央	枚方市社協総務課長補佐
	西 良人	東大阪市社協総務課長
大阪府社協	葭矢 忠	大阪府社協常務理事

【事務局】 大阪府社協・地域福祉部

氏名	所属
佐藤 貞良	大阪府社協事務局長
上田 哲夫	大阪府社協総務企画部長
青木 美知子	大阪府社協地域福祉部長
奈良 公美	大阪府社協地域福祉副部長
片岡 哲司	大阪府社協地域福祉部
原田 仁	コンサルタント（エフプラン研究所）

市町村社協経営改革検討委員会 検討経過

日付	主な内容	備考
4月～7月	* 委員会設置の準備	
8月6日	<第1回市町村社協経営改革検討委員会> * 検討委員会設置の背景と社協をめぐる動向（全社協指針より） * 府内市町村社協の概要の確認	
8月末～9月	市町村社協の経営改革に関するアンケート調査を依頼（43市町村社協対象）	事務局長会でアンケート協力依頼（8/21）
10月7日	<第2回市町村社協経営改革検討委員会> * 市町村社協の経営改革に関するアンケート調査結果について * 具体的な市町村社協の経営実態について	
12月10日	<第3回市町村社協経営改革検討委員会> * 具体的な市町村社協の経営実態について * 市町村社協の経営改革の方向性とその具体的な内容について	事務局長会で委員会の検討経過を報告（12/18）
2月16日	<第4回市町村社協経営改革検討委員会> * 報告書（骨子案）の説明 * これまでの委員会の議論を踏まえた意見 * グループディスカッション	会長会・事務局長会合同会議で報告書（骨子案）を説明（2/5）
3月24日	<第5回市町村社協経営改革検討委員会> * 報告書（案）の説明 * 質疑応答（修正箇所等の検討・確認） * 報告書（案）のとりまとめ	

表1 地域の概況 (平成15年4月現在)

社協名	人口(A)	世帯数	65歳以上		75歳以上		被保護者 世帯数	民生 委員数	主任児童 委員数 (委嘱数)
			人口(B)	高齢化率	人口(C)	高齢化率			
				B/A		C/A			
堺市	798,928	306,841	130,905	16.39	48,528	6.07	10,402	929	17
岸和田市	204,152	75,480	34,252	16.80	13,239	6.48	1,922	246	6
豊中市	387,977	161,963	64,513	16.63	23,695	6.11	3,842	531	12
池田市	100,852	42,161	17,404	17.26	6,866	6.81	365	158	3
吹田市	348,666	145,796	51,540	14.78	18,926	5.43	2,575	449	12
泉大津市	77,538	30,105	11,845	15.28	4,511	5.82	708	110	3
高槻市	355,181	141,888	58,566	16.49	19,685	5.54	2,010	446	9
貝塚市	88,734	31,049	14,819	16.70	5,738	6.47	781	133	3
守口市	150,990	65,698	26,135	17.31	9,327	6.18	2,343	231	3
枚方市	403,069	153,892	57,045	14.15	20,612	5.11	2,787	452	24
茨木市	262,070	104,418	36,336	13.86	13,552	5.17	1,458	355	8
八尾市	274,985	109,971	45,749	16.64	16,749	6.09	3,255	367	8
泉佐野市	99,963	37,904	16,266	16.27	6,211	6.21	717	145	3
富田林市	126,337	47,360	19,717	15.61	7,554	5.98	966	156	3
寝屋川市	250,667	101,429	36,924	14.73	12,684	5.06	2,224	319	6
河内長野市	121,764	43,776	20,512	16.85	8,131	6.68	687	159	3
松原市	131,803	51,353	21,963	16.66	7,999	6.07	1,443	151	4
大東市	129,400	51,304	18,099	13.99	6,311	4.88	527	164	4
和泉市	178,905	63,938	24,584	13.74	9,365	5.23	1,716	252	3
箕面市	121,847	49,610	18,600	15.27	7,676	6.30	428	152	4
柏原市	78,122	29,612	12,013	15.38	4,638	5.94	593	126	3
羽曳野市	121,671	45,829	20,411	16.78	8,117	6.67	1,123	160	4
門真市	136,671	58,730	20,165	14.75	6,121	4.48	2,525	161	3
摂津市	85,509	34,697	11,261	13.17	4,032	4.72	482	119	5
高石市	61,444	22,741	10,520	17.12	-	-	324	88	3
藤井寺市	66,891	26,061	11,577	17.31	4,556	6.81	628	76	3
東大阪市	516,050	216,093	85,574	16.58	31,211	6.05	8,270	759	18
泉南市	65,416	23,219	10,174	15.55	3,854	5.89	605	106	3
四條畷市	56,825	21,988	7,753	13.64	2,673	4.70	358	59	3
交野市	78,331	27,946	11,063	14.12	4,015	5.13	239	71	4
大阪狭山市	56,631	21,605	8,709	15.38	3,307	5.84	314	73	3
阪南市	60,231	21,398	9,168	15.22	3,527	5.86	313	77	3
島本町	30,034	11,353	4,591	15.29	1,863	6.20	34	47	4
豊能町	26,109	8,673	4,300	16.47	1,788	6.85	13	47	4
能勢町	14,217	4,535	2,921	20.55	1,345	9.46	17	43	3
忠岡町	17,827	6,724	3,285	18.43	1,272	7.14	223	27	2
熊取町	43,365	14,731	5,864	13.52	2,334	5.38	95	54	3
田尻町	7,219	2,883	1,454	20.14	602	8.34	43	19	2
岬町	19,609	7,495	4,458	22.73	1,894	9.66	151	58	3
太子町	14,349	4,803	2,227	15.52	931	6.49	38	27	2
河南町	16,749	5,649	3,281	19.59	1,379	8.23	16	38	2
千早赤阪村	6,889	2,211	1,497	21.73	704	10.22	7	23	2
美原町	38,850	13,853	6,240	16.06	2,417	6.22	124	54	3
合計	6,232,837	2,448,765	984,280	16.29	359,939	6.28	57,691	8,217	223

※被保護者世帯数は一部平成15年5月の数字を含む

表2-① 理事会の構成

※理事構成は平成15年6月現在のものも含む／開催数は14年度のデータ

社協名	住民代表的		社会福祉活動に関わる者						当事者団体的性格		関連分野団体							その他		年間開催数							
	地区福祉委員会	織自治・青年団体性組	生協・農業組合	協同漁協等	民生委員・児童委員	社会福祉施設	福祉関係行政職員	ボランティア	NPO法人	障害者団体・組織	高齢者団体・他	その他の団体・組織	保健医療関係団体	防犯・交通安全	施設・保護司	更生・労働	関係団体	その他経済団体	行政の首長	育社会関係教育・学校教	議会議員	学識経験者	組・その他PTA等	その他の企業等	まちづくり・人権、環境等生活関連団体	労	
堺市	1	2			2	1	1	1			1	1	1		1						2		14	6			
岸和田市		2			4	1	1				1	1		1		1					1	2		15	5		
豊中市	8				2	1	1				1		1							1	2	3	20	4			
池田市	11				1	1	1	1			1										1		17	9			
吹田市	7	1			2		1	1			1	1	1									1	16	5			
泉大津市	3	1			2	1	1	1			1	1	1			1	1				1		15	4			
高槻市	10				2	1	1	1					1	1						1		2	20	3			
貝塚市	1	2			2	1	1	1			1									1		3	2	15	6		
守口市	9	2			1		2				1	1	1			1					2		2	20	3		
枚方市	3				2	1	1	1					1	1			2				3		15	10			
茨木市	2	1			2	1	1	1					1		1	1		1		1	5		17	4			
八尾市	1	4			2	1	1				1	1	1			1					2		15	5			
泉佐野市	13	1			1	1	1	1			1	1								1			21	11			
富田林市	2	1			4	1		1			1	1	3									1		15	6		
寝屋川市	11	2			2	1	2				1										1		20	14			
河内長野市	1				1	1	1	4					1							1	1	3	1	15	4		
松原市	2	1			2	1	1	1			1	1				1	2				2		15	5			
大東市		4			2	1		1			1	1	1			1					1	2		15	5		
和泉市	10	1			1		1												1		3		17	4			
箕面市	6	1			1	1	1	1				1	1								3		15	5			
柏原市	1	3	1		2	1	1	1			1	1	1								3		16	4			
羽曳野市		4			3	1		1				1		1						1	1	2		15	3		
門真市	1	2			1	2	1				1	1	2			1				1	1		14	3			
摂津市	5	1			1	1	2	1			1	2			1						2		17	7			
高石市	5	1			1	3	1					1									3		15	5			
藤井寺市		2			2	1		1			1	1		1		1					1	1	12	3			
東大阪市	4	4			2	2	1	1			3					1	1	1		1	2		22	5			
泉南市	4	1			2	2	1	1			1	1								1	1		15	4			
四條畷市		6			4	1	1	1			1					1					1		16	3			
交野市		6			2	1	2				1			1		1				1	2		17	3			
大阪狭山市	4	1			2			1						1		1					2	3		15	4		
阪南市	8				3	1															1		13	6			
島本町	4	1			1		1	1				2									5		15	10			
豊能町	1				1	1	1	1													2		7	2			
能勢町	2				6		1				1					1					2		15	2			
忠岡町	2	3	2		2	1	1	1			2										1		15	5			
熊取町	5	1	2		1	1	1	1								1		1					13	12			
田尻町		2			2		1				2									1	1		9	7			
岬町		6			4			3															13	2			
太子町	9				1	1		2			1	1									2		17	9			
河南町		6			2	1	1	1			1										1	3		16	8		
千早赤阪村	3	1			2	1					1									1		3		12	5		
美原町	15																						15	4			
合 計	174	75	5	86	39	35	36	1	17	29	20	13	0	14	11	1	8	5	7	76	14	666	234				

表2-② 評議員会の構成

※評議員構成は平成15年6月現在のものも含む／開催数は14年度のデータ

社協名	住民代表的		社会福祉活動に関わる者					当事者団体的性格		関連分野団体								その他			年間開催数							
	地区福祉委員会	組織性組	自治・青年・女性団体	生協・漁協等	生協・農協	民間委員会	社会福祉施設	福祉関係行政職員	ボランティア	NPO法人	障害者団体・組織	人高齢者クラブ団体他	者団体	その他の団体	保健医療関係団体	防犯団体	施設・交通安全関係	更生保護事業団体	その他の経済・労働団体	関係分野団体	行政の首長	育児関係	社会教育・学校教	境等生活関連団体	まちづくり・人権・環境	議会議員	学識経験者	組合他(企業・PTA等)
堺市	5	1		10	6	1	1			1		5	1			4			2			2				39	3	
岸和田市	13	1		4	2	1	1			2		3	3			1	3		2			3				39	3	
豊中市	4	1	1		3	1	2			5		2	4	2	3	4			9	2		2	5			50	3	
池田市	11	6		1	2	2	2			2	1	3	4			1			2							2	39	5
吹田市	31	1		1	2					1		1							1	1						1	40	3
泉大津市	6	4	1	6	3	1	1			3	2	2					2	1		1	1	2					35	3
高槻市	27	2										1	3					1			1	1				5	41	3
貝塚市	9	3		4	1	1	2			3	1	3	1			1	3		3	1	1	4				40	4	
守口市	38	1			2	1				1		3									1					47	3	
枚方市	3	3		1	3	1	2			1	1	2	5	1	2	2		2	5		2	4				40	3	
茨木市	15	5		8	2					2	2	1					1		3							40	4	
八尾市	29				1	1	1					1	3			1	1	1	1	1	1					40	4	
泉佐野市	1	3		9	1	1	2		1	1	1	6	1			6	5		2	1	1	1	1			43	3	
富田林市	5	2		9	1		1			5	3	9														35	4	
寝屋川市	36	2			2					1		2	1				2		2			1				49	2	
河内長野	14	2		9	1		1		2	1	4	2			2			3							2	43	4	
松原市	3	4		4	2	1	3	1	2		1	3			1	8	3				2	2			40	3		
大東市		15		3	1	3	3		2	2	2					1			1		7				40	4		
和泉市	10	3		4	1	1	2		1	1	1	1			1	4	2			4					36	5		
箕面市	13			3	1							17							2			3				39	4	
柏原市	5	8		3	1	1	2	1	1	2	2	1	1	2				3	1	1	1					35	2	
羽曳野市	2	6		5	2		2			2	1	2			2	5	3				1		33		3			
門真市	16	5		2		2				1	2	2						1	1	1	3	35		2		35	2	
摂津市	10	4	1	1	2		1		1	4	1	4			1	1		3	1	1	1					36	6	
高石市	5	2		2	1	2	1		5		1	4	1	2	1		1	1	1	1	10				40	2		
藤井寺市	2	8		7	4		2		3	2		1			1	1	4	1								35	3	
東大阪市	33	4		4	1	4		1	2	1	3							3	1	1	1					59	5	
泉南市	7	2		7	3		1		2		1	1			2	2	3	1			1				33	4		
四條畷市		18		10	2	2	1		1		2				1			2							39	2		
交野市		19		8	1		1		1	1	3						1	1							36	2		
大阪狭山	30				2				2	1	4								1							40	3	
阪南市	12	6		1	5	1		1	1	1	1	3								1	2					35	2	
島本町	8	2		1	3		1	1	2	1	1	1			1		1	2	1	5					31	3		
豊能町	2			1		1	1		2	1	1	2	1												15	2		
能勢町	3	5		3	3	3	1		1		3		1		2		1	1	2	2					31	2		
忠岡町		5	6	7	1	2		2	4									3		1					31	4		
熊取町		7	1	5	1		1		1	1	3	1			1	1	6	1			1				31	2		
田尻町	1	4	2	2	1		2		1	2	2					2	1		3		2				22	3		
岬町		4		13			8			2					2	1									30	2		
太子町	12	2	1	6		4		2	2	5								1							35	4		
河南町	4	15	2	7					1	1	4	1						2	1						38	4		
千早赤阪	3	1		4	1		2		1	1	5		1					1	2	1	2				25	5		
美原町	40																								40	4		
合計	466	188	15	172	71	34	58	6	67	46	116	52	8	45	52	1	84	21	8	49	41	1,600	141					

表3 会費の状況

社 協 名	会員区分(名称)	対 象	14年度実績額			地区への 還元率 %	備 考
			単 価	会員数 人	実績額 円		
堺 市	一般会員 賛助会員	個人 法人・団体・事業所	1,000 円 5,000 円	2,586 人 138 件	3,444,000 円 1,570,000 円	社協だよりや地区福祉委員会での呼びかけ 文書、口答、依頼	50 % 50 %
岸和田 市	賛助会員	一般世帯	500 円	49,508 世帯	32,912,000 円	地区福祉委員会を通じ、回覧チラシ等により集める	50 %
豊 中 市	特別賛助会員	事業所・団体	5,000 円	616 件	4,465,000 円	地区福祉委員会を通じて募集中。後、銀行、郵便局よりの振込または校区福祉委員会を通じて集める。	50 %
池 田 市	普通会員 特別賛助会員 名譽会員	特に制限なし	500 円 2,000 円 10,000 円 50,000 円	9,003 口 1,330 口 138 口 3 口	4,501,500 円 2,660,000 円 1,380,000 円 150,000 円	社協広報、地区福祉委員会	40 %
吹 田 市	特別賛助会員	住民 法人・団体等	500 円 1,000 円 その他 円	18,237 人 399 人 74 人	9,118,500 円 399,000 円 5,861,255 円	各地区福祉委員会を通じて自治会へ依頼	66.66 % 66.66 % 66.66 %
泉 大 津 市	一般会員 特別会員 特別賛助会員	市民 市民 市民	500 円 1,000 円 5,000 円	148 人 148 人 66 人	37,000 円 162,000 円 1,994,100 円	地区福祉委員会を通じて募集	50 %
高 横 市	一般会員 特別賛助会費	市民 市民	500 円 1,000 円	48,630 人 721 人	26,060,571 円	地区福祉委員会・自治会を通しての呼びかけ・募集 地区福祉委員会・自治会を通しての呼びかけ・募集	60 % 60 %
貝 塚 市	特別賛助会費	事業所・法人	3,000~50,000 円	846 人	4,936,552 円	商工会議所・各組合の協力を得て募集	60 %
守 口 市	一般 普通会員	住民 一般 一般	1,000 円 300円・500 円 1,000 円	11,957 人 303 人 7,451 人	11,957,650 円 1,515,000 円 7,451,000 円	校区福祉委員会から町会を通じて個別に募集	60 % +小地域ネットワーク事業 60 %
枚 方 市	特別 普通会員	住民、法人 一般 一般 一般	5,000 円 300円・500 円 10,000 円 2,000 円	13,892 人 13,892 人 260 人 158 団体	5,298,200 円 5,298,200 円 2,600,000 円 316,000 円	地区福祉委員が中心となり、会員を募集	65 %
茨 木 市	特別 普通会員 正会員	組織会員 団体・機関 住民会員 個人 法人・会社	5,000 円 2,000 円 500 円 20,000 円 5,000 円	40,921 人 418 人 120,000 円 264 法人	20,460,500 円 120,000 円 1,320,000 円	社協だより、広報ひらかたでPR。 校区福祉委員会に協力依頼	40 % 40 %
八 尾 市	特別 普通会員 正会員 法人・事業所 法人・個人の事業所、個人等 住民個人民	地域住民 団体等 事業所 理事会が承認する団体 法人事業所 法人・個人の事業所、個人等 住民個人民	500 円 1,000 円 5,000 円 5,000 円 10,000 円 1,000 円 100 人	36,809 人 182 人 160 人 182 人 1,280,000 円 1,065,000 円 310,000 円 660,000 円 2,059,000 円 6,794,124 円	23,307,500 円 1,280,000 円 1,065,000 円 310,000 円 660,000 円 2,059,000 円 6,794,124 円	地区からの 募集中の 45 %	20 %

社 協 名	会員区分(名称)	対象		14年度実績額		募集方法		地区への還元率	備 考
		単 価	会員数	実額額					
泉 佐 野 市	一般会員	1,000 円							
	賛助会員	3,000 円	5,072 人+町会	11,793,200 円	地区福祉委員会・町会を通じて			50 %	
富 田 林 市	特別会員	5,000 円							
	特別賛助会員	10,000 円							
寝 屋 川 市	一般会員	300 円	6,386 人	1,916,001 円	民生委員、町総代等の協力を得ながら全世帯を対象に募集中とする。			50 %	地区福祉委員会設置地区への還元。
	特別会員	1,000 円	23,355 人	2,335,500 円				50 %	
河 内 長 野 市	一般会員	500 円	32,405 人	16,202,500 円					
	特別会員	1,000 円	3,352 人	3,352,000 円					
松 原 市	賛助会員	2,000 円	335 人	670,000 円	各校区福祉委員会を通じて、自治会等が中心となつて個別に募集				
	特別賛助会員	3,000 円	393 人	1,179,000 円					
大 東 市	名 营 会 員	5,000 円	155 人	775,000 円					
	特別名譽会員	10,000 円	95 人	950,000 円					
和 泉 市	協 力 費	500円未満	19,071 人	3,472,195 円					
	個人	1,000 円							
柏 原 市	社協賛助金	法人・事業所		3,153,000 円	訪問、ダイレクトメール			0 %	
	協賛会員	法人・諸団体	5,000 円	354 人	3,328,000 円	広報掲載・チラシ配布・依頼状郵送		0 %	
羽 曳 野 市	賛助会員	個人・町会	5,000 円	354 人	4,311,000 円	地区福祉委員会・民生委員・町会等の協力		60 %	
	特別賛助会員	市内全世帯	1,000 円	2,249 人	2,249 人	自治会を通じて		0 %	
門 真 市	一般会員費	500 円	24,268 人	12,134,000 円	自治会を通じて			0 %	
	賛助会員会員費	市内全世帯	1,000~3,000 円	401 人	545,000 円	個別訪問		0 %	
高 石 市	特別賛助会員会員費	市内企業	10,000 円	108 人	1,310,000 円	校区社協を通じて各町会へ依頼		40 %	
	社協会員費	町会・一括	140 円	39,216 世帯	5,490,400 円			50 %	
藤 井 寺 市	個人	円	1,018 人	1,007,000 円					
	一般会員	500 円	13,872 人	7,287,500 円	地区福祉・自治会等を経由し募集				
其 面 市	一般費助会員	個人	1,000 円	4,585 人	4,708,000 円	地区福祉・自治会等を経由し募集		50 %	
	特別費助会員	個人・法人・団体など	5,000 円	608 人	40,15,000 円			50 %	
柏 原 市	正会員	構成団体	2,000 円	39	954,000 円	団体事務局へ依頼		0 %	
	特別費助会員	事業所等	1,000 円		1,035,000 円	郵送で振込依頼		0 %	
根 津 市	住民費助会員	地域住民(世帯単位)	200 円			自治会費から一定額を会費とする			地区福祉委員会会費へ移行
	賛助会員	市民・団体等	1,000 円	1,710 人	2,730 円	民生委員の協力		0 %	
門 真 市	一般会員	市民	250 円	2,293 人	573 円	町会		0 %	
	特別会員	市民	500 円	17,617 人	8,735,900 円	校区福祉委員会・自治会より趣意書回覧		40 %	
高 石 市	特別費助会員	市民・事業所等	1,000 円	1,182 人	1,270,000 円	趣意書依頼郵送		40 %	
	住民会員	住民	10,000 円	99 人	1,510,000 円	自治会を通じて		50 %	
羽 曳 野 市	賛助会員	住民・事業所	3,000 円		4,797,622 円	自治会を通じて		50 %	
	組織構成会員	団体・個人	2,000 円	62	130,000 円	個別に郵送		0 %	
高 石 市	賛助会員費	市民	1,000 円	8,879 人	12,657,763 円	機関紙にてPR		40 %	
	特別費助会員費	法人	10,000 円	119 人	1,420,000 円	戸別訪問にて収集		40 %	
藤 井 寺 市	費助会員	不問	1,000 円	8,998 人	14,077,763 円			96 %	
	個別会員費	市民	80 円	205 人	2,055,000 円			96 %	
			25,496 人	2,039,700 円				96 %	

社 協 名	会員区分(名称)	対 象	14年度実績額			地区への還元率	備 考
			単 価	会員数	実績額		
東 大 阪 市	個人会員	個人	1,000 円	3,326 人	3,821,000 円	校区福祉委員会を通じて依頼	60 %
	団体会員	団体	3,000 円	292 人	2,295,000 円	広報紙、会議	0 %
	法人会員	法人	5,000 円	34 人	255,000 円	広報紙	0 %
泉 南 市	賛助会員	個人・世帯	500 円	4,812 人	2,666,500 円	社協広報誌による募集とともに各地区福祉委員会に依頼する	50 %
	特別賛助会員	法人・事務所・団体	1,500 円	56 人	704,000 円		50 %
四 條 瀬 市	特別会員	一般市民・事業所	5,000 円	154 人	1,086,000 円	自治会・地区福祉委員会を通じて募集する	目標額の20%
	賛助会員	一般市民・事業所	1,000 円	1,114 人	1,241,500 円	自治会・地区福祉委員会を通じて募集する	目標額達成の50%
	正会員	一般市民・事業所	300 円	7,670 人	3,456,871 円	自治会・地区福祉委員会を通じて募集する	0 %
交 野 市	一般賛助会員	市内各世帯	300 円	18,060 人	5,445,609 円	区長会へ依頼	0 %
	特別賛助会員	市内各世帯	1,000 円	350 人	350,000 円	区長会へ依頼	0 %
	企業賛助会員	市内事業所	3,000 円	173 人	858,000 円	民協へ依頼	0 %
大 阪 梶 山 市	正会員	一般市民	1,000 円	7,150 人	7,150,000 円	地区福祉委員会	55.6 %
	賛助会員	一般市民・企業	3,000 円	219 人	657,000 円	地区福祉委員会	55.6 %
	特別会員	一般市民・企業	5000以上 円	30 人	177,000 円	地区福祉委員会	55.6 %
阪 南 市	会員募集		1,200 円	54 人	64,800 円		
	市内住民		500 円	6,871 人	3,435,500 円	各校区福祉委員長から各自治会長へ説明したあと、校区	
	市内住民		1,000 円	821 人	821,000 円	福祉委員や隣組長による個別訪問等	
	市内住民		2,000 円	522 人	1,044,000 円		
	市内住民		10,000 円	91 人	910,000 円		
島 本 町	個人	個人	200 円	5,937 人	1,926,000 円	自治会・地区福祉委員会・広報紙を通じて募集する	75 %
	一般賛助	個人・事業所	1,000 円	106 人	304,000 円		30 %
	大口賛助	個人・事業所	5,000 円	24 人	310,000 円		40 %
豊 能 町			円	人	円		96 %
能 势 町			円	人	円		96 %
忠 囲 町	賛助会員	住民	1,000 円	1,622 人	2,476,000 円		50 %
	特別会員	事業所・法人	5,000 円	255 社	1,505,000 円		50 %
熊 取 町	一般会員	町内在住者	1,200 円	10,068 人	12,081,400 円		80 % 地区50%、校区30%
田 尻 町	特別会員		5,000 円	2	20,000 円	持參	0
	賛助会員		1,000 円	128 人	128,000 円	持參	0 %
岬 町	一般会員	一般住民	1,000 円	4,275 人	4,825,000 円	各地区福祉委員会・民生委員・自治区長	50 %
	特別会員	法人・企業等	10,000 円	66 人	900,000 円	地区福祉委員会・社協役員等	0 %
太 子 町	一般会員	全世帯	500 円	2,818 人	1,409,000 円	社協広報、地区福祉委員会を通じて募集	50 %
	賛助会員		3,000 円	15 人	45,000 円		0 %
	特別会員	5000以上 円	30 人	165,000 円			
河 南 町	一般会員	一般住民	200 円	3,675 人	2,092,400 円		65 %
	特別会員	法人・業者	1,000 円	43 人	43,000 円		60 %
	賛助会員	一般	500 円	1,423 人	878,000 円	区長会	%
千 早 赤 阪 村	特別会員	企業	3,000 円	68	311,000 円	会長・副会長・局長	
美 原 町	一般	個人	400 円	未集計	3,965,576 円	区長を通じチラシを全戸に配布、地区に応じた方法で	
	特別	法人・事業所	1,000 円	472	1,369,000 円	募集	実績割 820,000

表4-① 地区福祉委員会の状況

社協名	小学校校区数	福地区委員校会数	開催員長会議	開役催員数研修	の委員長連絡会	有無
堺市	90	88	6	1	有	
岸和田市	24	24	2	2	有	
豊中市	41	38	5	5	有	
池田市	11	11	5	2	有	
吹田市	37	32	3	1	無	
泉大津市	9	9	8	1	有	
高槻市	44	37	0	1	無	
貝塚市	10	10	2	0	有	
守口市	19	19	5	1	有	
枚方市	45	45	3	1	有	
茨木市	31	31	5	2	有	
八尾市	29	29	4	1	有	
泉佐野市	13	14	0	0	無	
富田林市	16	12	2	2	有	
寝屋川市	26	24	6	2	有	
河内長野市	14	15	2		有	
松原市	15	21	7	0	有	
大東市	15	10	0	0	無	
和泉市	20	20	4	2	有	
箕面市	13	13	7	6	有	
柏原市	10	9	6	3	有	
羽曳野市	14	14	2	3	有	
門真市	17	17	3	2	有	
摂津市	12	12	4	1	有	
高石市	7	7	5	0	有	
藤井寺市	7	7	1	0	有	
東大阪市	54	44	4	3	有	
泉南市	11	9	8	1	無	
四條畷市	8	21	0	1	無	
交野市	10	10	2	6	有	
大阪狭山市	7	9	2	1	有	
阪南市	12	12	5	1	有	
島本町	4	4	2	2	有	
豊能町	5	5	0	0	無	
能勢町	6	6	3	1	有	
忠岡町	2	2	4	2	無	
熊取町	5	5	6	4	有	
田尻町	1	1	0	1	無	
岬町	4	4	7	1	有	
太子町	2	3	4	3	有	
河南町	5	5	5	1	有	
千早赤阪村	4	3	2	1	有	
美原町	5	5	3	1	有	
全体合計	734	716	154	69	有:	

表4-② 小地域ネットワーク活動の状況

社協名	指定校区数	ネット数	アボ・ラン協会員数	いきいきサロン		子育て支援(サロン)活動	
				数校区	数箇所	数校区	数箇所
堺市	86	14,679	4,286	78	141	51	74
岸和田市	24	613	1,162	23	97	0	0
豊中市	38	6,442	5,265	38	61	14	16
池田市	11	1,659	625	9	11	10	10
吹田市	32	342	1,164	31	31	14	14
泉大津市	9	70	292	9	22	1	1
高槻市	37	3,063	1,298	36	56	3	3
貝塚市	10	128	145	10	60	0	0
守口市	19	145	192	19	19	0	0
枚方市	45	1,695	1,534	44	89	5	6
茨木市	31	1,016	538	14	17	1	1
八尾市	27	368	626	20	27	10	11
泉佐野市	13	655	1,101	13	53	1	1
富田林市	12	330	517	12	25	2	2
寝屋川市	24	3,208	19,044	24	52	1	1
河内長野市	14	89	176	13	63	2	3
松原市	8	1,120	342	8	15	0	0
大東市	10	150	120	10	18	1	1
和泉市	20	1,514	2,609	20	105	0	0
箕面市	13	1,275	2,217	13	56	4	4
柏原市	9	1,426	735	9	44	0	0
羽曳野市	14	1,105	416	13	80	0	0
門真市	17	2,195	1,302	17	53	3	3
摂津市	12	220	101	12	21	0	0
高石市	7	779	528	7	25	0	0
藤井寺市	7	1,424	85	7	34	0	0
東大阪市	44	1,490	1,965	42	148	6	11
泉南市	9	283	178	9	40	1	1
四條畷市	8	113	245	9	9	2	2
交野市	10	350	438	10	18	5	8
大阪狭山市	7	218	554	7	30	0	0
阪南市	12	129	4,417	12	22	2	2
島本町	4	41	290	4	23	1	1
豊能町	5	15	110	5	10	0	0
能勢町	6	154	262	6	44	0	0
忠岡町	2	25	164	2	2	0	0
熊取町	5	45	85	5	12	1	1
田尻町	1	55	31	1	1	0	0
岬町	4	21	319	4	39	2	2
太子町	2	53	194	2	16	1	1
河南町	5	33	376	5	22	0	0
千早赤阪村	3	95	244	4	9	0	0
美原町	5	64	39	5	25	0	0
全体合計	681	48,894	56,331	641	1,745	144	180

表5 事務局職員の構成

(H15.4.1現在) 但し、直接サービス・事業関係職員は次のように分類

①Ⅰ 正職員数 ②Ⅱ 常勤嘱託人数 ③Ⅲ 非常勤嘱託・IV アルバイト・V 登録の職員数

社協名	一般業務		事業関係職員			生活支援員			その他			職員総数	
	市町村補助	府補助	市協	市町村からの派遣	社単独補助	福祉施設	金館・センタ	ティサービス	障害者ホームヘルパー	老人ホームヘルパー	計		
堺	派	1	5	20	3	29				5	1	2	48
岸和田	派	1	3	1	5				10	3		7	19
豊中	市	4	8		12						1	4	1134
池田	市	1	3	4	8							2	0
吹田	市	1	5	1	4	12	9	▲▲▲	8	4	1	7	12
泉大津	市	1	3	3	7				8	4	1	8	214
高槻	市	0	4	8	3	15						2	226
貝塚	市	1	3	2	6							0	6
守口	市	1	3	2	6	2						0	27
枚方	市	1	6	10	1	19	3	39			1		0
茨木	市	1	4	4	2	11	23					1	15
八尾	市	1	4	4	4	13				1	3		0
泉佐野	市	2	3	4	1	10				3	6	1	28
富田林	市	1	3	2	3	9				8	1	4	349
寝屋川	市	1	4	5	1	11	3	2	7		2	1	330
河内長野	市	1	3	4	1	9	4	10	100	60	10	9	196
松原	市	1	3	4	2	12	17	242	6	35	3	14	322
大東	市	1	3	1	1	3	9		4	19		1	334
和泉	市	1	3	3	4	11						1	77
箕面	市	3	2	7	1	13	4	16	4	14	5	19	86
柏原	市	1	3	3	3	1	11	10	85	2	1	5	56
羽曳野	市								17	6	47	▲▲	172
門真	市								3	7	2	46	185
揖斐	市	1	3						6	9	44	2	155
									6	9	44	2	166
									6	9	44	2	134
									6	9	44	2	59
									6	9	44	2	52
									6	9	44	2	59
									6	9	44	2	88
									6	9	44	2	94

社協名		一般業務		事業関係職員			生活支援員			その他			計			職員総数															
		国庫補助	府補助	市町村補助	市町村からの派遣	社協単独補助	※	障害者ホームヘルパー	ティサービス	福祉施設	金館・センター	①	②	③	①	②	③	①	②	③											
高 藤 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	3	4	8	9	20	2	9	4								40	48												
石 崎 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	3	1	6	3	1	1	1	4								9	15												
井 田 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	2	22	27	21	24	9	1	11	14	22	9	4	4	1	2	8	3	160											
寺 町 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	3	4	8													0	8												
大 阪 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	3	1	5			23								1	1	25	30												
南 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	2	5	8					2							3	6	14												
東 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	4	7	12	2	2	1	2	4	3	1	1				16	28													
四 条 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	2	3	5	10												0	10													
野 県 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	4	2	1	8	2	15	7	2							1	28													
大 阪 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	3	1	5	1	37	1	7	1	20						1	2	75												
阪 南 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	2	3	5	10												3	14													
豊 岡 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	4	2	1	4	2	5	4								1	6													
能 能 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	1	1	1	4	1	37	1	7	1	20					1	2													
忠 取 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	2	2	1	5												31	37													
熊 戸 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	2	1	4	5											0	6													
田 岬 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	1	2	2	1	2	6	6	2	9	2	18				0	4													
太 子 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	2	1	2	1	7	2	8	2	8	1	3				0	4													
河 南 市 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	3	1	4												5	10													
千 早 赤 阪 村 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	3	1	4					1	1	2	1				5	10													
美 原 町 協 会	事務局長（専任・派遣）	1	2	2	5												5	10													
計		1	44	122	170	31	42	410	88	26	852	50	4	285	41	27	135	58	4	39	68	20	70	2	3	24	129	52	588	1,925	2,975

▲老人ホームヘルパーと障害者ホームヘルパーの合算した人数

※ただし交野市社協は市町村と兼任

表 6-① 高齢者福祉事業の概要

	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
堺 市	小地域ネットワーク活動推進事業 老人介護者(家族)の会育成援助事業 福祉機器等相談情報事業 地域福祉権利擁護事業	通所訓練事業 生活リハビリテーション事業 福祉サービスセンター	利用者支援システム構築に関する研修等事業	高年者ふれあいルーム 健康促進事業(血压測定、マッサージ) 老人福祉センター講座(IT講習)
岸 和 田 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会活動事業 地域ボランティアへの支援 介護者家族の会みずの輪への支援 健老大学運営助成	配食サービス(毎日、ふれあい)実施 おせち料理配食事業 福祉機器介護用品展示事業 ふれあい朝陽、やすらぎ東光通所介護事業 自助具製作活動事業 移送サービス・介護相談 居宅介護支援事業	福祉総合センター事業 ふれあいセンター朝陽管理運営事業 地域福祉権利擁護事業 在宅介護支援センター	社協ゲートボール大会
豊 中 市	小地域ネットワーク活動 ひとり暮らし老人の会連絡会活動支援 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン 敬老の集い事業	ボランティア派遣 リフト付自動車の貸出 福祉機器貸出事業 ふとん丸洗い友愛サービス ひとり暮らし老人への友愛電話訪問 ふれあい給食サービス スマーグループ	高齢者外出支援(送迎)サービス事業 介護相談員派遣事業 家族介護者交流事業	
池 田 市	ひとり暮らし老人の会の支援 老人介護者(家族)の会の支援 小地域ネットワーク ふれあいサロン	有償協力員派遣事業 給食サービス ボランティア派遣	愛の一時訪問事業 地域福祉権利擁護事業	
吹 田 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 介護者家族の会への支援 ふれあい・いきいきサロン 地域ボランティアグループへの支援	移送サービス 車いす専用車両貸出サービス 車いすの貸出 ひとり暮らし高齢者相談事業		介護保険事業 (居宅介護支援、訪問介護、通所介護)
泉 大 津 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 老人介護者(家族)の会への支援	布団丸洗い乾燥サービス事業 車椅子の貸出事業 独居老人友愛訪問	地域福祉権利擁護事業 在宅介護支援センター(基幹型) 福祉センター管理運営事業	老人健康マッサージ事業
高 横 市	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 地区高槻市ひとり暮らし老人会連絡協議会 高槻市介護者(家族)の会 ふれあいサロン	ひとり暮らし老人の会おせち料理配食 福祉機器貸出事業 移送サービス事業 高齢者100歳高齢激励訪問	高齢者暮らしの相談センター(10月1日より開始)	

	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
貝 壈 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン	配食サービス実施 独居老人の一聲訪問事業 車イス貸出事業 喪たきり老人見舞品事業 金婚祝品贈呈		市老人ゲートボール大会
中 口 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会活動への支援 ボランティア活動への支援 ひとり暮らし老人の会の育成 地域リハビリテーション推進事業 ふれあいサロン	有償在宅福祉サービス事業 ひとり暮らし老人への給食サービス 福祉機器の貸出	身体障害者・高齢者交流会館の管理 地域福祉権利擁護事業	移送サービス事業
枚 方 市	小地域ネットワーク活動 校区福祉委員会への支援 ひとり暮らし老人会への支援 ボランティアへの支援 介護者(家族)の会への支援 地域ティケア交流会	福祉機器(車いす)貸出事業 地域福祉権利擁護事業	住宅改修助成調査事務事業 老人福祉センター運営事業	
茨 木 市	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会食会 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン 地域リハ交流会	配食サービス実施 独居老人の一聲訪問事業 福祉機器貸出事業 在宅介護支援センター事業 敬老祝いの品の贈呈 移送サービス		
八 尾 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 介護者家族の会への支援 高齢者子どものつどい	福祉機器貸出事業 移送サービス等事業 訪問入浴サービス		
泉 佐 野 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン	配食サービス実施		

	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
富 田 林 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン	配食サービス実施 福祉機器貸出事業 移送サービス	在宅給食サービス事業 移送サービス事業 地域福祉権利擁護事業	
安 川 市	小地域福祉ネットワーク活動 住民懇談会 福祉講座 地域ミニディイサー・ビス ふれあいサロン活動	小地域福祉ネットワーク活動 ひとり暮らし老人交流会事業 ふれあい型食事サービ・ス事業 在宅介護者交流会事業 ひとり暮らし老人巡回料理講習会 移送サービス事業 車イス貸出事業	在宅介護者交流会事業 元気高齢者対象ボランティア養成研修 高齢者外出援助サービス 高齢者生活支援事業	
河 内 長 野 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン 市老人への支援	高齢者慰问品贈呈事業 福祉機器貸出事業 敬老祝い品の贈呈 リフト付自動車貸出サービス 移送サービス	福祉センター管理運営 生活支援型ヘルパー派遣事業	
松 原 市	地区福祉委員会への支援 小地域ネットワーク活動 ふれあいサロン ボランティアへの支援 介護者家族の会への支援	介護保険事業 車いす特殊床台・車いす対応軽自動車貸出事業 まごころサービス(ふれあいパンク)事業 福祉サービス利用援助事業 福祉機器貸出事業 出張散髪事業 金婚式祝い品贈呈 会食会事業への支援	老人デイセンター受託事業 高齢者ホームヘルパー派遣事業	
大 東 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ふれあいサロン	配食サービス実施 独居老人の一聲訪問事業 福祉機器貸出事業	北条老人デイサービス事業 住道老人デイサービス事業	
和 泉 市	小地域ネットワーク活動 校区社協への支援 校区社協ボランティアへの支援	77才以上の独居高齢者への電話訪問 車椅子貸し出し おせち料理配食事業 布団丸洗い乾燥事業 80才以上の独居・要たきり高齢者誕生日月友愛訪問 ふれあいきいきサロン	配食サービス実施 スポーツ用具貸し出し ペタンク・クロリティー・グランドゴルフ 世代間交流 ふれあいきいき健康サロン	

実 質	地 域 組 織 化 事 業	在 宅 援 助 事 業	委 託 事 業	その他の事業
				その他
柏 市	地域型敬老会の実施 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン	要介護者老人見舞品支給 おせち料理配食事業 ふとん丸洗いサービス事業 一声訪問事業 ティーサービスセンター運営事業 ホームヘルプ事業 居室清掃サービス 居宅介護支援事業 ふれあいホームサービス ひとり暮らし老人愛の訪問運動事業	ホームヘルプ事業 ティーサービス 在宅介護センター事業 配食サービス事業	
柏 原	小地域ネットワーク 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 ふれあいサロン	独居老人の一声訪問事業 福祉機器貸出事業 移送サービス	在宅給食サービス オムツ使用助成 在宅介護支援センター(基幹型) 介護認定調査	居宅介護支援事業 居宅介護サービス事業 訪問看護ステーション事業
羽 曳 野	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン 高年生きがいサロン2号館運営協議会の支援 高年生きがいサロン3号館運営協議会の支援	給食サービス実施 独居老人の一声訪問事業 福祉機器貸出事業 移送サービス	地域福祉権利擁護事業 生きがいサロン運営事業	
門 真	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 介護者家族の会への援助 ふれあいサロン	老人給食サービス 紙おむつ給付サービス ふとん丸洗いサービス ハウスクリーニングサービス 車いす貸出 訪問介護事業 居宅介護支援事業	地域福祉権利擁護事業 安否確認事業	生保ひとり暮らし老人世帯への歳末見舞品贈呈
攝 津	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン	配食サービス事業 福祉機器貸出事業 洗濯サービス事業 移送サービス事業 情緒支援サービス事業 声の宅配サービス事業	日常生活支援ヘルパー派遣事業 安否確認事業	
高 石	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 ふれあい健康フェスティバル ふれあいサロン	校区福委会による見守り声かけ ホームヘルプ事業 居宅介護支援事業	高齢者配食サービス 軽度生活援助事業 独居老人訪問相談員事業 訪問調査事業 地域福祉権利擁護事業	ゲートボール大会の開催

	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
藤井寺市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	移送サービス	地域福祉権利擁護事業	介護保険事業(訪問介護、居宅介護支援)
東大阪市	小地域ネットワーク活動 校区福社委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし高齢者会交流会 ふれあいサロン ひとり暮らし高齢者訪問事業 ねたきり・高齢者世帯訪問調査事業 敬老事業	ふれあい福祉電話事業 車いす対応型自動車貸出事業	高齢者軽度生活支援事業 老人大学「悠友塾」事業 老人センター運営 基幹型在宅介護支援センターや運営 リフレッシュ事業	
泉南市	小地域ネットワーク活動 地区福社委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし高齢者(家族)の会への支援 ふれあいサロン	寝たきり老人見舞品事業 ひとり暮らし老人配食サービス事業 ひとり暮らし老人おせち配食事業 ミニダイヤサービス 車椅子・リフトカーの貸し出し 移送サービス	配食サービス 移動入浴サービス ホームヘルパー2級養成講座 地域福祉権利擁護事業	ゲートボール大会 グラウンドゴルフ大会 ハイキング
四條畷市	小地域ネットワーク活動 介護者家族の会への支援 ひとり暮らし高齢者の会活動支援 ふれあいサロン	移送サービス 高齢者給食サービス事業(ふれあい型) 自助具製作サービス事業 介護用品貸出事業(車椅子・ベッド) ねたきり高齢者敬老見舞品の贈呈	ホームヘルパー派遣事業 地域福祉権利擁護事業 街かどティハウスマート	
交野市	地区福社委員会への支援 ボランティアへの支援 ふれあいサロン	配食サービス実施 福祉機器貸出事業 独居・疎たきり老人・病人歳末見舞金 権利擁護事業	ひとり暮らし老人会食会 ヒューマン・ケア事業 福祉車輌貸出事業	貸付事業 福祉センターまつり
大阪狭山市	小地域ネットワーク活動 地区福社委員会への支援 ボランティアへの支援 福祉団体運営援助	ひとり暮らし老人会食会 ヒューマン・ケア事業 福祉車輌貸出事業	福祉機器貸出事業 寝具乾燥サービス 理髪サービス 福祉センター管理運営 生活支援訪問員派遣事業	
阪南市	小地域ネットワーク活動 地区福社委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人の会支援 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン	寝たきり・高齢者友愛訪問 独居老人の訪問事業 福祉機器貸出事業 高齢者誕生日月訪問	配食サービス実施	

	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
島 本	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし年長者の会支援 いきいきサロン	配食サービス実施(地区福祉委員会) 独居老人見守り活動 福祉機器貸出事業 寝具乾燥サービス 移送サービス(リフトカー貸出) 訪問介護事業 居宅介護支援事業	給食サービス事業(会食型) 在宅給食サービス事業(生活支援型) 愛の一声事業(電話訪問) 地域福祉権利擁護事業(みまもーる) シルバー人材センター事業	
豊 能	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし高齢者の会への支援 老人介護者(家族)の会への支援	福祉機器貸出事業 福祉車両貸出事業 住民参加型在宅福祉サービス グループへの支援	軽度生活援助事業 生きがい活動支援通所事業 給食サービス事業(配食・会食) 高齢者のつどい 電話訪問事業	
能 勢	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 ふれあいサロン	配食サービス実施 独居老人友愛訪問 福祉機器貸出事業 ふれあい会食会 敬老祝いの品の贈呈 移送サービス おせち料理配食	シルバーハウスセンター 居宅介護支援事業 訪問介護事業	
忠 岡	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 介護者家族の会への支援 地域ティケア交流会 生きがいとけんこうづくり事業	配食サービス実施(ふれあい型) 独居老人の一声訪問事業 福祉機器貸出事業 敬老祝いの品の贈呈 移送サービス 地域福祉権利擁護事業	生活援助型給食サービス 障害者社会参加助成事業 オムツ購入等助成事業 介護用賃支給等事業 交流ふれあい事業	シルバーハウスセンター
熊 取	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン	移送サービス 移送サービス車貸出し 車椅子の貸出し ふれあい弁当配食事業 おせち料理配食 金婚記念 福祉ベル設置事業	配食サービス事業 外出支援サービス事業 家族介護者支援事業 老人福祉センター管理運営 軽度生活支援事業 基幹型在宅介護支援センター	シルバーハウスセンター いつまでも元気でいきいき講座
田 尾	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会	配食サービス実施 老人福祉センター 移送サービス	生きがいティサービス 老人福祉センター 移送サービス	シルバーハウスセンター

町	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
	小地域ネットワーク活動 介護者(家族)の会への支援 ふれあいきいきサロン 福祉施設連絡会	ボランティア派遣 介護講座 介護機器貸与事業 ふれあい型給食サービsus事業 移送サービsus事業 リフトカー貸出し事業 理髪サービsus事業 介護機器・用品斡旋事業	地域福祉福利施設事業 軽度生活援助事業 外出支援サービsus事業 家族介護教室 介護用品支給サービsus 紙おむつ給付サービsus	ゲートボール大会 カラオケ大会 おせち料理配食 歳末お見舞配布 作品展
太子町	小地域ネット事業 ボランティア事業 地区福祉委員会事業	居宅介護支援事業	生活支援型給食サービsus事業 通所介護事業 生きがい対応型デイサービsus事業 ふれあい體験事業	共同募金事業
河内南町	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 介護者家族の会への支援 ふれあいサロン	移送サービsus事業 福祉機器貸出事業	在宅給食サービsus事業	高年者人材センター
千早赤阪村	世代間交流 地区福祉委員会への支援 ふれあいサロン	配食サービsus実施 独居老人の一室訪問事業 福祉機器貸出事業 椅子子送迎車貸出事業	いきいきサロン運営2ヶ所	シルバーハウスセンター
美原町	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ひとり暮らし老人会交流会 いきいきサロン	愛の一聲運動事業 車イス貸出し事業 ミニデイサービsus事業 ひとり暮らし老人屋食会	生きがいと創造の事業 健康づくりゲートボール大会 シルバー人材センター 福祉農園 訪問理美容サービsus 地域福祉福利施設事業 家族介護者交流事業	栄養講座 シルバー人材センター 菊まつりと老人のつどい

表 6-② 障害者福祉事業・その他の事業の概要

		障害者福祉事業			その他		
		地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業
市	小地域ネットワーク活動推進事業	通所訓練事業	キヤップハシティ事業	子どもカーニバル	小地域ネットワーク活 動推進事業	会館運営事業	献血運動への協力
岸和田市	生活ハビリテーション事業 福祉機器等相談情報センター 地域福祉権利擁護事業	障害者福祉センター講座(1 T講習、陶芸、絵画、職工 芸、レザークラフト、押し花 教室)			障害者福祉センター講座(1 T講習、陶芸、絵画、職工 芸、レザークラフト、押し花 教室)	界市立小集会所管 理運営	社会福祉施設職員 研修 福祉教育推進事業
豊中市	小地域ネットワーク活動	移送サービス事業	福祉総合センター事業	ボランティアセンター運 営事業	各種貸付金(生活福祉 資金)	小口資金貸付金	福祉まつり2000 福祉バザー
池田市	地区福祉委員会活動事業 心身障害児レクリエーション 事業 各障害者団体、共同作業所 助成 身体障害者ボーリング大会	障害者支援事業	録音図書貸出事業 障害児一時預かり事業	福祉センターの配布 ボランティア研修会 福祉掲示板の交付 自助具製作グループ 「ハンドインハンドきし わだ」支援	高額療養費貸付金 福祉総合センター事 業	ボランティア体験ブ ログラム ボランティアサロン	共同募金運動/善意 銀行 献血推進事業
吹田市	小地域ネットワーク活動	ボランティア派遣	リフト付自動車の貸出 福祉機器貸出事業 ふくん丸洗い友愛サービス	福祉の店「なかも」運営 自然と親しみための芋掘り レクリエーション 民間福祉活動助成	ボランティア派遣 ボランティアへの支援 小地域ネットワーク活 動	かけこみ緊急資金 生活福祉資金 離職者支援資金	災害支援ボランティ アネットワーク 市社会ボランティア 団体連絡会 福祉の輪をひろげる 事業 民間福祉活動助成 ボランティア派遣
泉大津市	障害者団体への助成	有償協力員派遣事業 給食サービス ボランティア派遣	移送サービス 車イス専用車両貸出サービス	身体障害者居宅介護等事 業			法外援護事業 地域福祉権利擁護 事業
高槻市	小地域ネットワーク活動	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	布団丸洗い乾燥サービス 事業 訪問入浴サービス事業	身体障害者ホームヘルプ事業	障害児者団体10団体への 助成事業	会館運営事業	心配ごと相談事業
貝塚市	小地域ネットワーク活動	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 障害者問題研修会	声の広場		生活学校運営会 高槻市民間社会福祉 施設連絡会	社会福祉法会計基 準研修会	献血運動への協力 社会福祉総会の開 催 高額療養費の貸付 感染症予防講演会 食中毒予防講演会

		障害者福祉事業							
		地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
守 口 市	地区福祉委員会活動への支援 ボランティアへの支援	守口市立わがたけ園の管理運営 身体障害者・高齢者交流会館の管理 地域福祉権利擁護事業 身体障害者ホームヘルプ事業	移送サービス事業	移送サービス事業	移送サービス事業	市民会館管理事業	市民会館管理事業	ボランティアフェスティバルの開催 市民まつりボランティア広場 緑またすけあい運動 募金	
枚 方 市	小地域ネットワーク活動 校区福委会員への支援 ボランティアへの支援 福祉団体連絡会	福祉機器（車いす）貸出事業 地域福祉権利擁護事業 知的障害者地域生活援助事業	心身障害者ホームヘルプ事業 住宅改造助成調査事務事業 知的障害者更生施設「くすの木園」の運営	精神保健福祉推進事業 地域生活支援事業 障害児者地域療育等支援事業	精神保健福祉推進事業 市民福祉センター運営	総合福祉社会館運営	総合福祉社会館運営	ボランティアフェスティバルの開催 市民まつりボランティア広場 緑またすけあい運動 募金	
茨 木 市	地区福委会員への支援 ボランティアへの支援 地場共同作業所連絡会	障害者施設連絡会	身体障害者ホームヘルプ事業 ガイドヘルパー派遣事業	子育てサロン	子育てサロン	社会福祉権利擁護事業 老人福祉センター事業 在宅福祉サービス センター管理運営事業 福祉人材ハック事業 共同募金	社会福祉権利擁護事業 老人福祉センター事業 在宅ワーク センター管理運営事業 福祉人材ハック事業 共同募金	大阪府生活福祉資金貸付 献血推進事業 善意銀行 福祉基金	
八 尾 市	小地域ネットワーク活動 地区福委会員への支援 協力あい福祉園	地場リハ交流会	移送サービス等事業 訪問入浴サービス	移送サービス等事業 訪問入浴サービス	移送サービス等事業 訪問入浴サービス	社会福祉権利擁護事業 老人福祉センター事業 在宅ワーク センター管理運営事業 福祉人材ハック事業 共同募金	社会福祉権利擁護事業 老人福祉センター事業 在宅ワーク センター管理運営事業 福祉人材ハック事業 共同募金	大阪府生活福祉資金貸付 献血推進事業 善意銀行 福祉基金	
泉 佐 野 市	小地域ネットワーク活動 地区福委会員への支援 協力あい福祉園								
富 田 林 市	小地域ネットワーク活動 地区福委会員への支援 ボランティアへの支援	小地域福祉ネットワーク活動	移送サービス事業 ガイドヘルパー派遣事業	移送サービス事業 ガイドヘルパー派遣事業	移送サービス事業 ガイドヘルパー派遣事業	社会福祉運営事業 コミュニティセンター運営事業	社会福祉運営事業 コミュニティセンター運営事業	ボランティアフェスティバルの開催 市民まつりボランティア広場 緑またすけあい運動 募金	
寝 川 市	車イス貸出事業					夏のボランティア体験 講座	夏のボランティア体験 講座	ボランティアフェスティバルの開催 市民まつりボランティア広場 緑またすけあい運動 募金	

		障害者福祉事業		在宅援助事業		委託事業		その他	
		地域組織化事業	福祉機器貸出事業	手話通訳者派遣事業	その他	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
河内長野市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	心身障害児レクリエーション事業 父母の会への支援 身体障害者福祉会への支援	リフト付自動車貸出事業 手話通訳者派遣事業 ガイドヘルパー派遣事業	手話通訳者派遣事業 障害者福員養成講座 ガイドヘルパー派遣事業	手話通訳者派遣事業 障害者生活支援事業	精神障害者ホームヘルパー派遣事業 精神障害者生活支援事業	ふれあい運動会 ふれあいの集い ふれあい交流	福祉会館管理事業 献血推進事業	福祉学習サポートの派遣 福祉學習派遣など)
	地区福祉委員会への支援 小地域ネットワーク活動 ボランティアへの支援	知的障害児者父母の会への支援 肢体不自由児(者)父母の会への支援 精神障害者作業所への支援	車いす・特種台車・車いす対応型軽自動車貸出事業 まごころサービス(ふれあいパンク)事業 福祉サービス利用援助事業	介護保険事業 車いす・特種台車・車いす対応型軽自動車貸出事業 まごころサービス(ふれあいパンク)事業 福祉機器貸出事業 出張散髪事業 支援費事業	障害者生活支援事業	精神障害者生活支援事業 精神障害者生活支援事業	健康フェア協力 市民祭り協力 市民マラソン協力 ボランティア連絡会支援	福祉会館管理事業 献血推進事業	献血末たすけあい運動 低所得者対策事業 修学・旅行費援助金事業
松原市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	肢体不自由児(者)父母の会への支援 精神障害者作業所への支援	北条身障デイサービス事業 声の広報テープの作成及び発送 点字広報の作成及び発送	北条身障デイサービス事業 声の広報テープの作成及び発送 点字広報の作成及び発送	北条身障デイサービス事業 声の広報テープの作成及び発送 点字広報の作成及び発送	車椅子貸し出し	ふれあい広場 模擬店・バザー	社会福利センター貸 出業務 歳末助け合い運動 共同募金 献血推進事業	ボランティア市民プラザ社会福祉の集い 被災者自立支援金支給事業
	小地域ネットワーク活動 校区社協への支援 校区社協ボランティアへの育成	おせち料理配食事業 布団丸洗い乾燥事業	配食サービス実施	配食サービス実施	在宅単身生活重度障害者ヘルプサービス事業 ガイドヘルプ事業 ホームヘルプ事業 ディサービス	在宅単身生活重度障害者ヘルプサービス事業 ガイドヘルプ事業 ホームヘルプ事業 ディサービス	介護老人保健施設 被災者自立支援金支給事業	会館運営事業 地域福祉センター管理	
和泉市	ボランティアへの支援 心身障害児レクリエーション事業	障害者通所訓練事業 オムツ使用助成						ふれあい広場 芋掘り・餅つき等	
	小地域ネットワーク活動 ボランティアへの支援 障害者施設連絡会	移送サービス							
羽曳野市	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援								

		障害者福祉事業	在宅援助事業	委託事業	その他	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
門 真 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	ふれあいグランドゴルフ大会 紙おむすづけ付サービス 初級・中級手話教室 点字教室 車いす貸出 訪問介護事業	地域福祉権利擁護事業 声の宅配サービス事業	委託事業	その他	地域組織化事業	訪問介護員養成研修会(3級課程) 手づくり介護用品作成講座	委託事業	献血推進事業
	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	移送サークルバス事業 福祉機器貸出事業	移送サークルバス事業 声の宅配サービス事業	委託事業	その他	共同募金運動 歳末たすけあい運動 献血推進事業 心配ごと相談事業 在宅サービス事業 在宅職員研修会	訪問介護員養成研修会(3級課程) 手づくり介護用品作成講座	委託事業	献血推進事業
高 津 市	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	障害者通所訓練事業 声の宅配サービス事業	介護講習会	高齢者等配食サービス 身体障害者ホームヘルプサービス	その他	福祉会館運営事業	ふくしまり事業	福祉会館運営事業	ふくしまり事業
	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 ふれあい健康フェスティバル ふれあい餅つき大会の助成	移送サークルバス 移送サークルバス	移送サークルバス 移送サークルバス	障害者福祉施設あゆみの運営 ガイドヘルパー派遣事業 身体障害者ホームヘルプ事業 手話教室事業(初級・中級・上級) 地域福祉権利擁護事業 点証講座事業	その他	福祉会館運営事業	ふくしまり事業	福祉会館運営事業	ふくしまり事業
高 石 市	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	車いす対応型自動車貸出事業	車いす対応型自動車貸出事業	身体障害者スポーツ大会実施 障害者ホームヘルプ事業 ガイドヘルパー派遣事業 市政により等録音版・点字版 作成	大型自動車運行業務	生活福祉資金貸付事業	ふれあい広場 共同募金運動協力 歳末たすけあい運動協力	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業
	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 心身障害児レクリエーション事業	車椅子・リフトカーの貸し出し 移送サークルバス	車椅子・リフトカーの貸し出し 移送サークルバス	移動入浴サービス 配食サービス 地域福祉権利擁護事業 障害者生活支援事業	歳末見舞金贈呈	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル
藤 井 寺 市	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	車いす対応型自動車貸出事業	車いす対応型自動車貸出事業	身体障害者スポーツ大会実施 障害者ホームヘルプ事業 ガイドヘルパー派遣事業 市政により等録音版・点字版 作成	大型自動車運行業務	生活福祉資金貸付事業	ふれあい広場 共同募金運動協力 歳末たすけあい運動協力	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業
	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	車椅子・リフトカーの貸し出し 移送サークルバス	車椅子・リフトカーの貸し出し 移送サークルバス	移動入浴サービス 配食サービス 地域福祉権利擁護事業 障害者生活支援事業	歳末見舞金贈呈	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル
東 大 阪 市	小地域ネットワーク活動 校区・地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 心身障害児レクリエーション事業	移送サークルバス事業	移送サークルバス事業	自助具製作サービス事業 介護用品貸出事業(車椅子・ベット)	ホームヘルパー派遣事業	福祉コミュニケーションセンター管理運営事業	生活福祉資金貸付 献血 共同募金・歳末たすけあい運動 善意銀行の運営	福祉コミュニケーションセンター管理運営事業	福祉コミュニケーションセンター管理運営事業
	ボランティアへの支援	移送サークルバス事業	移送サークルバス事業	自助具製作サービス事業 介護用品貸出事業(車椅子・ベット)	ホームヘルパー派遣事業	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル	ボランティアフェスティバル
四 条 暹 市									

		障害者福祉事業				その他		
		地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他	地域組織化事業	在宅援助事業	その他の事業
文 野 市	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	ヒューマン・ケア事業 福祉車輌貸出事業	福社センター管理運営 身体障害者ホームヘルプ事業	賃付事業 福祉センターまつり	ふれあい広場	交通通児見舞金	会館運営事業 要介護認定訪問調査	その他
大阪 狭山市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 福祉団体運営援助 ボランティアへの支援	身体障害者ホームヘルプ事業 ガイドヘルパー派遣事業 身体障害者ディサービス施設の管理運営 小規模施設の管理運営 配食サービス実施 障害者更生施設「ふれ愛ホーム」の運営	福社センター管理運営 身体障害者ホームヘルプ事業 ガイドヘルパー派遣事業 地域福祉権利擁護事業(みんなもーる)	賃付事業 ふれあい広場 芋掘り・餅つき等	ふれあい広場	夏期見舞金		
阪 南 市	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	福社機器の貯出 ボランティアへの支援	福社機器貸出事業 福社車両貸出事業	身体障害者ホームヘルプ事業 ガイドヘルパー派遣事業	福社大会 ふれあい広場			
島 本 町	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 身体障害者団体への支援	福社機器貸出事業 住民参加型在宅福祉サービス グループへの支援	福社機器貸出事業 福社車両貸出事業	身体障害者ホームヘルプ事業 ガイドヘルパー派遣事業	貯金受付業務 町費機器受付業務	貯金受付業務 献血推進事業	共同募金 歳末たすけあい運動	
豊 能 町	小地域ネットワーク活動 ボランティアへの支援	移送サービス 精神ホームヘルプ事業	精神ホームヘルプ事業	居宅介護事業	能勢ふれあいフェスタ	大阪府生活福祉資金 大阪府かけこみ緊急資金	大阪府生活福祉資金 大阪府かけこみ緊急資金	
能 勢 町	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	車椅子自動車貸出事業 声の広報発行事業	給食サービス(生活援助型)		餅つき等 福祉まつり	福社センター運営事業 長期療養患者見舞金支給	ふれあい大会実施	
忠 岡 町	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 心身障害児レクリエーション事業 障害者施設連絡会	移送サービス 移送サービス車貸出し 秋祭り招待事業 車椅子の貸出し	外出支援援助サービス事業 手話講座開設事業 点訳講座開設事業			被保護世帯歳末見舞 被保護世帯入学祝	福社バー チャリティーゴルフ 共同募金	
熊 取 町	小地域ネットワーク活動		障害者サービス		福祉まつり	給食事業	健康風呂事業	
田 尻 町	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援		障害者社会参加事業					

		障害者福祉事業	在宅援助事業	委託事業	その他	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他
岬	小地域ネットワーク活動 福祉施設連絡会 精神保健福祉支援事業	ボランティア派遣 介護機器貸与事業 移送サービス事業 リフトカー貸出し事業 移動入浴サービス事業 介護機器・用品斡旋事業	地域福祉権利擁護事業	野外活動 歳末お見舞品配布	共同募金 年末たすけあい ボランティアへの支援 地区福祉委員会活動	ボランティア派遣	生活福祉資金 町かけこみ緊急資金 町かけこみ緊急資金 福祉サークル第三者 評価事業	生活福祉資金 苦情解決事業 善意銀行	
太子町	小地域ネット事業 地区福祉委員会事業	ボランティア事業	手話通訳事業 手話通訳派遣事業	共同募金事業	福祉センター管理運営 事業 都市公園等維持管理 事業 資金貸付事業				
河南町	小地域ネットワーク活動 地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援	移送サービス事業 福祉機器貸出事業	在宅給食サービス		健康福祉まつり			地域交流サービス事業	
千早赤阪村	地区福祉委員会への支援 ボランティアへの支援 小地域ネットワーク活動	障害者通所訓練事業	ふれあいスポーツ大会		辛掘り・餅つき等				
美原町	地区福祉委員会への支援	小地域ネットワーク活動	身体障害児介護人事業	車イス貸出事業	ふれあい広場 ボランティアまつり	夏季一時見舞金	会館運営事業	福祉農園 家族介護教室事業	

表 6-③ 児童・青少年福祉事業・ひとり親分野の事業の概要

社 協 名	児童・青少年福祉		委託事業	その他の 児童福祉施設施設監海学舎	地域組織化事業	在宅援助事業	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他	その他
	地域組織化事業	在宅援助事業									
堺 市	小地域ネットワーク活動 推進事業	ファミリーサポートセンター								中学生スプリングフェス ティバル	中学生スプリングフェス ティバル
岸 和 田 市	小学生ボランティア体験 学習推進事業	小地域・生徒のボランティ ア普及	ボランティア派遣	和泉乳児院事業運営援 助	小地域ネットワーク活動 支援					父子家庭尼崎サマーレクリ エーション	父子家庭尼崎サマーレクリ エーション
豊 中 市	小地域ネットワーク活動 子育てサロン	子育てサークルミーティング	ボランティア派遣	自然と親しむための幸福 リレクリエーション	小地域ネットワーク活動					母子家庭一日野外 活動	母子家庭一日野外活動
池 田 市	小地域ネットワーク	有償協力員派遣事業	ボランティア派遣	ボランティア派遣	ボランティア派遣					母子福祉センター講座(1 講座、簿記、工作、きり 元)	母子福祉センター講座(1 講座、簿記、工作、きり 元)
吹 田 市	子育てサロン		ファミリー・サポート・セン ター							母子福社会助成	母子福社会助成
泉 大 津 市	子育てサロン										
高 横 市	高横市青健協育成 子育てサロン										
貝 塚 市	福祉教育協力校 青少年問題研究会										
守 口 市	子育て支援へのボラン ティア活動										
枚 方 市	子育てサロン										
茨 木 市	地区福祉委員会への支 援	ボランティアへの支援 世代間交流									
八 尾 市	子どもどんぐり会 子育てサロン										
富 田 林 市	子育てサロン										

社 協 名	地域組織化事業	児童・青少年福祉		地域組織化事業	ひどり新分野		地域組織化事業
		在宅援助事業	委託事業		在宅援助事業	委託事業	
対屋川市	小地域福祉ネットワーク活動 子育てサロン活動	小地域福祉ネットワーク活動	教材用車イスの貸出	小地域福祉ネットワーク活動	小地域福祉ネットワーク活動	小地域福祉ネットワーク活動	
河内長野市	子育てサロン 子育て支援ボランティア			母子家庭レクリエーション事業 母子福祉会への支援			
松原市	地区福祉委員会への支援 小地域ネットワーク活動 ボランティアへの支援 児童施設レクリエーション事業への支援			福祉教育推進事業	母子福祉会への支援		
大東市	子育てサロン						
和泉市				小学生がランティア体験 推進事業 世代間交流	母子・父子家庭レクリエーション事業 母子会への支援	母子・父子特別資金貸付 事業	
箕面市				ふれあいホームサービス	留守家庭児童対策事業	ふれあいホームサービス	
柏原市					施設児童ボランティア接待事業	ホームヘルプ事業	
羽曳野市					保育所の運営		
門真市				小学生ボランティアスクール サマー・ボランティアスクール ボランティア協力校指定	母子家庭レクリエーション事業		
摂津市	子育てサポート				被保護世帯新入学児童 に祝品贈呈		
高石市	ふれあい健康フェスティバル					母子福会への支援	
藤井寺市	ボランティアへの支援				中高校生ボランティアスマースクール	母父子家庭への助成	
東大阪市	子育てサロン 子育てサロン交流会 夏季林間学校 高齢者と子どもの交流 施設合同運動会協力	交通児童福祉資金給付 事業	玉串保育園経営	小学生ボランティア体験事業 福祉協力校事業	母子寡婦福祉事業 ボランティアへの支援	母子家庭ふれあいツアーモニターへの支援 母子寡婦福祉会への支援	

社 協 名	児童・青少年福祉			ひとり親分野			ひとり親分野
	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業	その他	地域組織化事業	在宅援助事業	委託事業
泉 南 市 子育てサロン				福祉協力校事業 高校生体験事業 学童・生徒ボランティア普及事業	福社協力校事業 母子・父子家庭義務教育 入学祝金支給事業		
四 條 曜 市 子育てサロン							
交 野 市 子育てサロン	小地域ネットワーク活動 福祉団体運営援助	ヒューマン・ケア事業		父子女家庭歳末見舞金 福祉団体運営援助	父子女家庭歳末見舞金 ヒューマン・ケア事業		
大阪狭山市 福社協力校	子育てサロン活動			小地域ネットワーク活動 福祉団体運営援助	小地域ネットワーク活動 ヒューマン・ケア事業		貸付事業 福祉センターまつり
阪 南 市 世代間交流事業	小地域ネットワーク活動	子育てサロン支援 ママ子どもい講座		保育サポート支援 ボランティアへの支援 母子福祉会運営援助	小地域ネットワーク活動 ボランティアへの支援 母子福祉会運営援助		
島 本 町 子育て支援講座							
能 勢 町 世代間交流 小学生ボランティア体験 推進事業							心配ごと相談 福祉団体助成 葬具貸出
忠 岡 町 小学生ボランティア体験 推進事業		学校接拶運動実施		幼児教室へのクリスマス プレゼント実施 母子家庭レクリエーション 事業			歳末お見舞金
熊 取 町 小地域ネットワーク活動 青少年野外活動助成		福祉協力校		青少年非行防止并醸大会 協力 地区挨拶運動協力			
田 尻 町 世代間交流 福祉協力校							
岬 町 小地域ネットワーク活動 ボランティア派遣				施設訪問活動 あいさつ運動 車椅子体験			入学祝い金支給 歳末お見舞品配布
太 子 町 小地域ネット事業 地区福祉委員会事業 福祉教育協力校推進事業				共同募金事業	ボランティア事業 地区福祉委員会事業		共同募金事業
河 南 町 学生ボランティア体験 推進事業							
千早赤坂村 小地域ネットワーク活動 世代間交流事業							
美 原 町 世代間交流事業				学童・生徒ボランティア普及事業	母子家庭レクリエーション 事業		福祉農園

表7 各種団体事務局の状況(社協が事務局をもつ団体)

社協名	団 体 名										そ の 他	団 体 数 合 計
	介護者 の会	ひとり暮 らし老人会	福祉障 害者福 祉協議会	共同募 金地区募 金会	身体 障害者福 祉委員会	老人 クラブ	会ボ ・ラ ン (団 体イ ア連 絡協 議會)	社会 福祉施 設連絡會	協生 委員 (児童 委員 (連合 會))	保 育 委員 員會、 保 護 婦 人 會、 保 護 民 友 人 會、 保 護 保 友 人 會、 保 護 市 小 中 學 生 就 學 保 護 會		
堺 市	○	○						○	○	堺地区保護司会、堺市更生保護婦人会、堺市保護協会、堺民友会、堺保友会、堺市校區福祉委員會連合協議會、堺市小中学生就学保護会	12	
岸 和 田 市	○	○				○	○	○		岸和田市ケアマネージャーの会、岸和田市献血推進協議會	5	
豊 中 市	○	○				○	○			災害支援ネットワーク、企業 団体ボランティアネットワークとよなか、障害者福祉作業所連絡會、福祉の店『ながま』運營委員會	7	
池 田 市	○	○				○	○				4	
吹 田 市						○	○				2	
泉 大 津 市						○	○		○	泉北地区保護司会、保護司会、更生保護婦人会、BBS会、戦没者遺族會、知的障害者育成金、障害児・者親の会、母子福祉会、傷病軍人会、單恩連盟泉大津支部、原爆被害者の会泉北会、日赤泉大津市地区、赤十字奉仕団、献血推進協議會	18	
高 橋 市	○	○				○	○	○		高槻市青少年健全育成会、高槻市内生活学校連絡協議會、高槻介護支援専門員連絡協議會	8	
貝 塚 市	○	○				○	○				4	
守 口 市	○	○				○	○	○			4	
枚 方 市	○	○								枚方市校區福祉委員會協議會、枚方市地域共同作業所連絡會、枚方市父子福社會	6	
茨 木 市	○	○									2	
八 尾 市	○	○				○	○			地区福祉委員長連絡協議會、献血推進協議會	6	
泉 佐 野 市	○	○						○			3	
富 田 林 市	○					○	○			遺族會、母子福祉會、献血推進協議會、傷病軍人會、妻の會、交通災害遺族會	9	
寝 屋 川 市	○	○				○	○				5	
河 内 長 野 市	○	○				○	○	○		献血推進協議會、校区福祉委員長協議會	5	
松 原 市										保護司会、更生保護婦人會、心身障害児(者)父母の會、傷病軍人會、遺族會、赤十字奉仕団、献血推進委員會、母子福社會	13	
大 東 市								○	○	献血推進協議會	3	
和 泉 市								○	○	保護司会、更生保護婦人會、和泉BBS會、手をつなぐ親の會、母子福社會	7	
箕 須 市										箕面痴呆性老人家族會(ひわの会)	5	
柏 原 市									○	地区福祉委員會	4	
羽曳 野 市									○	献血推進協議會、赤十字奉仕団、ボランティアアドバイザー連絡協議會	6	

社協名	団体名							団体数合計
	介護者の会	ひとり暮らし老人会	福祉身体障害者福祉協議会	共同募金地区募金会	老人クラブ	介護会員	民生委員児童委員（連合会）	
門真市	○	○	○	○	○	○	○	1
摂津市	○	○	○	○	○	○	○	5
高石市								0
藤井寺市					○		○	5
東大阪市	○	○	○	○	○	○	○	17
泉南市	○		○	○	○	○	○	3
四條畷市	○		○	○	○	○	○	4
交野市			○	○	○	○	○	3
大阪狭山市			○	○	○	○	○	11
阪南市	○		○	○	○	○	○	2
島本町			○	○	○	○	○	1
豊能町	○	○	○	○	○	○	○	4
能勢町			○	○	○	○	○	3
忠岡町			○	○	○	○	○	1
熊取町	○		○	○	○	○	○	5
田尻町	○		○	○	○	○	○	6
岬町	○		○	○	○	○	○	2
太子町			○	○	○	○	○	9
河南町	○		○	○	○	○	○	11
千早赤阪村			○	○	○	○	○	12
美原町			○	○	○	○	○	8

表8 介護保険事業・支援費事業の状況 (平成15年度)

社協名	介護保険事業						支援費事業				
	居宅介護支援事業	ホームヘルプサービス	デイサービス	訪問看護ステーション	老人保健施設	訪問入浴・介護	ホームヘルプサービス	ガイドヘルプ	デイサービス	グループホーム	施設支援サービス
堺市											
岸和田市	○		○				○	○			
豊中市											
池田市											
吹田市	○	○	○				○	○			
泉大津市											
高槻市											
貝塚市											
守口市							○	○		○	○
枚方市							○	○		○	○
茨木市	○	○					○	○			
八尾市											
泉佐野市											
富田林市	○		○				○	○			
寝屋川市	○	○					○	○			
河内長野市	○	○					○	○			
松原市	○	○	○				○	○	○		
大東市			○							○	
和泉市											
箕面市	○	○	○		○		○	○			
柏原市	○	○	○	○			○	○	○		
羽曳野市	○	○	○				○	○			
門真市	○	○					○				
摂津市	○	○					○	○			
高石市	○	○					○				
藤井寺市	○	○					○	○			
東大阪市	○	○	○				○	○			
泉南市											
四條畷市							○	○			
交野市	○										
大阪狭山市	○	○					○	○	○		
阪南市	○										
島本町	○	○					○	○			
豊能町	○	○	○				○	○			
能勢町	○	○					○	○			
忠岡町											
熊取町											
田尻町									○		
岬町											
太子町	○		○								
河南町											
千早赤阪村											
美原町									○	○	
合計	22	17	11	1	1	1	21	20	7	2	2

表9-① 社協財政（一般会計）の状況【収入】

社協名	総収入	会費・寄付金収入		経常経費補助金・助成金収入		受託金収入		事業収入		共同募金配分金収入		その他	
		金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
堺市	658,544,565	19,661,769	2.99	266,186,616	40.42	209,313,840	31.78	34,274,225	5.20	47,298,179	7.18	81,809,936	12.42
岸和田市	321,887,559	5,314,000	1.65	39,675,500	12.33	171,609,400	53.31	10,771,223	3.35	8,638,866	2.68	85,878,570	26.68
豊中市	980,978,105	43,075,171	4.39	809,840,500	82.55	13,435,000	1.37	2,916,148	0.30	11,906,815	1.21	99,804,471	10.17
池田市	85,634,464	11,111,252	12.98	44,545,220	52.02	19,667,138	22.97	2,671,381	3.12	3,222,178	3.76	4,417,295	5.16
吹田市	601,692,263	20,793,936	3.46	196,464,213	32.65	139,420,974	23.17	379,069	0.06	8,358,936	1.39	236,275,135	39.27
泉大津市	200,501,000	5,000,000	2.49	82,887,000	41.34	102,031,000	50.89	806,000	0.40	3,590,000	1.79	6,187,000	3.09
高槻市	174,079,515	36,582,324	21.01	89,679,267	51.52	5,693,000	3.27	6,517,536	3.74	21,922,515	12.59	13,684,873	7.86
貝塚市	87,622,794	14,484,420	16.53	52,722,266	60.17	6,660,849	7.60	0	0.00	8,386,496	9.57	5,368,763	6.13
守口市	278,752,291	16,176,890	5.80	64,223,692	23.04	179,458,734	64.38	11,070,200	3.97	1,937,247	0.69	5,885,528	2.11
枚方市	848,736,017	33,030,862	3.89	110,073,593	12.97	451,838,743	53.24	3,983,311	0.47	15,785,142	1.86	234,024,366	27.57
茨木市	413,525,271	28,531,500	6.90	114,554,300	27.70	164,912,780	39.88	688,820	0.17	6,602,799	1.60	98,235,072	23.76
八尾市	232,349,443	20,742,704	8.93	103,267,768	44.45	96,867,440	41.69	212,010	0.09	7,744,647	3.33	3,514,874	1.51
泉佐野市	104,277,237	11,683,500	11.20	50,971,900	48.88	3,060,000	2.93	4,793,770	4.60	1,684,855	1.62	32,083,212	30.77
富田林市	292,202,906	7,285,419	2.49	101,482,238	34.73	121,306,125	41.51	305,631	0.10	3,093,982	1.06	58,729,511	20.10
寝屋川市	300,645,026	30,815,130	10.25	83,494,815	27.77	12,425,227	4.13	2,389,670	0.79	28,399,683	9.45	143,120,501	47.60
河内長野市	497,855,949	14,639,047	2.94	82,162,524	16.50	260,214,843	52.27	1,156,840	0.23	4,812,404	0.97	134,870,291	27.09
松原市	674,151,676	13,853,324	2.05	84,957,973	12.60	120,785,229	17.92	1,805,321	0.27	6,357,161	0.94	446,392,668	66.22
大東市	316,949,577	18,090,327	5.71	57,618,776	18.18	184,312,153	58.15	134,511	0.04	14,662,544	4.63	42,131,266	13.29
和泉市	99,006,000	11,530,000	11.65	39,200,000	39.59	35,270,000	35.62	4,000	0.00	4,319,000	4.36	8,683,000	8.77
箕面市	699,814,270	18,015,269	2.57	160,920,861	22.99	313,180,682	44.75	16,775,754	2.40	15,585,904	2.23	175,335,800	25.05
柏原市	486,886,812	6,663,725	1.37	62,789,690	12.90	168,574,724	34.62	3,086,482	0.63	4,791,953	0.98	240,980,238	49.49
羽曳野市	695,135,205	11,107,154	1.60	136,324,432	19.61	46,883,803	6.74	16,318,360	2.35	12,891,650	1.85	471,609,806	67.84
門真市	217,265,172	15,395,387	7.09	40,409,150	18.60	12,444,390	5.73	121,231,850	55.80	4,214,379	1.94	23,570,016	10.85
摂津市	261,139,000	6,041,000	2.31	46,660,000	17.87	53,907,000	20.64	9,044,000	3.46	2,014,000	0.77	143,473,000	54.94
高石市	190,772,368	15,796,458	8.28	66,613,240	34.92	17,480,479	9.16	4,720,952	2.47	3,742,745	1.96	82,418,494	43.20
藤井寺市	179,983,351	3,278,441	1.82	37,147,620	20.64	66,273,739	36.82	178,766	0.10	2,711,427	1.51	70,393,358	39.11
東大阪市	1,668,034,000	24,564,000	1.47	295,074,000	17.69	924,481,000	55.42	690,000	0.04	34,750,000	2.08	388,475,000	23.29
泉南市	77,886,273	4,738,884	6.08	52,090,494	66.88	11,514,145	14.78	4,232,025	5.43	4,560,324	5.86	750,401	0.96
四條畷市	135,097,394	26,439,381	19.57	33,669,700	24.92	31,673,034	23.44	1,926,760	1.43	5,646,051	4.18	35,742,468	26.46
交野市	70,047,704	11,006,425	15.71	4,699,500	6.71	35,812,000	51.13	10,627,827	15.17	7,901,952	11.28		0.00
大阪狭山市	265,645,750	13,139,424	4.95	82,744,326	31.15	96,817,476	36.45	5,242,353	1.97	4,898,800	1.84	62,803,371	23.64
阪南市	78,938,683	10,217,526	12.94	28,459,000	36.05	10,963,750	13.89	7,560,050	9.58	5,351,910	6.78	16,386,447	20.76
島本町	168,625,431	7,048,513	4.18	46,209,700	27.40	13,166,124	7.81	64,950,595	38.52	1,527,953	0.91	35,722,546	21.18
豊能町	255,677,208	675,000	0.26	31,934,903	12.49	30,798,210	12.05	135,478,404	52.99	1,620,724	0.63	55,169,967	21.58
能勢町	123,863,196	5,830,830	4.71	38,101,870	30.76	11,747,670	9.48	27,419,001	22.14	2,180,022	1.76	38,583,803	31.15
忠岡町	57,957,188	4,574,030	7.89	22,566,000	38.94	24,641,317	42.52		0.00	2,455,139	4.24	3,720,702	6.42
熊取町	96,393,524	15,604,912	16.19	36,772,299	38.15	14,071,542	14.60	4,015,115	4.17	3,259,102	3.38	22,670,554	23.52
田尻町	121,987,932	920,864	0.75	38,087,956	31.22	40,004,558	32.79	28,504,459	23.37	1,146,415	0.94	13,323,680	10.92
岬町	53,145,984	10,178,252	19.15	34,704,000	65.30	2,025,880	3.81	518,000	0.97	4,437,872	8.35	1,281,980	2.41
太子町	115,879,232	3,178,302	2.74	42,426,200	36.61	48,738,550	42.06	1,143,035	0.99	1,230,188	1.06	19,162,957	16.54
河南町	69,336,708	4,498,647	6.49	34,398,700	49.61	5,603,880	8.08	44,709	0.06	3,007,402	4.34	21,783,370	31.42
千早赤阪村	63,829,000	5,134,000	8.04	32,885,000	51.52	1,733,000	2.72	147,000	0.23	3,031,000	4.75	20,899,000	32.74
美原町	118,575,564	6,457,198	5.45	54,703,200	46.13	41,569,879	35.06	746,400	0.63	12,577,967	10.61	2,520,920	2.13
合計	12,891,827,044	592,905,197	6.95	3,934,400,002	33.45	4,322,389,307	27.22	549,481,563	6.32	354,258,328	3.60	3,687,874,210	22.45

表9-② 社協財政(一般会計)の状況【支出】

社協名	総額	人件費支出		事務費支出		事業費支出		その他	
		金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
堺市	660,668,450	296,781,119	44.92	107,006,518	16.20	74,485,252	11.27	182,395,561	27.61
岸和田市	316,661,149	162,596,188	51.35	43,897,330	13.86	62,113,274	19.62	48,054,357	15.18
豊中市	918,019,095	82,638,821	9.00	1,881,259	0.20	50,428,407	5.49	783,070,608	85.30
池田市	85,818,807	45,144,214	52.60	6,027,113	7.02	18,837,864	21.95	15,809,616	18.42
吹田市	616,832,794	346,865,878	56.23	10,573,367	1.71	129,574,410	21.01	129,819,139	21.05
泉大津市	200,501,000	145,869,000	72.75	17,422,000	8.69	22,073,000	11.01	15,137,000	7.55
高槻市	168,973,798	64,582,281	38.22	12,586,386	7.45	32,460,171	19.21	59,344,960	35.12
貝塚市	87,622,794	42,026,407	47.96	2,845,341	3.25	32,556,530	37.16	10,194,516	11.63
守口市	279,646,085	183,937,293	65.78	7,526,155	2.69	51,249,063	18.33	36,933,574	13.21
枚方市	828,816,038	537,102,235	64.80	6,025,983	0.73	85,522,145	10.32	200,165,675	24.15
茨木市	348,949,599	255,259,284	73.15	7,898,203	2.26	24,331,607	6.97	61,460,505	17.61
八尾市	228,436,764	87,287,086	38.21	2,003,058	0.88	126,327,325	55.30	12,819,295	5.61
泉佐野市	107,099,006	34,157,229	31.89	2,676,797	2.50	24,098,780	22.50	46,166,200	43.11
富田林市	292,202,906	123,892,612	42.40	3,880,496	1.33	104,830,132	35.88	59,599,666	20.40
寝屋川市	290,602,678	196,138,860	67.49	4,329,909	1.49	20,469,542	7.04	69,664,367	23.97
河内長野市	480,461,868	316,500,220	65.87	78,816,395	16.40	23,307,421	4.85	61,837,832	12.87
松原市	605,692,565	474,836,524	78.40	18,998,335	3.14	43,231,487	7.14	68,626,219	11.33
大東市	309,479,741	204,100,644	65.95	7,186,757	2.32	52,281,098	16.89	45,911,242	14.83
和泉市	93,656,000	34,331,000	36.66	2,058,000	2.20	49,455,000	52.80	7,812,000	8.34
箕面市	695,986,125	546,578,060	78.53	60,392,847	8.68	41,507,720	5.96	47,507,498	6.83
柏原市	432,299,424	325,557,058	75.31	14,443,888	3.34	39,680,963	9.18	52,617,515	12.17
羽曳野市	696,587,998	429,980,809	61.73	29,613,762	4.25	66,183,042	9.50	170,810,385	24.52
門真市	184,736,414	129,269,758	69.98	8,259,776	4.47	8,413,463	4.55	38,793,417	21.00
摂津市	259,937,000	177,226,000	68.18	10,793,000	4.15	42,062,000	16.18	29,856,000	11.49
高石市	172,690,666	122,617,645	71.00	15,015,334	8.69	17,623,675	10.21	17,434,012	10.10
藤井寺市	179,983,351	139,433,305	77.47	3,631,028	2.02	19,796,901	11.00	17,122,117	9.51
東大阪市	1,643,235,000	1,318,472,000	80.24	147,866,000	9.00	64,090,000	3.90	112,807,000	6.86
泉南市	73,353,320	44,590,669	60.79	2,269,463	3.09	18,958,785	25.85	7,534,403	10.27
四條畷市	126,903,615	51,816,406	40.83	1,885,455	1.49	25,933,616	20.44	47,268,138	37.25
交野市	67,053,313	30,563,014	45.58	5,208,537	7.77	14,643,762	21.84	16,638,000	24.81
大阪狭山市	265,786,135	163,020,562	61.34	8,136,351	3.06	55,442,717	20.86	39,186,505	14.74
阪南市	78,938,683	31,156,548	39.47	5,114,307	6.48	20,430,126	25.88	22,237,702	28.17
島本町	164,854,303	63,516,403	38.53	13,889,085	8.43	73,528,443	44.60	13,920,372	8.44
豊能町	217,023,093	38,758,310	17.86	1,276,930	0.59	140,315,813	64.65	36,672,040	16.90
能勢町	124,392,721	51,214,747	41.17	6,252,856	5.03	46,894,715	37.70	20,030,403	16.10
忠岡町	58,014,004	22,956,135	39.57	6,691,684	11.53	23,987,705	41.35	4,378,480	7.55
熊取町	84,920,963	32,565,088	38.35	6,035,515	7.11	19,010,244	22.39	27,310,116	32.16
田尻町	118,599,673	65,669,435	55.37	4,013,357	3.38	31,283,811	26.38	17,633,070	14.87
岬町	52,908,350	34,859,337	65.89	5,929,578	11.21	5,544,535	10.48	6,574,900	12.43
太子町	115,879,232	58,019,655	50.07	2,432,598	2.10	33,912,135	29.27	21,514,844	18.57
河南町	54,753,939	31,793,545	58.07	1,312,274	2.40	6,849,290	12.51	14,798,830	27.03
千早赤阪村	66,577,000	26,649,000	40.03	2,476,000	3.72	13,369,000	20.08	24,083,000	36.17
美原町	107,401,847	68,510,667	63.79	4,115,839	3.83	26,603,319	24.77	8,172,022	7.61
合計	12,962,957,306	7,638,841,051	54.48	710,694,866	5.12	1,883,698,288	21.03	2,729,723,101	19.37

市町村社協の経営改革に関するアンケート調査の結果

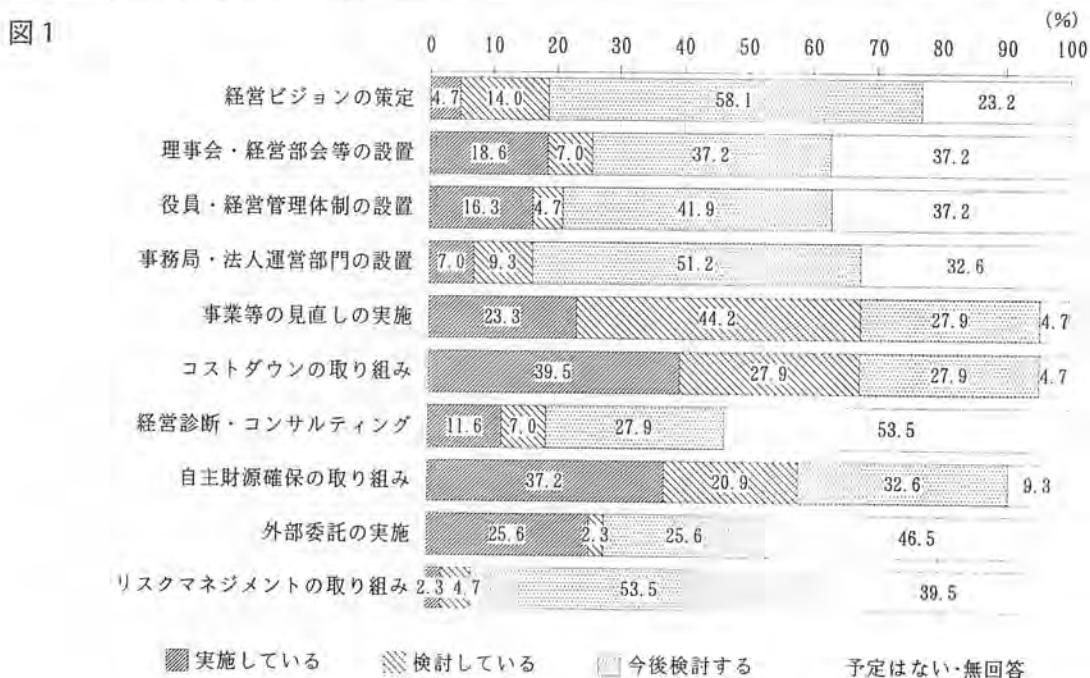
調査の実施期間 平成15年9月1日～9月10日
調査の対象 大阪府内の全43市町村社協（大阪市は除く）
回収状況 回答数 43社協（回収率100%）

経営改革に関する取り組み状況について

問1 地域福祉の推進役としての期待が高まるなか、市町村社協はより自立性の高い組織として事業・組織・財政の運営をすすめていくことが求められています。また、介護保険事業や支援費事業などの事業者として、採算性の確保も含めた責任のある経営体制の確立が不可欠です。このような状況のなかで、貴社協においては、経営改革に関してどのような取り組みを行っていますか。

比較的多くの社協で取り組まれているのは、「事業費や人件費等のコストダウンに関する具体的な取り組みをすすめている」、「自主財源の確保に向けた取り組みを強化している」、「ニーズの変化や費用対効果等をふまえた事業等の見直しを行っている」で、6～7割程度で実施または検討されている。また、現在は実施・検討していないところでも今後検討するという意向が示されており、検討予定のないところは少ない。

一方、「社協内部で実施することが効率的でない業務等についての外部委託（アウトソーシング）等を行っている」が約4分の1で実施されているほか、「理事会に経営に関する部会等を設置している」などの組織体制面での取り組みも行われつつある。また、経営ビジョンの策定や経営診断、リスクマネジメントなども、今後の検討の必要性としては認識しているところが多いが、予定はないと答えたところも少なくなく、経営改革への取り組みには、かなりの格差があることが示されている。



○自主財源の確保に向けた取り組みの強化を実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

住民賛助会員や組織構成会員制度の設置・拡充による会費確保に取り組んでいるところが多い。そのために、理事会等に検討組織を設置しているところがある。また、共同募金や福祉基金等への取り組みもみられる。一方、収益事業として、バザーや自動販売機の設置とともに、介護保険事業・支援費事業も自主財源確保の取り組みとして捉えて推進されている。

○外部委託等を実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

食事サービスの調理や配食、移送サービスの運転など、事業の一部（全部）の委託とともに、会館管理、介護保険事業等に関する事務や経理事務等の外部委託が行われている。

○リスクマネジメントへの取り組みを実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

具体的な取り組みはあまりみられないが、委託を行う際の業者選択での配慮や研修への参加などをしているところがある。また、介護保険事業等の不採算事業からの撤退をリスクマネジメントと捉えて検討しているところがある。

○その他、経営改革として取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

役員や事務局の経営管理体制の整備、事業のスクラップ・アンド・ビルト、事務費・人件費等のコストダウン、経営診断やコンサルティングの実施などが取り組まれている。

○貴社協において経営改革をすすめていく（自立した経営を行っていく）うえで、最も重要なことはどのようなことだとお考えですか。

多くの社協あげられていることは、役職員の意識改革と資質の向上、自主財源・公的補助などによる財源の確保、住民や関係団体等の理解と参加の推進の3点である。その他、経営ビジョンの明確化、経営責任体制の明確化、事業の見直しなどとともに、事務局体制の強化が自立した経営を行ううえで重要だと考えているところもある。

○経営改革への取り組みをすすめるうえで、問題点があれば具体的にお書きください。

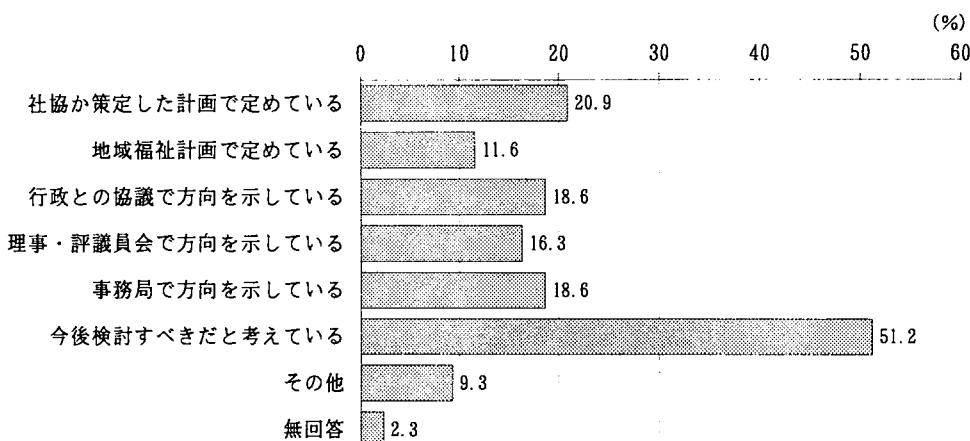
最も多くあげられているのは財源確保の困難さに関することであり、行政からの補助金については金額の削減を求められるとともに、補助のルールの明確化を希望するという指摘もされている。また、自主財源を確保するうえで、事業実施をする場合のノウハウの不足をあげたところもある。このこととも関連する事項として、社協の組織・事業の公共的な性格からくる自主財源確保の困難さもあげられている。その他、前問とも重なるが、経営責任体制を明確にすることの困難さ、役職員の意識改革の必要性、住民や関係団体等の理解の困難さなどが問題点としてあげられている。

社協の使命に関する検討状況について

問2 地域福祉の担い手となる組織・団体等が多様化しているなかで、社協が果たすべき役割も変化していますが、貴社協ではこのような状況をふまえた社協の使命（ミッション）や行政・他の民間組織等との役割分担などについてどのような検討を行っていますか。（複数回答可）

最も明確なかたちである「公民協働で策定する市町村地域福祉計画のなかで定めている」と答えたところは1割強にとどまっているが、これは地域福祉計画自体の策定状況にも影響されていると考えられる。これ以外では「社協が策定した計画（地域福祉活動計画や強化計画等）のなかで定めている」、「計画等には明記していないが、市町村行政との間で議論し、一定の方向を示している」、「事務局レベルで議論し、一定の方向性を示している」、「理事会・評議員会で議論し、一定の方向を示している」がそれぞれ2割前後で、一定の議論は行われているといえるが、「今後検討すべきだと考えている」は5割であり、経営改革のあり方を検討し、具体的な取り組みをすすめていくうえで、大きな課題であることが示されている。

図2



○社協の使命や他の組織等との役割分担を検討するうえで、問題点があれば具体的にお書きください。

社協と行政、関係機関・組織等の意識、また、住民の社協に対する期待などに差異があり、共通認識をもつことが容易ではないことが大きな問題としてあげられている。また、理解をすすめたうえで、各々の組織が的確に連携できるしくみづくりの必要性が認識されている。

○社協の新たな役割として、行政や他の民間組織等から具体的に要請されていることがあればお書きください。

連絡調整機能や地域福祉活動への支援など、地域組織化の充実とともに、行政から介護保険事業・支援費事業をはじめとする具体的なサービス実施の要請を受けているところもある。

○社協の新たな役割もふまえ、行政からの補助（人件費を含む）のあり方について、行政との間でどのような協議が行われていますか（行政からの要請なども含めて）。

多くの社協が、行政からの人件費を含む補助金や委託料の削減が行われており、今後さら

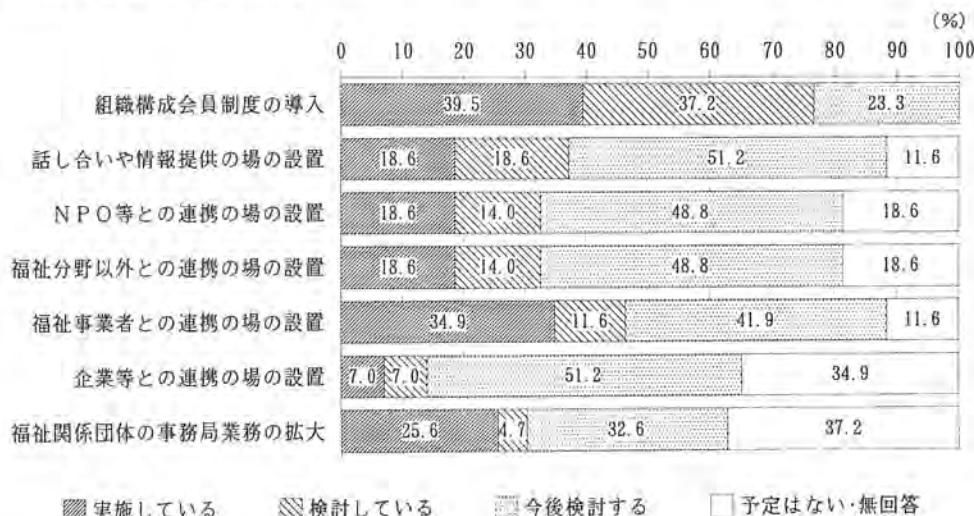
なる削減が求められている。介護保険事業に関する人件費補助の見直しも検討されている。その一方で、地域福祉を推進する観点から、社協の体制整備・強化の方向が示されていることもある。

地域福祉活動の推進に関する事業への取り組みについて

問3 地域福祉の担い手となる組織・団体等が多様化しているなかで、社協はさまざまな組織が集まる場としてのプラットホーム機能を果たしていくことが求められています。このことに関して、貴社協ではつぎのような取り組みをしていますか。

「組織構成会員制度」については、8割近くの社協が実施または検討中であり、それ以外も今後検討予定としている。その他の幅広い組織・団体等との協議・連携の場については、「社会福祉事業者との協議や連携の場」は3分の1あまり、検討中を含めると5割弱と比較的多く取り組まれているが、NPO・市民活動組織等や福祉分野以外の組織等との協議・連携の場は、検討中のものも含めて3分の1程度、企業との協議・連携の場については1割あまりという状況にとどまっている。

図3



○上記について、その内容等について特記すべきことがあれば、具体的にお書きください。

組織構成会員制度やその他の協議・連携の場づくりの取り組み状況が記されているが、特に「協議・連携の場」をつくるというかたちでなくとも、地域福祉活動計画の策定、イベントや事業等の実施を通じて密接な協議・連携が行われているという状況もあげられている。また、このような「場」の考え方として、社協が「場をつくる」のではなく、主体的に参加してもらえる「場を提供する」というスタンスに立つべきだという指摘もされている。

○その他、地域福祉に関する組織等との協議や連携に関して取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

市町村レベルでは、地域福祉活動計画をはじめとする計画づくりや、地域ケア会議、在宅介護支援センター、地域福祉権利擁護事業など、連携を要する事業の実施がさまざまな組織等との協議・連携の場となっている。また、「円卓会議」や「市民会議」などの場づくりの

取り組みも行われている。地域レベルでは地区福祉委員会での連携とともに、「住民会議」などの取り組みがみられる。また、地区福祉委員会の連絡会など、地域ごとの活動の連携を図る取り組みも行われている。

○社協がこのように地域福祉のプラットホーム機能を果たしていくことについて、貴社協としてのお考えや問題点などがあれば具体的にお書きください。

プラットホーム機能については、社協本来の仕事であり、積極的な取り組みをすすめていくという方向性が多く示されているが、現時点ではその具体的なイメージが示されていないことが問題点として指摘されている。また、社協がプラットホーム機能を果たしていくうえで、役職員の意識改革、職員のコーディネート能力の充実、拠点の確保などの必要性や、多様な考え方や意識をもつ組織が集まることによる混乱等への不安も示されている。

問4 住民の地域福祉活動への参加や、関係する組織・団体等との連携した取り組みをすすめていくうえで、社協はそれらの連絡調整や支援などを行うコミュニティワーク（地域福祉活動への支援）機能を高めていくことが期待されていますが、このことに関して、貴社協ではつぎのような取り組みをしていますか。

「地区（校区）福祉委員会への支援の充実」、「ボランティアセンター事業の充実」、「当事者組織への支援の充実」、「関係機関・団体等との連絡調整や支援の充実」はこれまでも社協が積極的に取り組んできた事業であり、さらなる充実に向けた取り組みが多くのところでなされている。また、「地区（校区）福祉委員会活動などに参加する住民等の主体性を高めるための支援（エンパワメント）の充実」や「地区（校区）福祉委員会活動などに当事者が主体的に参加できるよう充実を図っている」など、地域福祉活動の広がりを意識した取り組みも比較的多く取り組まれている、一方で、このような取り組みを推進する「コミュニティワーク担当職員の増員」は、実施と検討をあわせても約4分の1にとどまっている。

図4



○上記について、その内容等について特記すべきことがあれば、具体的にお書きください。

コミュニティワーク機能の充実を図るために、コミュニティワーカーの増員、現行職員等の研修の充実とともに、地域での拠点づくりや人づくりが取り組まれている。また、こうした取り組みにおいて、地域福祉活動の本来の姿勢である「住民の主体性を重視すること」の重要性があらためて指摘されている。

○その他、地域福祉活動への支援に関して取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

地域福祉委員会を中心とした活動への支援として、コミュニティワーカーの地域担当制、独自の助成金や拠点確保の取り組み、小学校区レベルでの話し合いの場づくり、地区福祉委員会とボランティアセンターの連携の取り組みが行われている。また、市民との協働事業として有償での活動も実施されている。

○このような取り組みをすすめるうえで、問題点があれば具体的にお書きください。

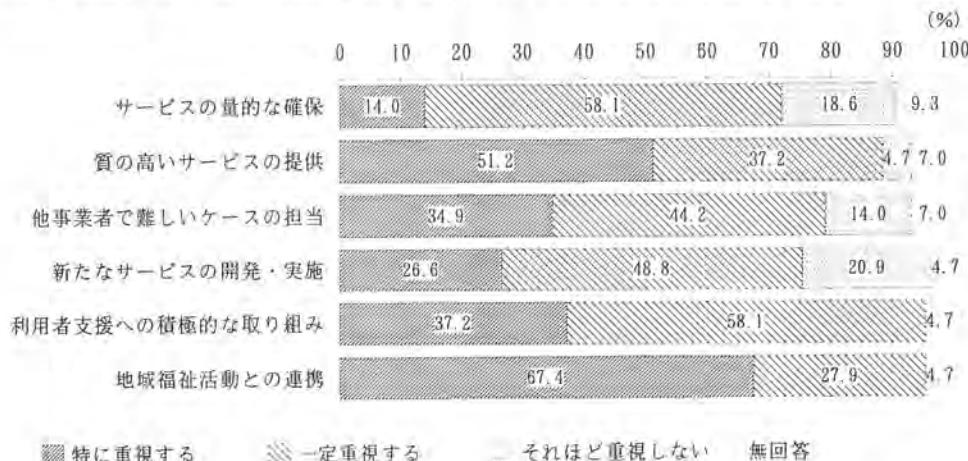
最も多くあげられている問題は、財源確保の問題と関連したコミュニティワーク担当職員の確保の難しさである。地区福祉委員会の活動について、事務所機能も備えた活動拠点の必要性が指摘されている。また、関係機関等との連携の必要性とその難しさもあげられている。

在宅福祉サービス事業への取り組みについて

問5 社協が受託事業や独自事業として実施している在宅福祉サービス事業（介護保険事業・支援費事業なども含みます）に関わるうえで重視すべき視点はどのようなことだとお考えですか。（一般論としてではなく、貴社協の状況をふまえてお答えください。）

最も重視されているのは、「地区（校区）福祉委員会活動やボランティア活動など、地域福祉活動等との連携を図ること」であり、「質の高いサービスを提供することで、サービスの水準を高める」、「情報提供・苦情解決など利用者支援に積極的に取り組む」、「他の事業者での対応が難しいケースなどを担当する」、「制度化されていない新たなサービスを開発・実施する」など、公共性をもつ組織としての意識が強く示されている。一方、「在宅福祉サービスの量的な確保を図る」は、「特に重視する」というところは多くはないが、「一定重視す

図5



る」ところとあわせると4分の3近く、その面での役割も無視できない状況が示されている。

○その他、在宅福祉サービスに関して、特に力を入れて取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

精神障害者への支援としてボランティアの育成や地域活動の拠点づくり、高齢者への支援として見守り活動、制度化されたサービスの狭間に応じる有償ボランティア活動など、地域福祉活動と連携した取り組みの事例があげられている。また、利用者支援として情報提供・相談や学習の場の提供などの取り組みが行われている。一方、サービスの質の向上に関しては、社協の公共性から職員研修などによる社協自身のサービスの向上とあわせて地域全体のレベルアップも意識され、行政や関係機関との連携による取り組みも重視されている。

○在宅福祉サービスの実施を、地域福祉活動への支援や、福祉サービス利用者への支援等に生かしていくよう配慮されることについて、具体的な状況・内容をお書きください。

地域福祉活動に対する支援としては、専門職が地域での学習会を行ったり、サービス提供を通じて把握した課題を地域福祉活動の取り組みにフィードバックしたりされている。また、質の高いサービスを提供すること自体が、地域福祉への理解と参加を高めるという意識も示されている。一方、小地域ネットワーク活動などの地域福祉活動と連携することで、在宅福祉サービスを必要とする人を発見したり、地域福祉活動と連携と図ることでよりきめの細かい支援を行うなどの取り組みも行われている。

○社協が在宅福祉サービスを実施することで、他の事業者等との連携や福祉サービス利用者への支援に関して感じておられるメリットやデメリットについて、具体的な状況・内容をお書きください。

※メリットを感じていること

社協が公共性の高い組織であるため利用者が安心してサービスを利用できることが最も多くあげられている。また、質の高いサービスを提供することで地域全体のサービス水準を高めたり、他の事業者では対応が難しいケースへの対応ができるなど、行政や他の事業者との連携がとりやすいなど、社協の公共性を活かしたサービスを提供できることが、メリットとして意識されている。

※デメリットを感じていること

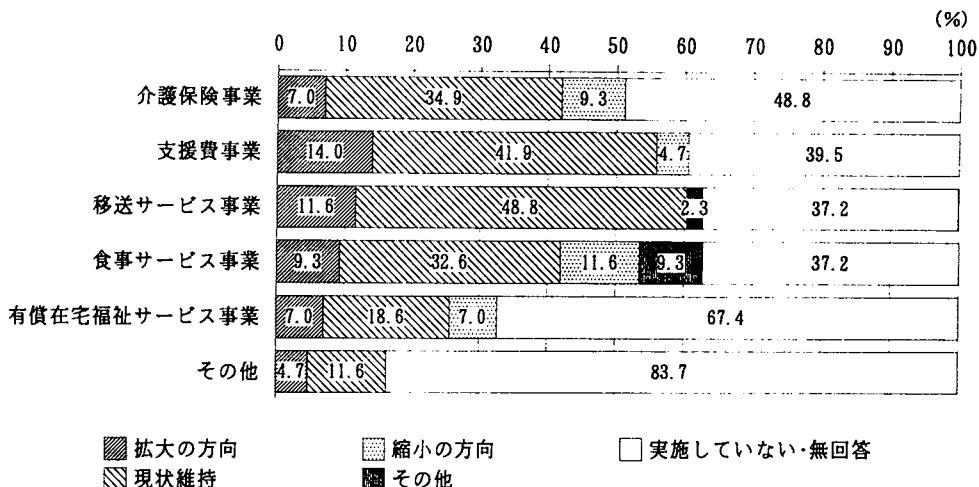
反面、公共的な性格をもち、上記のようなサービスを求められることは、介護保険事業・支援費の制度上は基本的に他の事業者と同じ位置づけにありながら、採算性が低くなる要因となっている。また、他の事業者と競合関係が生じることは、社協がすべての事業者等も含めたプラットホーム機能を果たしていくうえでの支障となることも懸念されている。

問6 貴社協では、在宅福祉サービス事業（介護保険事業・支援費事業なども含みます）について、今後、どのようにしていくお考えですか。

事業を実施している社協についてみると、各事業ともに現状維持という意識をもつところが多いが、新たな制度である「支援費制度」や「移送サービス事業」については拡大志向が

やや強く、反対に「介護保険事業」や「食事サービス事業」については縮小・廃止という方向も視野においているところの割合がやや大きい。

図 6



○在宅福祉サービス事業の今後の展開について、具体的な状況・内容をお書きください。

ガイドヘルプサービス、移送サービス、ファミリー・サポート・センター、グループデイなどについて、新規参入やサービス拡充の意向が示されている。一方、介護保険事業等については、民間事業者の充実を前提として、将来的には縮小・撤退の意向をもつところもある。現状維持に関しては、体制上の問題で拡大したくても現状維持しかできない場合と、採算性や体制上の問題をかかえつつニーズに対応するため現状維持を図っている場合があることが示されている。

経営改革全般について

問7 単刀直入にお聞きします。貴社協で社協経営（運営）を行っていくうえでの課題は何だとお考えですか。

最も多くあげられていることは、自主財源・公的財源を含めた財源の確保、次いで、役職員の意識改革と資質の向上である。これら以外には、経営ビジョンが必要だが当面の課題への対応に追われて取り組めないこと、行政との一体的な関係や公共的な組織として期待されることから経営的な視点にたちにくいこと、住民の理解や参加が不足していること、経営責任体制・経営管理体制・事務局体制を強化する必要があること、事業の効率化を図る必要があることなどがあげられている。

問8 今回設置した経営改革検討委員会に対し、貴社協ではどのようなことを期待されますか。

経営改革のモデルを示すこと、そのなかで社協の使命や財源確保の方策を示すことが期待されている。また、これらの指針については、人口規模や事業内容などによって社協の現状にかなりの差があるため、市町村の特性にあった実現可能なものとすることが望まれ、さらにはできるだけ早期に指針を示すことが求められている。

集計表・記述回答の概要

貴社協における経営改革に関する取り組み状況についてお聞きします。

問1 地域福祉の推進役としての期待が高まるなか、市町村社協はより自立性の高い組織として事業・組織・財政の運営をすすめていくことが求められています。また、介護保険事業や支援費事業などの事業者として、採算性の確保も含めた責任のある経営体制の確立が不可欠です。このような状況のなかで、貴社協においては、経営改革に関してどのような取り組みを行っていますか。

	実施している	検討している	今後検討する	予定はない (N/A)
中長期的な経営ビジョン（経営計画）を定めている	4.7%	14.0%	58.1%	20.9% 2.3%
理事会に経営に関する部会等を設置している	18.6%	7.0%	37.2%	37.2% -
役員が経営判断を行う経営管理体制（事業担当理事制等）をつくっている	16.3%	4.7%	41.9%	37.2% -
事務局に法人運営や社協事業全体の管理（マネジメント）業務を行う法人運営部門を設置している	7.0%	9.3%	51.2%	32.6% -
ニーズの変化や費用対効果等をふまえた事業等の見直しを行っている	23.3%	44.2%	27.9%	4.7% -
事業費や人件費等のコストダウンに関する具体的な取り組みをすすめている	39.5%	27.9%	27.9%	4.7% -
経営の専門家による診断やコンサルティング等を受けている	11.6%	7.0%	27.9%	53.5% -
自主財源の確保に向けた取り組みを強化している	37.2%	20.9%	32.6%	9.3% -
社協内部で実施することが効率的でない業務等についての外部委託（アウトソーシング）等を行っている	25.6%	2.3%	25.6%	44.2% 2.3%
リスクマネジメントへの取り組みを行っている	2.3%	4.7%	53.5%	39.5% -

※自主財源の確保に向けた取り組みの強化を実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

（会費の確保・拡充）

- ・会員会費の増強。
- ・介護保険事業・支援費事業は実施していないため、自主財源は賛助会員募集と共同募金のみである。
- ・会員会費制度の実施を計画している。
- ・組織構成会員への参加をすべての組織に呼びかけ、基礎的会員を拡大するとともに、払込納入制度を導入した。
- ・会員制の充実。
- ・組織構成会員制度の導入にあわせ、会員の拡大・会費のあり方・会費納入のしくみを確立し、自主財源の確保を図る。
- ・自治会組織を活用した会員募集活動を展開している。
- ・校区福祉委員会の役員が校区内の全法人を訪問し、入会を呼びかけている。
- ・住民賛助会費の導入。
- ・組織構成会員・会費の導入。
- ・校区福祉委員会の設置にともない、賛助会費の地域への還元、校区福祉委員会の活動と結びつけて使途を明確にし、賛助会員の拡大に取り組んでいる。

- ・組織構成会員制度の確立。
- ・賛助会費の強化月間を設け、啓発に努めている。
- ・会員の拡大。
- ・会員の増強と会費増額の検討。
- ・会員会費制度の導入。
- ・会員募集の強化。
- ・特別会員会費の拡充。
- ・地区福祉委員会への会員募集の強化。
- ・商工会議所や各種業種の組合・団体の協力を得て、会員加入の依頼を行っている。
- ・社協会員会費に向けて再検討を行っている（何度か諮っているが、各種団体・住民の理解が得られていない）。
- ・会員会費制度の導入。

(寄付金・基金等の活用・拡充)

- ・基金預け先の検討。
- ・各種募金運動の充実。
- ・福祉基金の設置。
- ・共同募金配分金の増額。

(収益事業等の実施・拡充)

- ・事業型への取り組みを検討している（社協・市・公社での検討会を実施）。
- ・収益事業の充実。
- ・社協が保有する施設で貸ブースや喫茶コーナー等の自主財源確保に向けた取り組みを検討している。
- ・支援費事業は採算性の図れる体制に向けて、大幅な効率化を実施した。
- ・介護保険事業の収益を社協事業に繰入。
- ・チャリティゴルフ。
- ・福祉バザー。
- ・介護保険事業・支援費事業の効率的な運営。
- ・公共施設等に自動販売機を設置し、売り上げ手数料収入を得ている。
- ・バザー等の収益事業の強化。
- ・支援費事業の実施。
- ・自動販売機の設置。
- ・新規事業の検討。

(検討組織の設置)

- ・財政問題検討委員会・会員募集検討委員会を設置している。
- ・財政部会委員会を設置し、町内会・校区福祉委員会・各種団体の協力による社協会員の拡大を図っている。
- ・会員会費プロジェクトチームのなかで、強化策を検討している。
- ・理事会・評議員会に組織や事業のあり方・財源の確保等、効率的な事業展開を図るための委員会を立ち上げた。

(その他)

- ・委託事業にかかる事務費補助のあり方の検討。

※外部委託等を実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

(事業の一部または全部)

- ・老人食事サービスの配食を非営利市民団体に委託。
- ・デイサービスの車両運行管理を委託。
- ・施設調理を委託。

- ・愛の一声訪問事業（乳酸菌飲料の配布）。
- ・通所介護の運転業務・看護業務。
- ・訪問散髪事業・法律相談・リハビリ相談・住宅相談等の専門業務。
- ・バスの運転業務。
- ・デイサービス・外出支援の送迎をシルバー人材センターに委託。
- ・生活支援型給食サービスの活動拠点での搬送をNPOに、調理を福祉施設や民間事業者に委託。
- ・独居老人給食サービス。
- ・移送サービスの運転業務をシルバー人材センターに委託。

(施設管理等)

- ・施設管理業務（清掃・警備等の36業務）。
- ・会館の清掃・警備。

(事務・経理等)

- ・居宅支援事業におけるデータ入力業務。
- ・税務申告・会計決算事務委の指導。
- ・収益事業である喫茶・売店の経理事務を委託している。
- ・介護保険事業・支援費事業の請求事務の一部を業務委託している。
- ・経理事務のアウトソーシングを検討している。

(その他)

- ・外部委託を行うと職員が過員となるため、検討できない。
- ・今後、委員会で検討。

※リスクマネジメントへの取り組みを実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

- ・介護保険事業のうち、デイサービス等の恒常的不採算部門からは撤退を視野に入れて市と調整している。
- ・事業型に取り組んだ場合は検討する必要がある。
- ・研修等に積極的に参加している。
- ・乳酸菌飲料の配布による地域見守り活動を推進しているが、地域福祉あんしんシステムを導入し、効果的運用を図る。
- ・万一の事故などのリスク面に対応できる専門会社と委託契約を行っている。
- ・会員への会費の使途、実施事業・受託事業のPR。

○その他、経営改革として取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

(経営管理体制等の設置)

- ・職員ミーティングを通じて改革に取り組む。
- ・役員の職務の明確化。
- ・収益事業運営委員会の組織化。
- ・理事担当制を導入し、総務委員会、地域福祉・ボランティア委員会、事業経営委員で経営改革に着手した。
- ・今後、委員会で検討。

(事業の見直し)

- ・ニーズに変化をふまえた「高齢者無料職業相談事業」の廃止と地域福祉権利擁護事業の生活支援員の増員。
- ・福祉大会を毎年開催から5年に1回に変更。
- ・子どもと高齢者のつどい（日帰りレクリエーション）を廃止。

(コストダウン)

- ・事務のOA化、パソコンの積極導入による省力化。
- ・給与体系の整備。
- ・介護保険事業等において、嘱託職員の不補充と時間給ヘルパーの採用による人件費のコストダウン。
- ・経常経費の削減・見直し。
- ・ホームペルパーは退職不補充とともに、職域の拡大を図っている。
- ・事務事業の見直し。
- ・事務費の削減。

(経営診断・コンサルティング)

- ・社協経営診断を実施。
- ・労務診断を実施・社協経営改革計画策定に向けて職員による経営改革ワーキングを設置。
- ・今後、経営診断を導入するなどして取り組みを行いたい。
- ・経営の専門家による経営診断やコンサルティングを検討している。
- ・経理指導と事業運営について助言を得るべく、会計事務所と契約している。
- ・役員に税理士を迎える「無駄をなくす取り組み方法」を検討中。

(財源確保)

- ・結びつきが強い市の厳しい財政状況に対応できるよう、自主事業による財源確保を検討している。
- ・事業型への取り組みを検討している（社協・市・公社での検討会を実施）。
- ・介護保険事業・支援費事業に参入し、自主財源の確保に努めている。
- ・新規会員の掘り起こし。

(その他)

- ・基盤強化にともなう社協の経営理念の明確化。

○貴社協において経営改革をすすめていく（自立した経営を行っていく）うえで、最も重要なことはどのようなことだとお考えですか。

(経営ビジョンの確立)

- ・費用対効果を常に分析し、長期的展望に立って経営方針を定める。

(経営責任体制の明確化)

- ・役員の責任体制を明確化する。
- ・組織体制を確立・固定する。
- ・組織構成会員の確立。
- ・理事・評議員・事務局間のいっそうの連携強化。
- ・保育所・介護保険事業は独立採算制としている。
- ・法人役員（理事・理事会）の役割と責務に対する認識。

(事務局体制の強化)

- ・行政からの派遣職員を廃止し、自前の組織体制を確立する。
- ・弱小組織ゆえの人材不足の解消。

(役職員の意識改革・資質向上)

- ・コスト意識をもつ職員を育成する。
- ・役員（理事・評議員）と職員が共同の認識をもつ。
- ・職員の意識改革。
- ・役職員の資質向上。
- ・職員の質の向上と研鑽。

- ・行政依存体質からの脱皮による経営力の増強。
- ・役職員の一人ひとりが経営感覚をもつこと。
- ・介護保険・支援費事業の採算性の確保が重要であり、そのための役員・職員の意識改革が必要である。
- ・補助金に頼らない社協運営と、役職員の意識改革。
- ・役職員の意識改革。
- ・自主財源の確保とともに、職員の資質の向上が重要であると考える。
- ・まず職員一人ひとりが、社協は民間企業であること、行政が財政難であり補助事業や委託事業を縮小する傾向であることを再認識し、単独で経営できる体制を整備しなければならないことを理事会・評議員会を通じて意思統一しなければならない（その継続的な議論のなかから、真の経営改革に対する考え方・発想が生まれる）。
- ・人材の育成。
- ・役職員が日頃から自立経営に対する意識をもち、理事会等の場で充分に検討していくこと。
- ・事務局職員の改善・改革に対する姿勢と自覚。
- ・年功助例の賃金体制では職員のやる気が萎えている現実があり、見直しが必要である。

(事業の見直し・拡充)

- ・人件費が全く配慮されていない事業（献血・貸付資金等府社協関連事業）の見直しを行う。
- ・事業の見直し。
- ・自主財源確保のための委託事業の実施と自主事業の検討。
- ・独自事業の充実。
- ・自主財源を確保するための収益事業等の検討。
- ・補助から委託への移行による自主的運営。
- ・適切な事業計画と予算編成。

(財源の確保)

- ・自主財源を確保する。
- ・市との協調を保ちながら財源を確保し、地域福祉活動を推進する。
- ・自主財源の確保（例えば、福祉税の分配による財源の安定確保）。
- ・自主財源の確保。
- ・継続した人件費を確保するため、独立採算をめざす一方で、安定した補助金体系を確立すること。
- ・歳入の確保。
- ・基本的には社協本来の事業をすすめるには行政からの補助などでの自立した経営は成り立たないため、行政との協働が最重要である。
- ・自主財源の確保を重要事項としている。
- ・人件費財源の安定確保。
- ・自主財源の確立。
- ・安定した財政基盤。

(経費管理の強化)

- ・支出ができる限り効率よく管理し、無駄をなくす。
- ・収支状況がタイムリーに報告できるよう事務改善を図る。
- ・歳出の抑制。

(住民等の理解・参画の推進)

- ・住民の社協活動への理解を深めること。
- ・社協事業の市民への啓発。
- ・公助・共助・自助の役割を明確にした計画を策定し、地域ボランティア・社会福祉法人・企業等の協力による推進体制を整備し、公民一体の推進を図る。
- ・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査でも、社協の名前はある程度知られているが、活動・事業の内容は知られていない。

- ・地域福祉の推進を使命とする社協として、校区福祉委員会の活性化、あらゆる団体・組織
 - ・地域住民の参加と支援が最も重要である。
- ・住民意向の把握。
- ・地域の福祉資源の組織化。
- ・地域住民による行政・社協に対するソーシャルアクション。
- ・社会福祉事業に対する寄付の募集強化。
- ・社協の存在を知っている住民は一部にすぎないので、さらにPRし、浸透させていく必要があり、そのなかで現行会費が妥当かどうかを検討する必要がある。
- ・会員の拡大。
- ・住民に社協活動を理解してもらい、そのうえで社協会員会費を集め自主財源を確保し、そこから経営改革へとすすめていく。

(その他)

- ・これまでも改革を推進しているなかで、さらにはすすめるのは相当に困難である。
- ・今後、委員会で検討。

○経営改革への取り組みをすすめるうえで、問題点があれば具体的にお書きください。

(公共性との整合性)

- ・半官半民的な組織であるためビジネス的なものは実施しにくい。
- ・社協事業のほとんどとは採算性のないものであり、社会福祉法に規定された役割とそれを遂行していくための人件費確保に大きな隔たりと矛盾がある。
- ・社協を行政機関と認識する住民が多いため、寄付等を募るのに苦労する。
- ・社協事業が民業圧迫にならないように調整する必要がある。
- ・事業・財政に関して、根強い行政への依存意識がある。
- ・社協に課せられた社会的な役割や期待される活動・事業が、経営と相反する場合がある。

(経営責任体制の困難さ)

- ・役員のあて職による継続性・法人当事者としての役割認識の問題。
- ・経営管理能力が問われる事務局管理職人事が行政主導で行われている。
- ・役員は各種団体の推薦に拠っており、最近は経営経験のある役員の就任に努めているが、多くの人は経営感覚は乏しいため、事務局の承認機関に過ぎない。

(役職員の意識改革の必要性)

- ・改革には労使協議が避けられないが、職員は市職員と同じ労働組合に加入しており公務員と同じ感覚であるとともに、3組合に分かれているため協議を整えるのは至難である。
- ・事務局職員・役員が現状を分析して環境の変化に適合した新しい役割を認識するとともに、それを具体化するための組織体制が必要である。
- ・役員の経営意識や責任感が希薄である。
- ・介護保険事業や支援費事業への参画にともない、資金を含めた諸資源の確保と効果的活用の発想による「予算執行型」から「事業経営型」への移行が必要である。

(経営・事業実施のノウハウ不足)

- ・事業型への取り組みをすすめるうえで、事業実施のノウハウがない。

(財源確保の困難さ)

- ・財源確保が難しい。
- ・主たる収入である市の委託料や補助金は、経営改革で余裕ができると減額されるため、改革意欲を失う。
- ・社協財源の圧倒的割合は市・府等からの委託料・補助金等であり、経営の合理化努力は今後とも必要であるが、歳出削減には自ずと限界があり、自主財源の増強にも限界があるため、社協の自立経営には安定的な財源の保障が不可欠である。

- ・行政からの補助なしで人件費が確保できるかどうか。
- ・自主財源の収入を増やすと収益事業として税金の対象となることについて、対応を考えいく必要がある。
- ・行政の補助金が大きな割合を占めているが、財政難のために年々厳しくなっており、自主財源の確保が重要な課題となっている。
- ・現在、介護保険事業は単独会計では黒字計上されるが、これは行政から一般事務職員や過去の家庭奉仕員等の人件費補助を受けたうえで成り立っている黒字であり、行政と協議のうえ、社協の経営努力として生まれる利益の保全が問題になる。
- ・自主財源がないため、行政と同じラインで話をすすめることができない。

(住民・関係団体等の理解の困難さ)

- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進にあたり補助金の見直しが不可欠になるが、地域とのトラブルが考えられる。
- ・役員・評議員は経営改革と利害関係にある当事者組織より選出された人が含まれ、同意を得るのが困難である。
- ・住民の負担以外に財源がないなかで、いかに市民へのサービス低下にならない改革を推進するか。
- ・有償ボランティアが増加すると予測されるが、社協のなかに無償と有償のボランティアを共存させることが妥当かどうかを模索する必要がある。

(その他)

- ・保育所の建設に社協の資金を投入したが、保育所事業の収益は社協の本部会計に戻せない。
- ・社協にも課題はあるが、行政が事業型社協について正しく理解していない。
- ・現時点では、具体的な問題集約を図っていない。
- ・今後、委員会で検討。

経営改革をすすめるうえでの社協の使命に関する検討状況についてお聞きします。

問2 地域福祉の担い手となる組織・団体等が多様化しているなかで、社協が果たすべき役割も変化していますが、貴社協ではこのような状況をふまえた社協の使命（ミッション）や行政・他の民間組織等との役割分担などについてどのような検討を行っていますか。
(複数回答可)

1	社協が策定した計画（地域福祉活動計画や強化計画等）のなかで定めている	20.9%
2	公民協働で策定する市町村地域福祉計画のなかで定めている	11.6%
3	計画等には明記していないが、市町村行政との間で議論し、一定の方向を示している	18.6%
4	理事会・評議員会等において議論し、一定の方向を示している	16.3%
5	事務局レベルで議論し、一定の方向を示している	18.6%
6	今後検討すべきだと考えている	51.2%
7	その他	9.3%
	(N/A)	2.3%

○社協の使命や他の組織等との役割分担を検討するうえで、問題点があれば具体的にお書きください。

(共通認識・連携の困難さ)

- ・行政（市の内部・府と市）、地域の住民と団体・機関・法人等がタテ割りであること。
- ・無償・非営利・営利などの組織・団体が混在するなかで、地域福祉の認識をどう一致させ

るか。

- ・これまで連携が不十分だったため、関係が希薄な状態にある。
- ・社協と行政・その他の組織で、役割分担について認識の差を感じる。
- ・市の運営助成を受けるうえで、市・社協・市民の効果的・効率的な協働関係を再構築するための調整が課題である。
- ・社協の役割について各機関・組織等の認識が得られていないため、連携ができにくい。
- ・地域福祉の推進役として、N P O・市民活動団体・事業者との連携が必要である。
- ・社協は組織が大きく、理事会の議決や決裁などに時間がかかるなかで、他の組織の意識・感覚・スピードについて行けるか。
- ・社協が地域福祉をすすめていくうえでの要であるという認識のもとで、他の組織とスムーズに連携がとれるシステムを模索する必要がある。
- ・制度施策の進展にともなって与えられる社協の役割があるが、市民の地域福祉や社協の事業に対するイメージは多様であり、社協の使命や役割分担の共有化ができにくい。

(社協の本来業務実施の困難さ)

- ・福祉団体の事務局業務に追われ、本来業務に支障を来している。

(その他)

- ・地域福祉計画は、市町村合併を考慮し両市で協議する必要があるため、今年度の策定を予定していない。
- ・今後、行政とよく調整する必要がある。
- ・今後、委員会で検討。

○社協の新たな役割として、行政や他の民間組織等から具体的に要請されていることがあればお書きください。

(連絡調整機能の確立)

- ・社協を中心とした他の組織との協議会の編成。

(地域福祉活動への支援)

- ・地域でのモデル事業（子育てサロン・高齢者セーフティネット・生きがいサロン）の推進に対し、助成金の上乗せを強く要請されている。
- ・ボランティア・市民活動への場の提供・情報のコーディネート・活動支援。
- ・小地域ネットワーク活動や子育て支援事業。

(他の事業等の実施)

- ・行政から介護保険事業・支援費事業の指定事業者になるよう要請されている。
- ・行政から基幹型在宅介護支援センターの受託を要請されている。
- ・利用者支援・利用者保護に関する事業。

(その他)

- ・現在策定中の地域福祉計画のなかに謳われると思われる。
- ・地域福祉活動計画での校区別ワークショップや団体ヒアリングでの意見を待ちたい。
- ・今後、行政とよく調整する必要がある。
- ・今後、委員会で検討。

○社協の新たな役割もふまえ、行政からの補助（人件費を含む）のあり方について、行政との間でどのような協議が行われていますか（行政からの要請なども含めて）。

(補助金等の削減)

- ・できる限り人件費削減の方向付けがされている。
- ・事業費補助・人件費補助のさらなる削減が示唆されている。

- ・補助金カットの話だけである。
- ・補助金について、人件費は府・市の制度的補助金以外の50%、管理運営経費は定額となっている。助成金については寄付金へのマッチングギフトとなっている。
- ・毎年の予算編成過程において、人件費（職員増）の抑制、経常経費のマイナスシーリング、新規事業の抑制、国・府補助金見直しにともなう市補助金による肩代わりの不承認が要請される。
- ・市の財政難を受け、予算査定時にはほぼ一方的に補助金・委託料が削減されている。
- ・支援費事業で一定の黒字が予想されると、いっそうの補助金・委託料の削減が示唆されている。
- ・国・府の補助金が廃止・縮減されるものについて、市補助金への振り替えは認めない。
- ・年々増加する人件費の見直し。
- ・受託事業・補助事業の実施方法や補助金について、補助事業の申請時や予算要求時に市と協議している。
- ・団体助成のあり方は市行財政健全計画の重要課題であり、地域福祉事業分野については従前どおりの水準が維持されても、介護保険等の事業に対する人件費補助は来年度から全廃され、非常に厳しくなる。
- ・現在は市職員4人の派遣を得ているが、引き揚げが行われると打撃が大きい。
- ・人件費については国・府の補助金以外の60%を限度に補助されているが、18年度以降は再度調整していくことになっている。
- ・行政からの受託事業が増加しているが、人件費が付いてこないという状況にあり、利用料の有料化や活動の一元化による無駄の排除など、事業の見直しが必要である。
- ・既存の補助金の減額があるなかで、新規の受託事業についても要望どうりに補助されるよう協議している。
- ・市の財政がひっ迫しているため、人件費のムダがないか各自の役割分担や仕事量をチェックするよう要請がある。
- ・現状では退職した職員の補充はしない方針である。
- ・現在、行政からの要請等はとくにないが、今後、予算編成時には補助金問題は避けて通れないと考えている。
- ・介護保険・支援費制度の導入により補助のあり方が大きく変わっており、介護保険事業にかかる人件費分が減額されているが、今後は収支状況をみながら協議し、補助のルール化をすすめていく。

(社協体制整備・強化への支援)

- ・基本的に、不足分の補助は前向きに検討してもらっている。
- ・協働による事業推進を基本に、必要な職員数・物件費などは充分な調整をして定めている。
- ・社協の役割を充分に果たすことができる補助体系の確立について協議している。
- ・厳しい状況にあるが、局長級1人の派遣と補助金助成は当面続行する。
- ・市派遣の事務局長以外は市職員の兼任であるため、今後、職員配置について協議が必要である。
- ・人件費は原則として行政の負担となっている。

(自主財源の確保)

- ・自主財源の確保が要請されている。

(その他)

- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するなかで、行政と協議を行う必要があると考えている。
- ・行政内部に行財政改革・経費削減路線（退職不補充・事務のアウトソーシング）と、社協を地域福祉のコーディネーター・プラットホームとして事業強化・事務局人員強化を図ろうとする路線があり、混在化している。
- ・今後、行政とよく調整する必要がある。

- ・今後、委員会で検討。

地域福祉活動の推進に関する事業への取り組みについてお聞きします。

問3 地域福祉の担い手となる組織・団体等が多様化しているなかで、社協はさまざまな組織が集まる場としてのプラットホーム機能を果たしていくことが求められています。このことに関して、貴社協ではつぎのような取り組みをしていますか。

	実施している	検討している	今後検討する	予定はない	(N/A)
組織構成会員制度を導入している	39.5%	37.2%	23.3%	-	-
組織構成会員以外も含め、多様な組織・団体等が参加できる地域福祉に関する話し合いや情報提供の場を設置している	18.6%	18.6%	51.2%	11.6%	-
NPOや市民活動組織等との協議や連携の場を設置している	18.6%	14.0%	48.8%	18.6%	-
教育や環境など、福祉以外の分野の組織等との連携の場を設置している	18.6%	14.0%	48.8%	18.6%	-
社会福祉事業者との協議や連携の場を設置している	34.9%	11.6%	41.9%	11.6%	-
社会福祉事業者以外の事業者（企業等）との協議や連携の場を設置している	7.0%	7.0%	51.2%	34.9%	-
福祉関係団体等の事務局としての業務を拡大している	25.6%	4.7%	32.6%	34.9%	2.3%

○上記について、その内容等について特記すべきことがあれば、具体的にお書きください。

(組織構成会員制度)

- ・評議員をNPOや市民組織からも選出している。
- ・福祉施設が市町村社協に参加するのは利益確保ではなく地域貢献が目的だという府社協の見解を、協力に指導してほしい。
- ・組織構成会員への全数参加の呼びかけを通じて連携を密にしていきたい。
- ・福祉事業者やそれ以外の事業者の関係者を役員に迎え、個々の課題について情報交換を行っている。
- ・組織構成会員の導入にともない各方面の団体等を訪問したことにより社協への理解が増しており、今後は主導的な立場を果たしていきたい。
- ・市町村合併の協議が行われており、それと並行して組織構成会員制度を検討したい。

(幅広い連携の場づくり)

- ・団体・施設等の活動情報を社協が核となって発信できる機能を構築したい。
- ・教育・環境分野の組織等の個々の事業には社協も参画している。
- ・すべての小・中・高等学校の福祉協力校連絡会を立ち上げ、総合学習の地域福祉教育での連携をすすめるための検討を行っている。
- ・必要に応じて事業者や団体等との協議・連携に取り組んでいる。
- ・地区担当職員制を導入している。
- ・ボランティアセンターでNPOのパートナー登録制を実施し、市民活動組織とボランティアの連携を図っている。
- ・市と連携を密にするため、協議を重ねている。
- ・現在策定中の地域福祉活動計画の策定委員として、NPOや市民活動組織に参画してもら

っている。

- ・健康づくりに関する行政各課との連絡会議に参加し、連携を図っている。
- ・福祉大会等のイベントの実行委員会に多様な組織・団体の代表が参加し、情報交換ができる雰囲気になっている。
- ・プラットホームについて、「場を設置する」という考え方は従来の傘下型・委員会型の域を出ておらず、場をつくりたいという市民を主体にして、社協は「その場の提供者」であるべきである。
- ・民生委員協議会・共同募金会の事務局を平成14年度から担当している。
- ・基幹型在宅介護支援センターで実施している地域ケア会議が他事業者との連携の場として機能している。
- ・民協事務局を受け持つことで地域福祉活動がスムーズになった。

(その他)

- ・地域福祉活動計画を推進するうえで検討する。
- ・ふれあいのまちづくり事業のなかで、今後、社協の機能を明確にしたい。
- ・市が市民活動の促進や協働のあり方を検討しており、社協としての役割と連携のあり方を提案していく。
- ・現在策定中の地域福祉活動計画のなかで取り組んでいきたい。

○その他、地域福祉に関する組織等との協議や連携に関して取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

(社協レベルでの関係団体等との連携)

- ・福祉イベントで福祉関係団体が集まって活動しているため、そのなかで連携をすすめる。
- ・現在策定中の地域福祉活動計画のなかで「円卓会議」を実施し、これを契機にプラットホームを継続して設置していく。
- ・地域福祉活動計画策定委員会への幅広い参画。
- ・組織会員への全数参加の呼びかけ。
- ・地域福祉権利擁護事業は市内の関係機関と連携を強化して実施している。
- ・ボランティアの育成等を各施設と協力・共同企画で取り組んでいる。
- ・各種計画の作成（地域福祉計画・地域福祉活動計画・子育てプラン）、事業実施（ふれあいネット・子育てサロン・生きがいデイサービス）を協働で実施している。
- ・地域ケア会議・在宅介護支援センター連絡会議等で広域的な事業所の連携をすすめている。
- ・地域福祉権利擁護事業を通じて、在宅介護支援センター・事業者・NPO・行政等の連携が少しずつすんでおり、困難な問題について協議を行い、問題解決に取り組んでいる。
- ・NPO・市民活動組織の把握に努めている。
- ・市の保健福祉情報システムに民間の情報を載せるために、介護保険事業者連絡会と協議している。
- ・現在検討中の地域福祉活動計画のなかで、組織・団体等の取り組みや、その実現に向けた市・社協への要望をヒアリングする予定である。
- ・NPOセンターの管理。
- ・介護保険事業者連絡会への参加。
- ・NPOパートナーシップ登録・ボランティア連絡会・ボランティアネットワーク市民会議
・ボランティア市民活動フェスティバル・NPO市民活動入門講座・市民活動プロデューサー入門講座・ボランティア市民活動センター。

(地域レベルでの連携)

- ・「子育てサロン」は福祉委員・民生委員・町内会・市と連携して実施している。
- ・校区福祉委員長会議を月1回開催している。
- ・地区福祉委員会とボランティアセンターの連携を図り、ボランティアの需給調整につなげている。

- ・校区福祉委員会への情報収集・提供を行っている。
- ・地域づくり住民会議・課題解決ネットワーク会議。
- ・地区福祉委員会と事務局が連携をとるよう毎月の地区長会議で意見交換を行っている。
- ・地区福祉員会ごとの活動計画を策定中。

(その他)

- ・社協として連携の場は設置していないが、他機関と連携がとれる委員会や会議の構成メンバーとして参加している。
- ・今後、委員会で検討。

○社協がこのように地域福祉のプラットホーム機能を果たしていくことについて、貴社協としてのお考えや問題点などがあれば具体的にお書きください。

(今後の取り組み)

- ・社協事務所がある施設を拠点にしてプラットホーム機能を果たしていきたい。
- ・組織構成会員の機動的な活用を図る。
- ・ボランティアセンター事業の充実を図り、ボランティアセンターの公共性を活かしてプラットホームを提供できるよう、関係機関・団体等の協働に積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・社協本来の姿勢である。
- ・地域住民の多様な問題の発見・解決・支援への取り組みは社協の活性化につながるが、社協だけ・事業所だけでの対応は困難であり、多くの関係者が集まるプラットホームですめるのがよい。
- ・今後とも社協がプラットホーム機能を果たしていく必要がある。
- ・幅広い分野からの参画は多様な選択肢を提供してもらうためのひとつの手法であり、人的資源の宝庫として発信源になっていきたい。
- ・今後検討するなかでよく考えたい。
- ・今後、委員会で検討。
- ・取り組みが遅れているが、社協の重要な任務だと考えており、組織構成会員制度を導入し、小規模なまちの利点を生かしてすすめたい。

(推進上の課題)

- ・NPO法人は玉石混淆の状況であり、無条件に受け入れるとプラットホームでトラブルが予想される。
- ・行政のNPOや市民活動の推進業務は社会教育部門に置かれる場合が多く、社協が担っている部分との関係について市町村行政の方針・方向性がわからない。
- ・人的（相談機能）・物的（サロン）面での行政の支援が不可欠である。
- ・地域福祉のプラットホーム機能という考え方を役員に理解してもらえるか疑問がある。
- ・各関係機関との日程調整や人的配置が難しい。
- ・NPO法人の情報把握と情報提供、地域ボランティアとの連携をどうするかが問題である。
- ・プラットホームの重要性は理解できるが、具体化するための社協のしきけがイメージできない。
- ・社協がプラットホーム機能を果たしていくためには、活動ができる拠点施設が必要である。
- ・社協が公益性の高い民間団体として実施する事業や活動を、住民や関係機関に周知する必要がある。
- ・組織構成会員の加入を呼びかけるなかで社会福祉法人からは会費を払って会員になるメリットが問われており、プラットホーム機能をどう果たしていくかの理念や具体的な実践論が未成熟である。
- ・さまざまなフィールド・意見・考え方をもつ組織とどう向き合っていくか、不安の方が大きい。
- ・プラットホーム機能は大切であるが、事業型社協の考え方を放棄するのではなくミックスさせることが重要である。

- ・社協職員のコミュニティワーク機能を充実させるために、マンパワーの弱点を分析し、補助金・受託事業等を精査・整理する事業評価実績方式について府・市と協議・検討すべきである。
- ・法人組織の旧経営組織陣の意識変革と新組織の経営参加。
- ・社協ミッションや具体的事業のPRと市民の期待との相互関係の形成。
- ・プラットホーム実践が可能なコーディネート力（人員体制・能力・経費）の確立。
- ・全役員・関係者に理解・認識をしてもらうこと。
- ・このような機能を社協が果たしていくことは非常に重要であると認識しているが、財政ひっ迫のなかで人件費の縮め付けがある現状で、果たしていけるかどうか。

問4 住民の地域福祉活動への参加や、関係する組織・団体等との連携した取り組みをすすめていくうえで、社協はそれらの連絡調整や支援などを行うコミュニティワーク（地域福祉活動への支援）機能を高めていくことが期待されていますが、このことに関して、貴社協ではつぎのような取り組みをしていますか。

	実施している	検討している	今後検討する	予定はない (N/A)	
コミュニケーション担当職員の増員を図っている	7.0%	18.6%	32.6%	39.5%	2.3%
コミュニケーション担当職員の研修の充実を図っている	16.3%	20.9%	55.8%	4.7%	2.3%
地区(校区)福祉委員会への支援の充実を図っている	76.7%	14.0%	9.3%	-	-
当事者組織への支援の充実を図っている	55.8%	14.0%	20.9%	9.3%	-
ボランティアセンター事業の充実を図っている	72.1%	18.6%	9.3%	-	-
関係組織・団体等との連絡調整や支援の充実を図っている	46.5%	23.3%	30.2%	-	-
地域に密着した支援を行っていくために、地域での拠点（地域ボランティアピューロー等）を設置している	11.6%	16.3%	39.5%	32.6%	-
地区(校区)福祉委員会の活動拠点（事務所）の確保に取り組んでいる	25.6%	16.3%	25.6%	32.6%	-
小学校区単位などで、住民や地域福祉に関する団体・事業者等が自由に参加できる話し合いの場を設けている	23.3%	14.0%	44.2%	18.6%	-
地区(校区)福祉委員会活動などに当事者が主体的に参加できるよう充実を図っている	32.6%	30.2%	34.9%	2.3%	-
地区(校区)福祉委員会活動などに参加する住民等の主体性を高めるための支援（エンパワメント）の充実を図っている	34.9%	23.3%	37.2%	4.7%	-

○上記について、その内容等について特記すべきがあれば、具体的にお書きください。

（取り組み状況）

- ・行政からの受託事業として生きがいデイサービスを実施している。
- ・コミュニケーション担当職員を採用し、地域福祉を推進するうえでのコーディネーター的な役割を強化している。
- ・小地域ネットワーク活動を推進するための研修を開催し、高齢者だけでなく子どもの育成や障害者支援へと支援を広げて着実な成果をあげている。
- ・民生児童委員協議会と連携し、ひとり暮らし老人会を校区ごとに設立している。
- ・コミュニケーション担当職員の増員は見込めないため、現行職員、行政担当職員、施設職員が定期的に集まり、情報交換やスキルアップ研修を行っている。
- ・各地区に温度差があり、独自性を発揮しながら事業が企画・運営されている。
- ・定期的な連絡会・研修会を開催している。
- ・ボランティア活動拠点づくり支援事業を実施しボランティアの育成や活動の活性化を図る。

- ・小学校の余裕教室の利用について、関係部署に要望している。

(推進上の課題)

- ・校区福祉委員会の独自性・自主性、行政のまちづくりに関する施策方針があるため、社協独自では論じられない。
- ・校区福祉委員会の活動拠点として余裕教室の活用について教育委員会と協議を行っており、府からも強く要望してほしい。
- ・コミュニティワーク担当職員を増員するには、行政の理解と協力が必要である。
- ・先進的な活動事例を提供し、研究してもらうことも必要である。
- ・本来、地域組織化活動は住民や地域組織の主体的な活動（気づき・話し合い・組織化・情報啓発・活動実践等）が基本であり、社協はこうした活動の支援を行ってきたが、小地域ネットワーク活動は制度施策の必要性に端を発し、補助要件として活動メニューを強要しており、コミュニティワーク本来の取り組みに一部弊害を生じさせている。

(その他)

- ・地域福祉活動計画を推進するうえで検討する。

○その他、地域福祉活動への支援に関して取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

(コミュニティワークの体制づくり)

- ・福祉エリアごとに1名ずつコミュニティワーカーを配置し、エリア内の研修交流や、エリアを越えた校区間の交流研修に取り組んでいる。
- ・校区福祉委員会の会議に積極的に参加し、情報収集・提供を行っている。
- ・校区福祉委員会の役員会に、担当職員が出席している。

(地域福祉活動への支援)

- ・地域性を活かした支援を行っている。
- ・従来から校区福祉委員会活動を社協の中核においており、この方向性に間違いがなかったことを確信している。
- ・校区福祉委員会への市社協としての単独補助。
- ・賛助会費の60%を還元している。
- ・活動の企画・関係機関との連絡調整・情報提供等。
- ・市役所の大型バスの貸し出し。
- ・校区福祉委員会への理解と担い手の拡大を図るため、ボランティア研修会を市全域・地区ごとに実施している。
- ・社協だよりで校区福祉委員会の活動を紹介している。
- ・校区福祉委員会とボランティアセンターが連携して、需給調整を行っている。
- ・共同募金や歳末募金から校区福祉委員会への活動助成費の増額を図っている。
- ・サロン・世代間交流の立ち上げやふれあい型の会食会に補助を行っている。
- ・小地域ネットワーク活動の財源確保が大きな課題であり、賛助会費の校区配分割合の拡大や共同募金配分金からの助成などを実施・検討している。
- ・小地域ネットワーク活動の開始にともない、地区福祉委員会活動が高齢者の見守り・サロンから子育てサロンまで、幅広い活動に視野が広がりつつある。
- ・地区委員長会議で各地区の事業計画・事業報告について意見交換をしている。

(拠点の確保)

- ・総合学習とリンクさせながら、余裕教室を活用して校区福祉委員会の事務所、相談・サロン・ボランティアの集いの場となる活動拠点づくりに取り組んでいる。

(話し合いの場づくり)

- ・地域福祉活動計画での校区别ワークショップの実施。

- ・校区福祉委員会と当事者組織（ひとり暮らし老人・介護者）との懇談会を開催している。

（市民との協働事業の実施）

- ・有償事業（住民参加型福祉サービス・ファミリーサポートセンター）を実施している。
- ・給食ボランティア連絡会の再開。
- ・いきがいサロンの運営管理や生きがいデイサービス事業を市民参画で推進している。

（その他）

- ・今後、委員会で検討。

○このような取り組みをすすめるうえで、問題点があれば具体的にお書きください。

（財源の確保・職員体制）

- ・財政問題。
- ・コミュニティワーク担当職員を増員したいが、財源がない。
- ・コミュニティワーカーの地区担当制の導入をめざしているが、職員の増員が課題である。
- ・コミュニティワーカー等の職員配置が充分できない。
- ・拠点と職員の確保が重要であるが、市の意識・施策・方針に左右される。
- ・職員の確保が困難であり、校区福祉委員会活動や各事業に担当職員を配置しているがすべて兼務の状態であり、充分に専門性を発揮できない。
- ・職員不足を解消するための人事費の確保が必要である。
- ・社協がコミュニティワーク機能を高めることは重要だが、経営的視点で考えると実施方法等を検討する必要がある。
- ・校区福祉委員会による地域組織化を通じたコミュニティワークをすすめるうえで体制の確立が不十分であり、職員の研修や増員ができないないため、地域組織化の手法やゴールが見えてこない。
- ・人材の養成と人事費の安定確保が必要である。
- ・担当職員が他業務と兼務であり、積極的に取り組むための体制づくりが遅れている。

（拠点の確保）

- ・校区福祉委員会の活動を充実するとともに、住民・ボランティア・団体の交流・学習の場となるよう、ボランティアビューローやサロン等、地域の誰もが気軽に立ち寄れる拠点づくりが必要である。
- ・校区福祉委員会の事務所がなく、書類を委員長の自宅や地域の老人憩いの家に置いている状況であり、備品の置き場や個人情報の保管場所がない。
- ・活動拠点の確保が困難である。

（住民の理解・参加）

- ・新興地域と旧村地域で地域福祉活動への考え方には差があり、コンセンサスを取りにくい面がある。
- ・校区福祉委員会が未設置の校区が一部ある。
- ・学校での福祉教育と福祉分野での地域福祉教育には行政の縦割りを背景にした垣根が生じており、学校と地域の福祉観や地域性の違いから協働の実践ができない状況がある。
- ・校区福祉委員会を継続的な活動ができる体制に整備する必要がある。
- ・活動を継続していくためには、地域ボランティアの充実が必要である。

（関係機関等との連携）

- ・地域福祉活動をすすめていくうえでいちばん重要なことが横との連携であり、いろいろな機関との接点をつないでいく必要があるが、時間がかかる。

(その他)

- ・生きがいデイサービスの送迎ボランティアについて、事故発生時の対応などが問題である。

在宅福祉サービス事業への取り組みについてお聞きします。

問5 社協が受託事業や独自事業として実施している在宅福祉サービス事業（介護保険事業・支援費事業なども含みます）に関わるうえで重視すべき視点はどのようなことだとお考えですか。（一般論としてではなく、貴社協の状況をふまえてお答えください。）

	特に重視する	一定重視する	それほど重視しない	(N/A)
在宅福祉サービスの量的な確保を図る	14.0%	58.1%	18.6%	9.3%
質の高いサービスを提供することで、サービスの水準を高める	51.2%	37.2%	4.7%	7.0%
他の事業者での対応が難しいケースなどを担当する	34.9%	44.2%	14.0%	7.0%
制度化されていない新たなサービスを開発・実施する	25.6%	48.8%	20.9%	4.7%
情報提供・相談や苦情解決など利用者支援に積極的に取り組む	37.2%	58.1%	-	4.7%
地区(校区)福祉委員会活動やボランティア活動など、地域福祉活動等との連携を図る	67.4%	27.9%	-	4.7%

○その他、在宅福祉サービスに関して、特に力を入れて取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

(事業の実施・充実)

- ・「高齢者生きがいと健康づくり事業」として健康増進講演会・グラウンドゴルフ大会・老人福祉農園・いきいき音楽サロン・音楽療法講座・世代間交流・レクリエーション事業等を実施している。
- ・ホームヘルパーの休暇等に対応する代行ヘルパーを確保している。
- ・精神保健ボランティア養成講座を開催するとともに、並行して当事者が地域で生活していくための活動の拠点づくりやサロン活動など、多角的・広域的な活動に重点を置いて取り組んでいる。
- ・サービスの依頼に即応できる体制をとっている。
- ・小地域ネットワーク活動。
- ・ひとり暮らし高齢者等の孤独死を予防するよう巡回訪問・配食サービス・愛の一声・給食サービスなどを展開し、見守り活動を行っている。
- ・居宅介護事業は実施初年度であり、充実に努めている。
- ・制度化されたサービスの狭間にに対するサービスとして、住民参加型の有償ボランティア活動を行っている。

(利用者支援の実施)

- ・身体障害者支援相談事業の充実に取り組んでいる。
- ・在宅介護支援センターを運営している。
- ・在宅福祉サービスに関する出前講座を実施している。
- ・地域福祉権利擁護事業の新たな契約者を積極的に確保するよう、PRに取り組んでいる。

(サービスの質の確保)

- ・市内全域において公平なサービス提供を行う。

- ・質の高いサービスを提供することで市内全体のレベルアップを図り、利用者に安心して利用してもらえるようにする。
- ・職員が種々の研修等に率先して参加することで質的な充実を図るとともに、量的な充実を図り、利用者の要望に十全に応えられるサービスの充実に努めている。
- ・ホームヘルプサービスの身体介護で同性介護を保障するため、男性ヘルパーを確保している。
- ・登録ヘルパーの危機管理に対する教育など、ヘルパーの資質向上に力を入れている。
- ・業界のリーダー役として、サービスの量の確保と質の高いサービスの提供。
- ・独創性の発揮ときめ細かいサービスの提供。

(関係機関等との連携)

- ・「移送サービス」はボランティアの協力を得て利用回数を拡大した。
- ・基幹型在宅介護支援センターの機能を充実し、地域型在宅介護支援センターとの連携の再検討、ふれあいネットやあんしんシステムとの連動を図っている。
- ・給食サービス事業で安否確認を行い、他の制度や関係機関との連携の強化を図っている。
- ・介護サービスは、身寄りがない人や障害がある人などのサービスを利用しにくい人について福祉事務所等との連携を深め、他の事業主体では提供困難なサービスの提供に取り組んでいる。
- ・基幹型在宅介護支援センター事業を受託し、他機関との連携や支援に力を入れている。

(その他)

- ・問5の選択肢には「苦情解決・利用者支援」や「インフォーマルな活動」も含んでいるが、社協事業上の「在宅福祉サービス」の定義は何か。

○在宅福祉サービスの実施を、地域福祉活動への支援や、福祉サービス利用者への支援等に生かしていくよう配慮されていることについて、具体的な状況・内容をお書きください。

(地域福祉活動への支援)

- ・校区福祉委員会と社協の介護福祉士・コミュニティワーカーが連携し、地域での学習会を開催している。
- ・一人ひとりの人権が尊重され、地域で日常生活がおくれる社会にしていくために、地域住民の関心と理解、積極的な参加を促すよう、質の高いサービスを提供する。
- ・在宅福祉サービスの実施を通じて、さまざまなニーズが浮かび上がっており、単発的なサービスにつなぐだけでなく、地域住民・関係機関との連携により、在宅での生活ができるよう取り組んでいる。
- ・ホームヘルプ活動について、校区福祉委員会で説明している。
- ・地区福祉委員会の研修を多く開催し、個別援助活動の充実を図っている。

(地域福祉活動との連携によるサービス実施・充実)

- ・小地域ネットワークのサロン活動にケースワーカーが出席し、福祉情報の提供と要援護者等の早期掘り起こし等の情報提供、地域との連携に努めている。
- ・小地域ネットワーク活動を基盤として地域資源を活用し、見守りや発見・つなぎのネットワークの充実により、在宅福祉サービスにつなげていく。
- ・小地域ネットワーク活動を通じて、在宅福祉サービスの紹介を行っている。
- ・入院によってホームヘルプサービスが中断している人の退院への備え、特別養護老人ホームに入所する場合の住居の立ち退きなどの相談に対し、行政や民生委員等と連携して支援を行っている。
- ・狭義の在宅福祉サービス（専門サービス）とインフォーマル活動の連携は、ケアの総合化、利用者保護・利用者支援、インフォーマル活動の育成・活性化、地域福祉活動計画づくりの視点から当然であるが、専門サービスがインフォーマル活動を必要としたり、育てたりという視点ではなく、地域活動や利用者支援活動が専門サービスの質を高めていくというベクトルの違いを認識すべきである。

- ・パンフレット・市広報紙・機関紙・地域コミュニティラジオ等によるPR。
- ・地区福祉委員会や小地域ネットワーク活動から出てきた要援護者のニーズを、介護保険事業・支援費事業に結びつけています。
- ・小地域ネットワーク活動やボランティア活動などの社協事業との連携。

(その他)

- ・介護保険事業を実施していない立場にあるため、市から介護相談員派遣事業を受託し、第三者の立場で利用者の意見や要望を事業者に伝えている。
- ・在宅福祉サービスをボランティアの協力で実施しているため、回答し難い。
- ・小地域ネットワーク活動は現状では高齢者が中心であるが、精神障害者への支援を課題を位置づけ、サロン活動やピアボランティアによる見守り活動などによる主体形成を行いつつ、校区福祉委員会を中心とした展開をしたい。
- ・訪問時にきめ細かな対応を行うとともに、関係者との連絡を密にしている。
- ・階段昇降機とリフトカーの連絡により、閉じこもりがちな人へのスムーズな移送サービスを開拓している。

○社協が在宅福祉サービスを実施することで、他の事業者等との連携や福祉サービス利用者への支援に関して感じておられるメリットやデメリットについて、具体的な状況・内容をお書きください。

※メリットを感じていること

(公共的な性格による信頼性・公平性)

- ・信用度が高い。
- ・利用者に安心感があり、導入がスムーズにいく。
- ・中立的な事業者としての機能が発揮できる。
- ・初回の訪問調査の公平性が保てる。
- ・公的団体であるため、利用者から多大な信頼を得ている。
- ・利用者にとって安心感がある。
- ・社協の歴史・公共性等により、市民から信頼され、利用申込がある。
- ・他の事業者より信頼されている。

(質の高いサービスの提供)

- ・質の高いサービスを提供することで、全体の水準を上げられる。
- ・他の事業者に対して「リーディングカンパニー」として、社協が存在する意味の自覚につながる。

(困難ケースへの対応)

- ・他事業者が対応しない困難ケースの支援ができる。

(地域福祉活動との連携)

- ・見守り・介護予防の観点から、地域福祉活動と連携による効果的な事業推進が図れる。
- ・地域と連携ができる。
- ・フォーマルサービスとインフォーマルサービスを効果的に利用してもらうことができる。

(行政や他の事業者等との連携)

- ・地域福祉権利擁護事業の利用者に対して、他の事業者と話し合ってサービスを提供できる。
- ・行政等関係機関からの協力を得やすい。
- ・事業者間の連携がとりやすく、利用者の多様なニーズに応えることができる。
- ・広域的な連携を行い問題の共有化を図ることにより、利用者へのよりよい支援活動の模索につながっている。
- ・課題の発見と他事業者との情報の共有。

- ・行政の支援が受けやすい。
- ・他の事業者との連携がとれる。
- ・他の事業者との調整役になっている。
- ・利用者の生活状況や生活上の問題点等の把握が比較的容易であり、他のサービスの利用につなげていきやすい。

(その他)

- ・安価で提供しているため、他事業者の利用料も安価に抑えられている。
- ・在宅福祉サービスをボランティアの協力で実施しているため、回答し難い。

※デメリットを感じていること

(不採算事業・ケースへの対応)

- ・支援費事業等の不採算事業にかかる財源の裏付けが乏しい。
- ・困難事例が社協に回ってくる。
- ・介護度の低い利用者が多くなるため、採算性の面で厳しい運営が求められる。
- ・一事業者であるにもかかわらず市と同一視され、公共性を多く求められる。
- ・不採算性。
- ・公的な性格から福祉事業の面を重視しがちで、社会もそのように理解する傾向にあるため、経営面が第二義的になりがちである。
- ・他の事業者で断られたケースも対応しなければならない。

(プラットホーム機能上の支障)

- ・組織構成会員制度のなかで同業者との関係が良好に保てるか。
- ・ともすれば保守的・排他的になりがちである。
- ・サービスが競合した場合、事業者との連携や役割分担が必要になる。
- ・市の補助等があるため、他の事業者とはベースが違う。
- ・私企業の支援と社協との関係。

(その他)

- ・施設をもっていないため、サービス利用者と直接接する機会が少ない。
- ・在宅福祉サービスをボランティアの協力で実施しているため、回答し難い。
- ・社協が実施するインフォーマルサービスには事業費・人件費などによる限界があり、NPO等も含めインフォーマルサービスを継続的に実施するには、行政との連携がキーポイントである。
- ・プライバシーの問題について、利用者本人までにいろいろな垣根があり時間を要する。
- ・利用時間帯に制限がある。

問6 貴社協では、在宅福祉サービス事業（介護保険事業・支援費事業なども含みます）について、今後、どのようにしていくお考えですか。

	拡大の方向	現状維持	縮小・廃止の方向	その他	実施していない (N/A)
介護保険事業	7.0%(13.6)	34.9%(68.2)	9.3%(18.2)	-	46.5% 2.3%
支援費事業	14.0%(23.1)	41.9%(69.2)	4.7%(7.7)	-	37.2% 2.3%
移送サービス事業	11.6%(18.5)	48.8%(77.8)	-	2.3%(3.7)	34.9% 2.3%
食事サービス事業	9.3%(14.8)	32.6%(51.9)	11.6%(18.5)	9.3%(14.8)	34.9% 2.3%
有償在宅福祉サービス事業	7.0%(21.4)	18.6%(57.1)	7.0%(21.4)	-	65.1% 2.3%
その他	4.7%(28.6)	11.6%(71.4)	-	-	27.9% 55.8%

※ () は「実施していない」とN/Aを除いた%

○在宅福祉サービス事業の今後の展開について、具体的な状況・内容をお書きください。

(サービスの拡充)

- ・移送車両の増車を検討している。
- ・住民の要望に対応できるよう、拡大を図る。
- ・ガイドヘルプサービス事業は町外の希望者にも積極的に対応できる体制づくりをめざす。

(新規参入)

- ・事業型への取り組みを検討している。
- ・介護保険による移送サービスについては、事業者の対応を見極めて行政と協議することになっている。
- ・ガイドヘルプサービスは身体障害者にも拡大する。
- ・デイサービスやグループデイなど、リスクが低く、地域貢献できる事業を行いたい。
- ・ファミリーサポートセンター。
- ・移送サービスを行政から社協が受託し、業務はシルバー人材センターで行う。

(質の向上)

- ・現在以上に職員の質的・量的な充実を図り、利用者本位のサービスの充実をめざす。
- ・ホームヘルプサービスは同性介護を基本とするよう男性ヘルパーの確保等の条件整備を行い、事業の充実・拡大を図る。
- ・他の社会福祉法人では行いにくいサービスの提供を考えている。
- ・真に援護が必要な人かどうかの整理を行い、量より質を追求していきたい。

(現状維持)

- ・最低限、現状を維持する。
- ・引き続きボランティアの協力を得てサービスの維持に努める。
- ・移送サービスなどは介護保険との関係で現状域が精一杯であり、社協の財政がひっ迫すればインフォーマルサービスは崩壊につながりかねない。
- ・介護保険事業のケアマネジメントは兼務職員1名で担当しており、現状維持が精一杯。
- ・支援費制度は利用者が限定されているなかで拡大は困難であり、不採算部門であるが、事業者が少ないため現状を維持する。

(事業の見直し)

- ・恒常的不採算事業は、行政支援がある場合以外は撤退を視野に入れて検討していく。
- ・将来的には、介護保険の認定調査と居宅介護支援に絞り、事業者評価等の事業を行いたい。

- ・食事サービスは府・市は食の確保に重点を置く方向であり、安否確認を基本とする社協の考え方とずれがある。
- ・市の委託事業として移送サービス事業を実施しているが、市が他の事業者にも委託するようになれば事業の縮小や廃止も検討する必要がある。
- ・現在はサービスの量と質を確保するために社協が実施しているが、民間事業者ができることは事業者でやった方が効率的であり、質を競うことが利用者にもプラスになるため、将来に向けては縮小していく方向である。
- ・介護保険事業は民間事業者の進出により量的に充足されてきており、今後の運営状況で赤字が累積すれば廃止も視野に入れて検討する時期にきている。
- ・小規模作業所が法人格を取得し支援費事業に参入していくことが想定され、利用者の移行を懸念している。
- ・介護保険事業については、採算ベースにのるならば居宅介護支援事業を中心行い、ケアマネのコーディネート部分を強化したい。

(その他)

- ・社協が実施する在宅福祉サービス事業は、今後はコミュニティビジネスとしての要素が強く反映してくると考えられる。
- ・運転ボランティアで実施している移送サービスは、ボランティアのグループ化を図り、ボランティアの確保と安定したサービスの保障・充実を図る必要があるが、道路運送法の問題で事業展開が左右される。
- ・今後、委員会で検討。

経営改革全般についてお聞きします。

問7 単刀直入にお聞きします。貴社協で社協経営（運営）を行っていくうえでの課題は何だとお考えですか。

(経営ビジョンの難しさ)

- ・支援費制度への移行や公的施設の受託継続が危ぶまれるなどの当面の課題への対応に追われ、長期的展望をふまえた指針の構築までの余裕がない。
- ・事業の企画・立案を担う事務局のトップである事務局長がほぼ毎年交代する状況で、長期的展望をふまえた指針の構築は困難である。

(行政との関係の明確化)

- ・行政の下請機関からの脱却。
- ・市による社協の位置づけ。
- ・市の外郭団体であり、市の事業を代行している現実にあって市の意向が最優先されるなかで、独自施策の構築は困難である。
- ・民間的な発想が弱く、財源を含めて危機的な状況にはなっていないため役職員の意識改革がすんでいないが、これは行政からの派遣・OB職員が助長しているケースもあり、民間人の登用を積極的に行うべきである。
- ・行政や市民・各種団体から期待される役割や事業のために、経営的視点に立てない場合がある。
- ・行政との良好な関係が維持できるかどうか。

(住民の理解・参加)

- ・社協の存在感を高め、市民の理解と協力（会員募集を含め）をいかに得るか。
- ・住民の社協事業への認知。

(役職員の意識改革)

- ・役員の意識を変革すること。
- ・職員の意識を変革すること。
- ・社協経営を支える役員・校区福祉委員会等が慣例的に行ってきた経営からいかに脱却するかであり、福祉環境の変化を的確に伝えコーディネートする事務局職員の姿勢と自覚が大きく求められる。
- ・役員・職員の資質向上。
- ・役員には旧来の「与える福祉・与えられる福祉」の感覚や、経営は行政が担うものという感覚が残っている。
- ・具体的な議論が社協内で行われておらず、役職員の意識改革がいちばん必要である。
- ・経営的視点で参画できる理事の参画が必要である。
- ・役職員の意識改革。
- ・全職員が社協のあり方を検討し、一丸となって達成しうる体制づくりが必要である。
- ・社協に携わる各自が経営感覚で運営に協力する。
- ・職員の資質。
- ・役職員の経営に対する意識改革。

(経営責任体制の確立)

- ・理事会の責任体制の強化。

(事務局体制の充実)

- ・職員の増員が図れない。

(経営管理の充実)

- ・タイムリーに各事業所の収支状況が把握できること。
- ・各部門の権限と責任を強化する。

(財源の確保)

- ・財政問題。
- ・人件費の確保。
- ・自主財源の確保。
- ・財源確保。
- ・社協運営を効果的・効率的に推進していくためにも、安定した国・府・市の補助金制度の確立が必要である（期限付きの補助制度では、事業の拡充は図れない）。
- ・現在の事業形態では2～3年で社協の根幹を揺るがす事態になるのは明らかであるが、具体的にどのように財源を確保すればよいのかわからない。
- ・民間団体として自立した経営が求められているが、社協本来の使命・役割・機能を考慮すると無理がある。
- ・補助金・委託金による経営から脱却する。
- ・財源の確保。
- ・自主財源の確保。
- ・社協を安定期に運営するための財源の確保。
- ・真に必要な事業を展開しようとしても財源確保が難しい状況となっており、会員拡大や会費の値上げにとどまらず、財源確保が必要である。
- ・介護保険事業の安定経営が維持できるかどうか。
- ・サービス利用料の受益者負担。
- ・事業受託に見合った人件費収入の不足。
- ・自主財源。

(事業の効率化)

- ・限られた予算内で、いかに質の高い事業が展開できるか。

(その他)

- ・国からの指示や事務事業をそのまま地方の社協に流している全社協の態度に問題があり、この姿勢を正さない限り、何をやってもダメである。
- ・合併を視野に入れた展望。
- ・今後、委員会で検討。

問8 今回設置した経営改革検討委員会に対し、貴社協ではどのようなことを期待されますか。

(経営改革モデルの提示)

- ・経営改革のモデル的な指針を示していただきたい。

(社協の使命と公民役割分担の明確化)

- ・社協の使命と行政の関わりを明確に位置づけ、補助金を制度化して安定的財源として定着させる（地域住民に主体的に活動してもらうためのコーディネーター等）。
- ・経営管理理事の専任配置と報酬の支給、公費財源による負担（人件費を含む）、行政職員の派遣・交流、多様な職員の採用等に関する民の責任と公の役割のルールが明確になることを期待する。
- ・サービス事業者として経営責任があるのは当然であるが、地域福祉の推進については社会的責任が第一義であり、同じ社協事業であってもすぐにはなじまない。

(財源の確保方策)

- ・人件費補助の増額。
- ・人口規模等に応じた職員数の設置基準を示してほしい。
- ・地域福祉の充実には財源確保が必要であるため、国・府・市の補助施策の充実を期待する。

(市町村の特性にあった指針の提示)

- ・市・町・村の別、人口別に協議してほしい。
- ・どの社協でも実際に改革できそうなものにしてほしい。
- ・すべての社協が対応できる経営改革を検討してほしい。
- ・全社協の経営指針に書かれていることは一定理解できるが、市町村社協の組織・運営には違いがあり、各市町村の実情を把握・理解したうえで実現可能が具体方向が出てくることを期待する。
- ・財政規模・職員体制・事業規模にかなりの格差があるので、各社協に見合った経営指針がほしい。
- ・市町村社協の現状を充分にふまえて課題を示すとともに、無理なく実現していく方策等を提示されることを望む。
- ・市町村社協の実態に即した指針を作成されるよう期待する。

(早期の方針提示)

- ・平成16年度実施に向けた経営改革計画づくりに取り組んでおり、年内に検討結果もしくは方針が見出されるよう早期の取り組みを期待する。
- ・具体的な検討課題の早期の方向付けをお願いしたい。

(その他)

- ・全社協・都道府県社協・市町村社協の関係を見直し、事業面・経営面・職員体制面等での連携強化を図るべきである。
- ・大阪府社協に対して、現状では何を期待していいのかわからないので、役割を明確にし、あらゆる面でリーダーシップを発揮してほしい。
- ・国・府の補助金は事業が軌道にのったらカットされ市町村が負担しなければならぬので、中長期展望にたって事業の立ち上げを行ってほしい。

市町村社協の経営改革に関するアンケート調査のお願い

平成12年の社会福祉法により、今後の社会福祉の方向性として地域福祉の推進が明確に掲げられ、市町村社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられました。こうした役割を的確に果たしていくために、各々の市町村社協はこれまでの活動・事業、また、それを支えている組織・財政のあり方を見直し、より自立性の高い組織となるよう経営改革に取り組むことが求められています。

また、同法によって定められた市町村地域福祉計画の策定が本格化してくるなかで、地域福祉推進における公民の役割分担が重要な論点となっており、特に民のサイドにおける活動・事業のとりまとめ役である社協のあり方を明確に示していくことが求められています。これは経営改革の原点である「組織としての使命（ミッション）」を明確にすることでもあります。

大阪府社協では、こうした状況をふまえ、公民の役割分担、民のなかでの役割分担を前提として、地域福祉の推進役としての市町村社協の使命を明確にしたうえで、それを実現するための事業運営、組織運営、財政運営に関する経営改革のあり方を検討するために、学識経験者、関係団体、行政、市町村・大阪府社協関係者による市町村社協経営改革検討委員会を設置しました。

つきましては、本委員会における検討資料として、各市町村社協における経営改革への取り組み状況や意識等に関する実態調査を行うこととなりました。市町村社協の実態に即した指針を作成するために忌憚のないご意見をお聞きしたいと思いますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

平成15年9月

大阪府社協 市町村社協経営改革検討委員会

委員長 葭矢忠

記入上の注意

- *この調査票は、原則として事務局長がご記入くださいますようお願いいたします。
- *具体的な内容等の確認をさせていただく場合があるため、記名式で回答していただきますが、個表として公表することはありません。また、回答内容の活用においても個別の社協名が明らかにならないよう配慮いたします。
- *調査項目は社協の経営方針に関わる事項が中心であり、組織として明確な方向性が定められている場合は、それに基づいてご回答ください。また、明確な方向性が定められてない場合は、事務局としての考え方ご回答ください。(なお、全社協が作成した「市区町村社協経営指針」もご参照ください。)
- *ご回答いただきました調査票は9月10日(水)までに、大阪府社協地域福祉部までFAXにてご送付ください。
- *本調査についてご不明な点は、大阪府社協地域福祉部（担当 片岡）までお問い合わせください。（電話：06-6762-9473 FAX：06-6762-9487）

市町村社協の経営改革に関するアンケート調査票

社協名		記入者	役職()	氏名()
-----	--	-----	-------	-------

貴社協における経営改革に関する取り組み状況についてお聞きします。

問1 地域福祉の推進役としての期待が高まるなか、市町村社協はより自立性の高い組織として事業・組織・財政の運営をすすめていくことが求められています。また、介護保険事業や支援費事業などの事業者として、採算性の確保も含めた責任のある経営体制の確立が不可欠です。このような状況のなかで、貴社協においては、経営改革に関してどのような取り組みを行っていますか。

	実施している	検討している	今後検討する	予定はない
中長期的な経営ビジョン（経営計画）を定めている	1	2	3	4
理事会に経営に関する部会等を設置している	1	2	3	4
役員が経営判断を行う経営管理体制（事業担当理事制等）をつくっている	1	2	3	4
事務局に法人運営や社協事業全体の管理（マネジメント）業務を行う法人運営部門を設置している	1	2	3	4
ニーズの変化や費用対効果等をふまえた事業等の見直しを行っている	1	2	3	4
事業費や人件費等のコストダウンに関する具体的な取り組みをすすめている	1	2	3	4
経営の専門家による診断やコンサルティング等を受けている	1	2	3	4
自主財源の確保に向けた取り組みを強化している	1	2	3	4
社協内部で実施することが効率的でない業務等についての外部委託（アウトソーシング）等を行っている	1	2	3	4
リスクマネジメントへの取り組みを行っている	1	2	3	4

→ ※自主財源の確保に向けた取り組みの強化を実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

[]

→ ※外部委託等を実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

[]

→ ※リスクマネジメントへの取り組みを実施または検討している場合、その内容を具体的にお書きください。

[]

○その他、経営改革として取り組んでいることについて、具体的にお書きください。



○貴社協において経営改革をすすめていく（自立した経営を行っていく）うえで、最も重要なことはどのようなことだとお考えですか。



○経営改革への取り組みをすすめるうえで、問題点があれば具体的にお書きください。



経営改革をすすめるうえでの社協の使命に関する検討状況についてお聞きします。

問2 地域福祉の担い手となる組織・団体等が多様化しているなかで、社協が果たすべき役割も変化していますが、貴社協ではこのような状況をふまえた社協の使命（ミッション）や行政・他の民間組織等との役割分担などについてどのような検討を行っていますか。（複数回答可）

- 1 社協が策定した計画（地域福祉活動計画や強化計画等）のなかで定めている
- 2 公民協働で策定する市町村地域福祉計画のなかで定めている
- 3 計画等には明記していないが、市町村行政との間で議論し、一定の方向を示している
- 4 理事会・評議員会等において議論し、一定の方向を示している
- 5 事務局レベルで議論し、一定の方向を示している
- 6 今後検討すべきだと考えている
- 7 その他（ ）

※上記について、その内容がわかる資料等がありましたら添付してください。

○社協の使命や他の組織等との役割分担を検討するうえで、問題点があれば具体的にお書きください。

○社協の新たな役割として、行政や他の民間組織等から具体的に要請されていることがあればお書きください。

○社協の新たな役割もふまえ、行政からの補助（人件費を含む）のあり方について、行政との間でどのような協議が行われていますか（行政からの要請なども含めて）。

地域福祉活動の推進に関する事業への取り組みについてお聞きします。

問3 地域福祉の担い手となる組織・団体等が多様化しているなかで、社協はさまざまな組織が集まる場としてのプラットホーム機能を果たしていくことが求められています。このことに関して、貴社協ではつきのような取り組みをしていますか。

	実施している	検討している	今後検討する	予定はない
組織構成会員制度を導入している	1	2	3	4
組織構成会員以外も含め、多様な組織・団体等が参加できる地域福祉に関する話し合いや情報提供の場を設置している	1	2	3	4
NPOや市民活動組織等との協議や連携の場を設置している	1	2	3	4
教育や環境など、福祉以外の分野の組織等との連携の場を設置している	1	2	3	4
社会福祉事業者との協議や連携の場を設置している	1	2	3	4
社会福祉事業者以外の事業者（企業等）との協議や連携の場を設置している	1	2	3	4
福祉関係団体等の事務局としての業務を拡大している	1	2	3	4

○上記について、その内容等について特記すべきがあれば、具体的にお書きください。

[]

○その他、地域福祉に関する組織等との協議や連携に関して取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

[]

○社協がこのように地域福祉のプラットホーム機能を果たしていくことについて、貴社協としてのお考えや問題点などがあれば具体的にお書きください。

[]

問4 住民の地域福祉活動への参加や、関係する組織・団体等との連携した取り組みをすすめていくうえで、社協はそれらの連絡調整や支援などを行うコミュニティワーク（地域福祉活動への支援）機能を高めていくことが期待されていますが、このことに関して、貴社協ではつぎのような取り組みをしていますか。

	実施している	検討している	今後検討する	予定はない
コミュニティワーク担当職員の増員を図っている	1	2	3	4
コミュニティワーク担当職員の研修の充実を図っている	1	2	3	4
地区(校区)福祉委員会への支援の充実を図っている	1	2	3	4
当事者組織への支援の充実を図っている	1	2	3	4
ボランティアセンター事業の充実を図っている	1	2	3	4
関係組織・団体等との連絡調整や支援の充実を図っている	1	2	3	4
地域に密着した支援を行っていくために、地域での拠点（地域ボランティアビューロー等）を設置している	1	2	3	4
地区(校区)福祉委員会の活動拠点（事務所）の確保に取り組んでいる	1	2	3	4
小学校区単位などで、住民や地域福祉に関する団体・事業者等が自由に参加できる話し合いの場を設けている	1	2	3	4
地区(校区)福祉委員会活動などに当事者が主体的に参加できるよう充実を図っている	1	2	3	4
地区(校区)福祉委員会活動などに参加する住民等の主体性を高めるための支援（エンパワメント）の充実を図っている	1	2	3	4

○上記について、その内容等について特記すべきがあれば、具体的にお書きください。

○その他、地域福祉活動への支援に関して取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

○このような取り組みをすすめるうえで、問題点があれば具体的にお書きください。

在宅福祉サービス事業への取り組みについてお聞きします。

問5 社協が受託事業や独自事業として実施している在宅福祉サービス事業（介護保険事業・支援費事業なども含みます）に関わるうえで重視すべき視点はどのようなことだとお考えですか。（一般論としてではなく、貴社協の状況をふまえてお答えください。）

	特に重視する	一定重視する	それほど重視しない
在宅福祉サービスの量的な確保を図る	1	2	3
質の高いサービスを提供することで、サービスの水準を高める	1	2	3
他の事業者での対応が難しいケースなどを担当する	1	2	3
制度化されていない新たなサービスを開発・実施する	1	2	3
情報提供・相談や苦情解決など利用者支援に積極的に取り組む	1	2	3
地区(校区)福祉委員会活動やボランティア活動など、地域福祉活動等との連携を図る	1	2	3

○その他、在宅福祉サービスに関して、特に力を入れて取り組んでいることについて、具体的にお書きください。

[]

○在宅福祉サービスの実施を、地域福祉活動への支援や、福祉サービス利用者への支援等に生かしていくよう配慮されていることについて、具体的な状況・内容をお書きください。

[]

○社協が在宅福祉サービスを実施することで、他の事業者等との連携や福祉サービス利用者への支援に関して感じておられるメリットやデメリットについて、具体的な状況・内容をお書きください。

〔※メリットと感じていること〕

〔※デメリットと感じていること〕

問6 貴社協では、在宅福祉サービス事業（介護保険事業・支援費事業なども含みます）について、今後、どのようにしていくお考えですか。

	拡大の方向	現状維持	縮小・廃止の方向	その他（具体的に）	実施していない
介護保険事業	1	2	3	4（ ）	5
支援費事業	1	2	3	4（ ）	5
移送サービス事業	1	2	3	4（ ）	5
食事サービス事業	1	2	3	4（ ）	5
有償在宅福祉サービス事業	1	2	3	4（ ）	5
その他	1	2	3	4（ ）	5

○在宅福祉サービス事業の今後の展開について、具体的な状況・内容をお書きください。

経営改革全般についてお聞きします。

問7 単刀直入にお聞きします。貴社協で社協経営（運営）を行っていくうえでの課題は何だとお考えですか。

問8 今回設置した経営改革検討委員会に対し、貴社協ではどのようなことを期待されますか。

ご協力ありがとうございました。

市町村社協経営改革検討委員会報告書

平成16年3月

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL 06(6762)9473 FAX 06(6767)1562